

○ 名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程	(第5号)	158
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第27号)	161
名 教 委 訓 令		
○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第4号)	162
消 防 局 告 示		
○ 防火管理に関する講習の実施について	(第3号)	166
○ 防災管理に関する講習の実施について	(第4号)	168
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局課長代理設置規程の一部改正	(第40号)	170
○ 名古屋市上下水道局公印規程等の一部改正	(第41号)	171
○ 名古屋市上下水道局管理規程の一部改正	(第42号)	180
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び 休暇等に関する規程の一部改正	(第43号)	182
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の廃止	(第44号)	189
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上 下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当 の支給に関する規程の一部改正	(第45号)	192
○ 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正	(第46号)	217
○ 名古屋市上下水道局会計規程等の一部改正	(第47号)	218
○ 名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正	(第48号)	220
○ 水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道 局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正	(第49号)	225
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局公印取扱規程等の一部改正	(第24号)	230
○ 会計年度任用職員就業規程等の一部改正	(第25号)	266
○ 名古屋市交通局公有財産規程の一部改正	(第26号)	298
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第23号)	302
○ 名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程 の一部改正	(第24号)	324
○ 名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程の一部改正	(第25号)	325
○ 名古屋市病院局において令和 2年12月に支給する期末手当の 特例措置に関する規程	(第26号)	328
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部 改正	(第27号)	331
公 告		
○ 特定空家等に関する公告	(ス市・地域振興課)	337

条 例 の あ ら ま し

○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第67号）

1 改正内容

本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与を改定等するものです。

(1) 期末手当の支給割合の改定を行います。（第20条関係）

(2) 再任用職員に係る給料の削減割合の改定を行います。（附則第17項関係）

(3) 給料表の改定を行います。（別表第 7 関係）

2 関係条例の整理等

給与改定等に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第 3号）、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6号）、名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第25号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第 6号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2号）及び職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 7号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 3年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 押印の廃止に関する規則（第 123号）

1 制定の趣旨

本市が独自に押印を求めている行政手続について、押印を廃止します。

2 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第 124号）

1 改正内容

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第67号）の施行に伴い、規定の整理を行います。（附則第 2項関係）

2 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 3項第 1号に規定する市長が定める期間等を定める規則（第 125号）

1 制定の趣旨

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第67号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めま

す。

2 主な内容

(1) 条例附則第 3項第 1号に規定する「市長が定める期間」及び「市長が定める月数」の内容を定めます。（第 1条及び第 2条関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 3条関係）

3 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 126号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。ただし、改良住宅等の附帯施設の公用開始に係る手続等に関する規定は公布の日から、別表第 2 1店舗の表の改正規定は令和 3年 5月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 127号）

1 改正内容

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、健康福祉局健康部主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を設置することに伴い、規程を整備します。（第 9条関係）

2 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 押印の廃止に関する規程（第55号）

1 制定の趣旨

本市が独自に押印を求めている行政手続について、押印を廃止します。

2 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第56号）

1 制定の趣旨

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、健康福祉局健康部感染症対策室に主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を 2名設置することに伴い、規程を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年12月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第57号）

1 制定の趣旨

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、保健所健康部主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）及び保健所健康部感染症対策室主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）2名を設置することに伴い、規程を整備します。（第3条及び第4条関係）

2 施行期日

令和2年12月1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第4号）

1 改正内容

- (1) 文書の収受及び配布等の手続における押印を廃止します。（第1号様式及び第2号様式関係）
- (2) その他規定の整備等を行います。（第12条、第14条、第15条、第23条、第2号様式及び第4号様式関係）

2 施行期日

令和2年12月1日から施行します。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第67号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第20条第 3 項中「支給する時期ごとの割合は、100 分の 130 」を「割合は、6 月に支給する場合においては 100 分の 130 、12月に支給する場合においては 100 分の 125 」に、「100 分の 110 」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 110 、12月に支給する場合においては 100 分の 105 」に、「100 分の70」を「6 月に支給する場合においては 100 分の70、12月に支給する場合においては 100 分の65」に改め、同条第 4 項中「100 分の 130 」を「割合は、6 月に支給する場合においては 100 分の 130 、12月に支給する場合においては 100 分の 125 」に、「1,000 分の 725 」を「支給する時期ごとの割合は、1,000 分の 725 」に、「100 分の 110 」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 110 、12月に支給する場合においては 100 分の 105 」に改める。

附則第17項第1号中「1,000分の304」を「1,000分の301」に改め、同項第2号中「1,000分の186」を「1,000分の183」に改め、同項第3号中「1,000分の121」を「1,000分の117」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第 7 行政職等給料表

職務の級	給 料 月 額
	円
1 級	137,900
2 級	172,200
3 級	212,800
4 級	241,600 (257,200)
5 級	263,500
6 級	270,700
7 級	277,900 (295,900)
8 級	326,300 (356,100)
9 級	402,900

備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の1,275」に、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,075」に、「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の65」を「1,000分の675」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「1,000分の1,275」に改め、「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,075」に改める。

附則第17項第3号中「1,000分の117」を「1,000分の118」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、附則第19項及び第20項の規定は公布の日から、第2条並びに附則第7項、第10項、第13項及び第16項の規定は令和3年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額は、市長が定める。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和2年12月に支給する職員（医療職給料表(1)又は技能労務職給料表の適用を受ける職員（技能労務職給料表の適用を受ける職員にあつては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）附則第11項の規定の適用を受けるものを除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職

員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）第20条第2項、第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項から第7項まで若しくは第23条第1項、第2項、第4項、第5項若しくは第7項又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第5条の3若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第4条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和2年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（改正後条例第11条の3第2項に規定する市長の定める額を除く。）及び教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。）の月額合計額に10,000分の24を乗じて得た額に、同年4月から公布の日の属する月（公布の日が月の初日であるときは、その前月）までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 令和2年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に10,000分の24を乗じて得た額
(経過措置)

4 施行日から令和3年3月31日までの間における会計年度任用職員に対する改正後条例第6条第12項第2号の規定の適用については、同号中「210,750

円」とあるのは、「210,250 円」とする。

(委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の70」を「100分の65」に、「100分の170」を「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

- 7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の65」を「1,000分の675」に、「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の165」を「1,000分の1,675」に改める。

(令和2年12月に支給する特定任期付職員の期末手当に関する特例措置)

- 8 附則第3項の規定は、附則第6項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。）に対する期末手当の支給について準用する。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 9 特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の165」と」を加える。

- 10 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「1,000分の1,275」とあるのは「1,000分の1,675」に改める。

(令和2年12月に支給する特別職の職員の期末手当に関する特例措置)

- 11 附則第3項の規定は、附則第9項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例第2条第4号から第6号までに掲げる職員に対する期末手当の支給について準用する。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 12 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の130」を「令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の39」を「12月に支給する場合においては、100分の39」に、「令和3年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の130」を「令和3年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の78」を「支給する時期ごとの割合は、100分の78」に、「令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の130」を「令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の104」を「支給する時期ごとの割合は、100分の104」に改める。

附則第15項中「100分の130」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の39」を「割合は、12月に支給する場合においては、100分の39」に、「100分の78」を「支給する時期ごとの割合は、100分の78」に、「100分の104」を「支給する時期ごとの割合は、100分の104」に改める。

- 13 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和3年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条

第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「令和3年度に期末手当を支給する場合にあつては「第20条第3項中「1,000分の1,275」に改め、「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「令和4年度に期末手当を支給する場合にあつては「第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「令和4年度に期末手当を支給する場合にあつては「第20条第3項中「1,000分の1,275」に改める。

附則第15項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「1,000分の1,275」に改め、「割合は、12月に支給する場合においては、」及び「支給する時期ごとの割合は、」を削る。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 施行日から令和3年3月31日までの間における法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する附則第12項の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第4の規定により改正後条例第6条第12項の規定の適用を受けるものとした場合においては、同項第1号中「224,310円」とあるのは「223,710円」と、同項第2号中「210,750円」とあるのは「210,250円」とする。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 15 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の304」を「1,000分の301」に、「1,000分の243」を「1,000分の238」に、「1,000分の186」を「1,000分の183」に、「100分の12」を「1,000分の115」に、「1,000分の121」を「1,000分の117」に、「1,000分の52」を「1,000分の48」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職務の級	給 料 月 額
	円
1 級	131,100
2 級	163,700
3 級	199,700
4 級	230,200 (243,500)
5 級	250,600
6 級	257,400
7 級	264,100 (281,300)
8 級	310,100 (338,600)
9 級	382,900

備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

- 16 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の238」を「100分の24」に、「1,000分の115」を「1,000分の116」に、「1,000分の117」を「1,000分の118」に改める。

- 17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「455,000」を「453,900」に、「515,000」を「513,700」に、「588,000」を「586,500」に、「687,000」を「685,300」に、「804,000」を「802,000」に改める。

附則別表第1から附則別表第9までを次のように改める。

附則別表第 1 行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	156,900	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	322,500 (370,100)	393,700	413,000
2	143,100	158,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	325,300 (372,800)	396,900	416,500
3	144,200	159,300	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,100 (375,400)	400,100	420,000
4	145,200	160,500	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	330,900 (378,000)	403,200	423,500
5	146,200	161,600	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	333,600 (380,600)	406,300	427,000
6	147,300	163,300	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,300 (383,000)	409,500	430,700
7	148,400	164,900	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	339,000 (385,400)	412,600	434,400
8	149,500	166,500	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,600 (387,700)	415,700	438,000
9	150,500	168,100	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	344,200 (390,000)	418,800	441,600
10	151,700	171,100	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	346,600 (392,400)	421,900	445,200
11	152,800	174,000	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	349,000 (394,800)	425,000	448,700
12	153,900	176,900	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	351,400 (397,100)	428,100	452,200
13	155,000	179,800	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	353,700 (399,400)	431,200	455,700
14	156,500	181,500	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	356,000 (401,400)	434,200	459,200
15	158,000	183,100	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	358,300 (403,400)	437,200	462,700
16	159,500	184,700	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	360,600 (405,300)	440,200	466,200
17	160,900	186,300	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	362,900 (407,200)	443,100	469,700
18	162,700	187,900	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	365,100 (408,900)	445,900	473,200
19	164,500	189,500	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	367,300 (410,600)	448,700	476,700
20	166,300	191,100	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	369,500 (412,300)	451,500	480,100
21	168,100	192,700	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,600 (414,000)	454,200	483,500
22	171,100	194,300	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,700 (415,300)	456,800	486,800
23	174,000	195,900	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,800 (416,600)	459,400	490,000
24	176,900	197,500	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,900 (417,900)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	380,000 (419,100)	464,400	496,400
26	181,400	200,700	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	382,100 (420,400)	466,500	499,500
27	183,000	202,300	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	384,100 (421,700)	468,600	502,600
28	184,500	203,900	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	386,100 (422,900)	470,700	505,700
29	186,000	205,500	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	388,100 (424,100)	472,800	508,800
30	187,000	207,100	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,800 (425,400)	474,800	512,000
31	188,000	208,700	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,400 (426,600)	476,800	515,100
32	189,000	210,300	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	393,000 (427,800)	478,700	518,200
33	189,900	211,900	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,600 (429,000)	480,600	521,300
34	190,900	213,500	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	396,000 (430,100)	482,200	524,400
35	191,900	215,100	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,400 (431,200)	483,800	527,500
36	192,900	216,700	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,800 (432,300)	485,400	530,500
37	193,800	218,300	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100 (433,300)	486,900	533,500
38	194,800	219,900	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,300 (434,100)	488,300	536,300
39	195,800	221,500	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,500 (434,900)	489,700	539,100
40	196,800	223,100	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,700 (435,600)	491,100	541,900

41	197,700	224,600	287,500	308,900	327,200	355,900 (391,900)	404,900 (436,300)	492,500	544,700
42	198,700	226,200	289,400	310,800	329,300	357,700 (393,300)	405,900 (437,100)	493,900	547,500
43	199,700	227,800	291,300	312,700	331,300	359,400 (394,600)	406,900 (437,900)	495,300	550,300
44	200,700	229,400	293,200	314,500	333,300	361,100 (395,900)	407,800 (438,600)	496,700	553,100
45	201,600	231,000	295,000	316,300	335,300	362,800 (397,200)	408,700 (439,300)	498,100	555,800
46	202,600	232,600	296,900	318,200	337,100	364,600 (398,200)	409,600 (440,100)	499,300	558,700
47	203,600	234,200	298,700	320,000	338,900	366,400 (399,200)	410,500 (440,800)	500,500	561,500
48	204,600	235,800	300,500	321,800	340,700	368,100 (400,200)	411,400 (441,500)	501,600	564,300
49	205,500	237,400	302,300	323,600	342,500	369,800 (401,200)	412,300 (442,200)	502,700	567,100
50	206,500	239,000	304,100	325,500	344,300	371,100 (401,900)	413,100 (443,000)	503,900	570,000
51	207,500	240,600	305,900	327,300	346,100	372,400 (402,600)	413,900 (443,800)	505,100	572,800
52	208,400	242,200	307,700	329,100	347,900	373,600 (403,300)	414,600 (444,500)	506,300	575,600
53	209,300	243,800	309,500	330,900	349,600	374,800 (404,000)	415,300 (445,200)	507,400	578,400
54	210,300	245,400	311,200	332,400	350,800	376,000 (404,700)	416,100 (446,000)	508,600	581,200
55	211,300	247,000	312,900	333,800	352,000	377,100 (405,400)	416,900 (446,700)	509,800	584,000
56	212,200	248,600	314,600	335,200	353,100	378,200 (406,100)	417,600 (447,400)	511,000	586,800
57	213,100	250,200	316,200	336,600	354,200	379,300 (406,800)	418,300 (448,100)	512,200	589,500
58	214,100	251,800	317,700	337,700	355,700	380,200 (407,500)	419,000 (448,900)	513,400	592,400
59	215,100	253,400	319,200	338,700	357,200	381,100 (408,200)	419,700 (449,700)	514,600	595,200
60	216,000	255,000	320,700	339,700	358,700	382,000 (408,900)	420,400 (450,400)	515,800	598,000
61	216,900	256,600	322,100	340,700	360,100	382,800 (409,500)	421,100 (451,100)	517,000	600,800
62	217,700	258,200	323,500	341,700	361,100	383,500 (410,200)	421,900 (451,900)		
63	218,500	259,800	324,900	342,700	362,100	384,200 (410,900)	422,700 (452,600)		
64	219,300	261,300	326,300	343,700	363,100	384,900 (411,600)	423,400 (453,300)		
65	220,100	262,800	327,700	344,700	364,000	385,600 (412,300)	424,100 (454,000)		
66	220,900	263,800	329,000	345,400	364,900	386,300 (413,000)	424,900 (454,800)		
67	221,700	264,800	330,300	346,000	365,700	387,000 (413,700)	425,600 (455,500)		
68	222,500	265,800	331,600	346,600	366,500	387,700 (414,400)	426,300 (456,200)		
69	223,300	266,700	332,800	347,200	367,300	388,300 (415,100)	427,000 (456,900)		
70	224,100	267,700	333,900	347,900	368,000	389,000 (415,800)	427,800 (457,700)		
71	224,900	268,700	335,000	348,600	368,700	389,700 (416,500)	428,500 (458,400)		
72	225,700	269,700	336,100	349,300	369,400	390,400 (417,200)	429,200 (459,100)		
73	226,500	270,600	337,100	350,000	370,100	391,100 (417,900)	429,900 (459,800)		
74	227,300	271,500	337,800	350,700	370,800	391,800 (418,600)	430,700 (460,600)		
75	228,100	272,400	338,500	351,400	371,500	392,500 (419,300)	431,400 (461,300)		
76	228,900	273,300	339,100	352,000	372,200	393,200 (419,900)	432,100 (462,000)		
77	229,600	274,200	339,700	352,600	372,900	393,900 (420,500)	432,800 (462,700)		
78	230,400	275,100	340,500	353,300	373,600	394,600 (421,200)	433,500 (463,500)		
79	231,200	276,000	341,300	354,000	374,300	395,300 (421,900)	434,200 (464,300)		
80	232,000	276,800	342,100	354,600	375,000	396,000 (422,600)	434,900 (465,000)		
81	232,700	277,600	342,800	355,200	375,600	396,700 (423,300)	435,600 (465,700)		
82	233,300	278,500	343,500	355,900	376,300	397,400 (424,000)	436,400		
83	233,900	279,400	344,100	356,600	377,000	398,100 (424,700)	437,100		
84	234,400	280,200	344,700	357,200	377,700	398,800 (425,400)	437,800		

85	234,900	281,000	345,300	357,800	378,400	399,400 (426,000)	438,500		
86	235,400	281,800	345,900	358,500	379,100	400,100 (426,700)	439,300		
87	235,900	282,600	346,500	359,200	379,800	400,800 (427,400)	440,000		
88	236,300	283,400	347,100	359,800	380,500	401,500 (428,000)	440,700		
89	236,700	284,100	347,600	360,400	381,100	402,200 (428,600)	441,400		
90	237,200	284,800	348,200	361,100	381,800	402,900	442,100		
91	237,600	285,500	348,800	361,700	382,500	403,600	442,800		
92	238,000	286,200	349,400	362,300	383,200	404,300	443,500		
93	238,400	286,800	350,000	362,900	383,900	405,000	444,200		
94	238,900	287,500	350,600	363,600	384,600	405,700	445,000		
95	239,300	288,200	351,100	364,300	385,300	406,400	445,700		
96	239,700	288,900	351,600	364,900	386,000	407,100	446,400		
97	240,100	289,500	352,100	365,500	386,600	407,700	447,100		
98		290,200	352,700	366,200	387,300	408,400			
99		290,900	353,200	366,900	388,000	409,100			
100		291,500	353,700	367,500	388,700	409,800			
101		292,100	354,200	368,100	389,400	410,400			
102		292,600	354,800	368,800	390,100	411,100			
103		293,100	355,300	369,500	390,800	411,800			
104		293,600	355,800	370,100	391,500	412,500			
105		294,000	356,300	370,700	392,200	413,100			
106		294,400	356,900	371,400	392,900	413,800			
107		294,800	357,400	372,100	393,600	414,500			
108		295,200	357,900	372,700	394,300	415,100			
109		295,600	358,400	373,300	394,900	415,700			
110		296,000	359,000	374,000	395,600	416,400			
111		296,400	359,500	374,600	396,300	417,000			
112		296,800	360,000	375,200	397,000	417,600			
113		297,200	360,500	375,800	397,700	418,200			
114		297,600	361,100	376,500	398,400				
115		298,000	361,600	377,200	399,100				
116		298,400	362,100	377,800	399,800				
117		298,800	362,600	378,400	400,500				
118		299,200	363,200	379,100	401,200				
119		299,600	363,700	379,700	401,900				
120		300,000	364,200	380,300	402,500				
121		300,300	364,700	380,900	403,100				
122		300,700		381,600	403,800				
123		301,100		382,300	404,500				
124		301,500		382,900	405,100				
125		301,800		383,500	405,700				
126		302,200		384,200	406,400				
127		302,600		384,900	407,100				
128		302,900		385,500	407,700				

129		303,200		386,100	408,300				
130		303,600		386,800	409,000				
131		304,000		387,400	409,700				
132		304,400		388,000	410,300				
133		304,700		388,600	410,900				
134		305,100		389,300					
135		305,500		389,900					
136		305,800		390,500					
137		306,100		391,100					
138		306,500		391,800					
139		306,800		392,400					
140		307,100		393,000					
141		307,400		393,600					
142		307,800		394,300					
143		308,100		394,900					
144		308,400		395,500					
145		308,700		396,100					
146				396,800					
147				397,400					
148				398,000					
149				398,600					
150				399,300					
151				399,900					
152				400,500					
153				401,100					
154				401,700					
155				402,300					
156				402,900					
157				403,400					

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 消防職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	155,000	168,100	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	322,500 (370,100)	393,700
2	156,500	171,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	325,300 (372,800)	396,900
3	158,000	174,000	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,100 (375,400)	400,100
4	159,500	176,900	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	330,900 (378,000)	403,200
5	160,900	179,800	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	333,600 (380,600)	406,300
6	162,700	181,500	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,300 (383,000)	409,400
7	164,500	183,100	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	339,000 (385,400)	412,500
8	166,300	184,700	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,600 (387,700)	415,600
9	168,100	186,300	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	344,200 (390,000)	418,700
10	171,100	187,900	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	346,600 (392,400)	421,600
11	174,000	189,500	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	349,000 (394,800)	424,500
12	176,900	191,100	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	351,400 (397,100)	427,400
13	179,800	192,700	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	353,700 (399,400)	430,300
14	181,400	194,300	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	356,000 (401,400)	433,100
15	183,000	195,900	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	358,300 (403,400)	435,800
16	184,500	197,500	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	360,600 (405,300)	438,500
17	186,000	199,100	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	362,900 (407,200)	441,200
18	187,000	200,700	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	365,100 (408,900)	443,500
19	188,000	202,300	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	367,300 (410,600)	445,700
20	189,000	203,900	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	369,500 (412,300)	447,900
21	189,900	205,500	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,600 (414,000)	450,100
22	190,900	207,100	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,700 (415,300)	452,100
23	191,900	208,700	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,800 (416,600)	454,000
24	192,900	210,300	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,900 (417,900)	455,900
25	193,800	211,900	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	380,000 (419,100)	457,800
26	194,800	213,500	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	382,100 (420,400)	459,500
27	195,800	215,100	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	384,100 (421,700)	461,200
28	196,800	216,700	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	386,100 (422,900)	462,800
29	197,700	218,300	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	388,100 (424,100)	464,400
30	198,700	219,900	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,800 (425,400)	466,100
31	199,700	221,500	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,400 (426,600)	467,700
32	200,700	223,100	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	393,000 (427,800)	469,300
33	201,600	224,600	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,600 (429,000)	470,900
34	202,600	226,200	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	396,000 (430,100)	472,600
35	203,600	227,800	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,400 (431,200)	474,200
36	204,600	229,400	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,800 (432,300)	475,800
37	205,500	231,000	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100 (433,300)	477,400
38	206,500	232,600	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,300 (434,100)	478,900
39	207,500	234,200	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,500 (434,900)	480,400
40	208,400	235,800	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,700 (435,600)	481,800

41	209,300	237,400	287,500	308,900	327,200	355,900 (391,900)	404,900 (436,300)	483,200
42	210,300	239,000	289,400	310,800	329,300	357,700 (393,300)	405,900 (437,100)	484,300
43	211,300	240,600	291,300	312,700	331,300	359,400 (394,600)	406,900 (437,900)	485,400
44	212,200	242,200	293,200	314,500	333,300	361,100 (395,900)	407,800 (438,600)	486,400
45	213,100	243,800	295,000	316,300	335,300	362,800 (397,200)	408,700 (439,300)	487,400
46	214,100	245,400	296,900	318,200	337,100	364,600 (398,200)	409,600 (440,100)	488,500
47	215,100	247,000	298,700	320,000	338,900	366,400 (399,200)	410,500 (440,800)	489,600
48	216,000	248,600	300,500	321,800	340,700	368,100 (400,200)	411,400 (441,500)	490,600
49	216,900	250,200	302,300	323,600	342,500	369,800 (401,200)	412,300 (442,200)	491,600
50	217,700	251,800	304,100	325,500	344,300	371,100 (401,900)	413,100 (443,000)	492,700
51	218,500	253,400	305,900	327,300	346,100	372,400 (402,600)	413,900 (443,800)	493,800
52	219,300	255,000	307,700	329,100	347,900	373,600 (403,300)	414,600 (444,500)	494,800
53	220,100	256,600	309,500	330,900	349,600	374,800 (404,000)	415,300 (445,200)	495,800
54	220,900	258,200	311,200	332,400	350,800	376,000 (404,700)	416,100 (446,000)	
55	221,700	259,800	312,900	333,800	352,000	377,100 (405,400)	416,900 (446,700)	
56	222,500	261,300	314,600	335,200	353,100	378,200 (406,100)	417,600 (447,400)	
57	223,300	262,800	316,200	336,600	354,200	379,300 (406,800)	418,300 (448,100)	
58	224,100	263,800	317,700	337,700	355,700	380,200 (407,500)	419,000 (448,900)	
59	224,900	264,800	319,200	338,700	357,200	381,100 (408,200)	419,700 (449,700)	
60	225,700	265,800	320,700	339,700	358,700	382,000 (408,900)	420,400 (450,400)	
61	226,500	266,700	322,100	340,700	360,100	382,800 (409,500)	421,100 (451,100)	
62	227,300	267,700	323,500	341,700	361,100	383,500 (410,200)	421,900 (451,900)	
63	228,100	268,700	324,900	342,700	362,100	384,200 (410,900)	422,700 (452,600)	
64	228,900	269,700	326,300	343,700	363,100	384,900 (411,600)	423,400 (453,300)	
65	229,600	270,600	327,700	344,700	364,000	385,600 (412,300)	424,100 (454,000)	
66	230,400	271,500	329,000	345,400	364,900	386,300 (413,000)	424,900 (454,800)	
67	231,200	272,400	330,300	346,000	365,700	387,000 (413,700)	425,600 (455,500)	
68	232,000	273,300	331,600	346,600	366,500	387,700 (414,400)	426,300 (456,200)	
69	232,700	274,200	332,800	347,200	367,300	388,300 (415,100)	427,000 (456,900)	
70	233,300	275,100	333,900	347,900	368,000	389,000 (415,800)	427,800	
71	233,900	276,000	335,000	348,600	368,700	389,700 (416,500)	428,500	
72	234,400	276,800	336,100	349,300	369,400	390,400 (417,200)	429,200	
73	234,900	277,600	337,100	350,000	370,100	391,100 (417,900)	429,900	
74	235,400	278,500	337,800	350,700	370,800	391,800 (418,600)	430,700	
75	235,900	279,400	338,500	351,400	371,500	392,500 (419,300)	431,400	
76	236,300	280,200	339,100	352,000	372,200	393,200 (419,900)	432,100	
77	236,700	281,000	339,700	352,600	372,900	393,900 (420,500)	432,800	
78	237,200	281,800	340,500	353,300	373,600	394,600 (421,200)	433,500	
79	237,600	282,600	341,300	354,000	374,300	395,300 (421,900)	434,200	
80	238,000	283,400	342,100	354,600	375,000	396,000 (422,600)	434,900	
81	238,400	284,100	342,800	355,200	375,600	396,700 (423,300)	435,600	
82	238,900	284,800	343,500	355,900	376,300	397,400 (424,000)	436,400	
83	239,300	285,500	344,100	356,600	377,000	398,100 (424,700)	437,100	
84	239,700	286,200	344,700	357,200	377,700	398,800 (425,400)	437,800	

85	240,100	286,800	345,300	357,800	378,400	399,400 (426,000)	438,500	
86	240,600	287,500	345,900	358,500	379,100	400,100 (426,700)		
87	241,000	288,200	346,500	359,200	379,800	400,800 (427,400)		
88	241,400	288,900	347,100	359,800	380,500	401,500 (428,000)		
89	241,800	289,500	347,600	360,400	381,100	402,200 (428,600)		
90	242,300	290,200	348,200	361,100	381,800	402,900		
91	242,700	290,900	348,800	361,700	382,500	403,600		
92	243,100	291,500	349,400	362,300	383,200	404,300		
93	243,500	292,100	350,000	362,900	383,900	405,000		
94	244,000	292,600	350,600	363,600	384,600	405,700		
95	244,400	293,100	351,100	364,300	385,300	406,400		
96	244,800	293,600	351,600	364,900	386,000	407,100		
97	245,200	294,000	352,100	365,500	386,600	407,700		
98		294,400	352,700	366,200	387,300	408,400		
99		294,800	353,200	366,900	388,000	409,100		
100		295,200	353,700	367,500	388,700	409,800		
101		295,600	354,200	368,100	389,400	410,400		
102		296,000	354,800	368,800	390,100	411,100		
103		296,400	355,300	369,500	390,800	411,800		
104		296,800	355,800	370,100	391,500	412,500		
105		297,200	356,300	370,700	392,200	413,100		
106		297,600	356,900	371,400	392,900			
107		298,000	357,400	372,100	393,600			
108		298,400	357,900	372,700	394,300			
109		298,800	358,400	373,300	394,900			
110		299,200	359,000	374,000	395,600			
111		299,600	359,500	374,600	396,300			
112		300,000	360,000	375,200	397,000			
113		300,300	360,500	375,800	397,700			
114		300,700	361,100	376,500	398,400			
115		301,100	361,600	377,200	399,100			
116		301,500	362,100	377,800	399,800			
117		301,800	362,600	378,400	400,500			
118		302,200		379,100	401,200			
119		302,600		379,700	401,900			
120		302,900		380,300	402,500			
121		303,200		380,900	403,100			
122		303,600		381,600	403,800			
123		304,000		382,300	404,500			
124		304,400		382,900	405,100			
125		304,700		383,500	405,700			
126		305,100		384,200	406,400			
127		305,500		384,900	407,100			
128		305,800		385,500	407,700			

129		306,100		386,100	408,300			
130				386,800	409,000			
131				387,400	409,700			
132				388,000	410,300			
133				388,600	410,900			
134				389,300				
135				389,900				
136				390,500				
137				391,100				
138				391,800				
139				392,400				
140				393,000				
141				393,600				
142				394,300				
143				394,900				
144				395,500				
145				396,100				
146				396,800				
147				397,400				
148				398,000				
149				398,600				
150				399,300				
151				399,900				
152				400,500				
153				401,100				
154				401,700				
155				402,300				
156				402,900				
157				403,400				

備考 1 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防長、部長その他市長が指定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から69号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3 教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	157,000	172,800	253,200	375,600
2	158,500	174,500	255,800	378,700
3	160,000	176,200	258,400	381,800
4	161,400	177,900	261,000	384,900
5	162,800	179,500	263,600	387,900
6	164,600	181,400	266,300	391,100
7	166,300	183,300	269,000	394,200
8	168,000	185,200	271,600	397,300
9	169,700	187,000	274,200	400,400
10	171,500	188,900	277,000	403,000
11	173,300	190,800	279,700	405,600
12	175,100	192,700	282,400	408,100
13	176,800	194,500	285,100	410,600
14	178,600	196,500	288,000	412,600
15	180,300	198,500	290,900	414,600
16	182,000	200,400	293,700	416,600
17	183,700	202,300	296,500	418,600
18	185,500	204,400	299,300	420,600
19	187,300	206,500	302,100	422,600
20	189,100	208,600	304,900	424,600
21	190,800	210,600	307,700	426,500
22	192,600	212,900	310,600	428,500
23	194,400	215,100	313,500	430,500
24	196,200	217,300	316,300	432,500
25	197,900	219,500	319,100	434,400
26	199,400	221,800	322,000	436,600
27	200,900	224,100	324,800	438,700
28	202,400	226,300	327,600	440,800
29	203,900	228,500	330,400	442,900
30	205,600	230,600	333,200	444,900
31	207,300	232,700	336,000	446,900
32	209,000	234,700	338,800	448,900
33	210,600	236,700	341,500	450,900
34	212,600	238,800	344,200	452,600
35	214,600	240,900	346,900	454,300
36	216,600	242,900	349,600	456,000
37	218,600	244,900	352,200	457,700
38	220,700	247,000	354,500	459,300
39	222,700	249,100	356,800	460,900
40	224,700	251,200	359,100	462,500

41	226,700	253,200	361,400	464,000
42	228,900	255,500	363,800	465,000
43	231,100	257,700	366,100	465,900
44	233,300	259,900	368,400	466,800
45	235,500	262,100	370,700	467,700
46	237,300	264,500	372,800	468,600
47	239,000	266,900	374,900	469,500
48	240,700	269,300	377,000	470,400
49	242,400	271,600	379,000	471,300
50	243,500	274,200	380,900	472,300
51	244,600	276,700	382,800	473,200
52	245,700	279,200	384,600	474,100
53	246,700	281,700	386,400	475,000
54	248,400	284,600	388,000	475,900
55	250,100	287,400	389,600	476,800
56	251,800	290,200	391,200	477,700
57	253,400	293,000	392,700	478,600
58	255,000	295,800	394,300	479,500
59	256,600	298,600	395,900	480,400
60	258,100	301,400	397,400	481,300
61	259,600	304,200	398,900	482,200
62	261,300	307,000	400,600	483,100
63	263,000	309,800	402,300	484,000
64	264,700	312,600	403,900	484,900
65	266,400	315,300	405,500	485,800
66	268,100	318,100	407,300	486,800
67	269,800	320,900	409,100	487,700
68	271,500	323,700	410,800	488,600
69	273,100	326,400	412,500	489,500
70	274,700	329,200	414,300	490,400
71	276,300	332,000	416,100	491,300
72	277,900	334,800	417,800	492,200
73	279,400	337,500	419,500	493,100
74	280,700	340,400	421,300	494,000
75	282,000	343,300	423,100	494,900
76	283,200	346,200	424,900	495,800
77	284,400	349,000	426,600	496,700
78	285,900	351,700	428,400	
79	287,400	354,400	430,200	
80	288,900	357,100	431,900	
81	290,400	359,700	433,600	
82	291,900	362,400	435,200	
83	293,400	365,100	436,800	
84	294,900	367,800	438,300	

85	296,400	370,400	439,800
86	297,900	372,500	441,300
87	299,400	374,600	442,800
88	300,900	376,700	444,200
89	302,300	378,800	445,600
90	303,800	380,600	446,400
91	305,200	382,400	447,100
92	306,600	384,100	447,800
93	308,000	385,800	448,500
94	309,600	387,600	449,300
95	311,200	389,300	450,000
96	312,800	391,000	450,700
97	314,300	392,700	451,400
98	315,200	394,300	452,100
99	316,100	395,900	452,800
100	317,000	397,400	453,500
101	317,800	398,900	454,100
102	318,400	400,000	454,800
103	319,000	401,100	455,400
104	319,500	402,100	456,000
105	320,000	403,100	456,600
106	320,600	404,200	457,200
107	321,200	405,200	457,800
108	321,700	406,200	458,300
109	322,200	407,200	458,800
110	322,800	408,200	459,400
111	323,400	409,100	459,900
112	324,000	410,000	460,400
113	324,600	410,900	460,900
114	325,100	411,800	461,500
115	325,500	412,600	462,100
116	325,900	413,400	462,600
117	326,300	414,200	463,100
118	326,700	415,000	
119	327,000	415,700	
120	327,300	416,400	
121	327,600	417,100	
122	327,900	417,700	
123	328,200	418,300	
124	328,500	418,800	
125	328,800	419,300	
126	329,200	419,900	
127	329,600	420,500	
128	329,900	421,100	

129	330,200	421,600	
130	330,600	422,200	
131	331,000	422,800	
132	331,400	423,300	
133	331,800	423,800	
134	332,200	424,400	
135	332,600	425,000	
136	332,900	425,500	
137	333,200	426,000	
138		426,600	
139		427,200	
140		427,700	
141		428,200	
142		428,800	
143		429,400	
144		429,900	
145		430,400	
146		431,000	
147		431,600	
148		432,100	
149		432,600	
150		433,200	
151		433,800	
152		434,300	
153		434,800	
154		435,400	
155		436,000	
156		436,500	
157		437,000	
158		437,600	
159		438,100	
160		438,600	
161		439,100	
162		439,700	
163		440,200	
164		440,700	
165		441,200	
166		441,800	
167		442,300	
168		442,800	
169		443,300	
170		443,900	
171		444,400	
172		444,900	

173		445,400		
174		446,000		
175		446,500		
176		447,000		
177		447,500		

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第 4 教育職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,600	163,600	235,000
2	157,100	165,300	236,800
3	158,500	167,000	238,600
4	159,900	168,700	240,400
5	161,300	170,400	242,200
6	163,000	172,400	244,000
7	164,700	174,400	245,800
8	166,400	176,400	247,600
9	168,100	178,300	249,400
10	169,900	180,200	251,200
11	171,700	182,100	253,000
12	173,400	184,000	254,800
13	175,100	185,800	256,500
14	176,900	187,700	258,300
15	178,600	189,500	260,100
16	180,300	191,300	261,900
17	182,000	193,100	263,600
18	183,800	195,100	265,800
19	185,600	197,000	267,900
20	187,400	198,900	270,000
21	189,100	200,800	272,100
22	190,900	202,700	274,600
23	192,700	204,500	277,100
24	194,400	206,300	279,500
25	196,100	208,100	281,900
26	197,500	210,000	284,900
27	198,900	211,800	287,800
28	200,300	213,600	290,700
29	201,600	215,400	293,600
30	203,000	217,200	296,400
31	204,400	219,000	299,200
32	205,800	220,800	302,000
33	207,100	222,600	304,800
34	208,500	224,500	307,800
35	209,900	226,300	310,800
36	211,300	228,100	313,700
37	212,600	229,900	316,600
38	214,000	231,800	319,600
39	215,400	233,700	322,500
40	216,800	235,600	325,400

41	218,100	237,400	328,300
42	219,500	239,200	330,300
43	220,900	241,000	332,300
44	222,200	242,700	334,300
45	223,500	244,400	336,200
46	224,800	246,200	338,400
47	226,100	248,000	340,600
48	227,400	249,800	342,800
49	228,700	251,500	344,900
50	230,000	253,700	347,100
51	231,300	255,800	349,300
52	232,600	257,900	351,400
53	233,900	260,000	353,500
54	235,200	262,300	355,900
55	236,500	264,600	358,300
56	237,800	266,800	360,700
57	239,000	269,000	363,100
58	240,300	271,800	364,700
59	241,600	274,500	366,300
60	242,900	277,200	367,900
61	244,100	279,900	369,500
62	245,400	282,800	371,000
63	246,700	285,700	372,500
64	248,000	288,500	374,000
65	249,200	291,300	375,400
66	250,500	294,200	377,000
67	251,800	297,000	378,600
68	253,000	299,800	380,200
69	254,200	302,600	381,700
70	255,500	305,300	383,600
71	256,800	308,000	385,500
72	258,000	310,700	387,300
73	259,200	313,400	389,100
74	260,200	316,100	390,900
75	261,100	318,800	392,700
76	262,000	321,400	394,400
77	262,900	324,000	396,100
78	263,900	326,300	397,700
79	264,900	328,600	399,300
80	265,800	330,800	400,800
81	266,700	333,000	402,300
82	267,400	335,200	404,000
83	268,100	337,400	405,700
84	268,800	339,500	407,300

85	269,500	341,600	408,900
86	270,200	343,900	410,200
87	270,800	346,200	411,500
88	271,400	348,500	412,800
89	272,000	350,700	414,000
90	272,600	352,300	415,000
91	273,200	353,800	416,000
92	273,800	355,300	417,000
93	274,300	356,800	418,000
94	274,800	358,300	418,700
95	275,300	359,700	419,400
96	275,700	361,100	420,100
97	276,100	362,500	420,800
98	276,600	363,900	421,500
99	277,100	365,300	422,200
100	277,500	366,600	422,900
101	277,900	367,900	423,500
102	278,300	369,200	424,200
103	278,700	370,400	424,900
104	279,100	371,600	425,600
105	279,500	372,800	426,200
106	279,900	374,000	426,900
107	280,200	375,200	427,600
108	280,500	376,400	428,300
109	280,800	377,600	428,900
110	281,100	378,700	429,600
111	281,300	379,800	430,300
112	281,500	380,900	430,900
113	281,700	382,000	431,500
114		382,800	432,200
115		383,600	432,900
116		384,400	433,600
117		385,200	434,200
118		385,900	434,900
119		386,600	435,600
120		387,300	436,300
121		388,000	436,900
122		388,600	437,600
123		389,200	438,300
124		389,800	438,900
125		390,400	439,500
126		391,000	440,200
127		391,500	440,900
128		392,000	441,600

129	392,500	442,200
130	393,000	
131	393,500	
132	394,000	
133	394,400	
134	394,900	
135	395,400	
136	395,900	
137	396,300	
138	396,800	
139	397,300	
140	397,700	
141	398,100	
142	398,600	
143	399,100	
144	399,500	
145	399,900	
146	400,400	
147	400,800	
148	401,200	
149	401,600	
150	402,100	
151	402,500	
152	402,900	
153	403,300	
154	403,800	
155	404,300	
156	404,800	
157	405,200	
158	405,700	
159	406,200	
160	406,600	
161	407,000	
162	407,500	
163	408,000	
164	408,400	
165	408,800	
166	409,300	
167	409,800	
168	410,300	
169	410,800	
170	411,300	
171	411,800	
172	412,300	

173		412,800	
174		413,300	
175		413,800	
176		414,300	
177		414,700	

- 備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第 5 研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	174,900	175,400	235,100	288,600	300,500	318,800	413,000
2	176,700	177,400	237,400	291,000	303,200	321,300	416,500
3	178,500	179,400	239,700	293,400	305,900	323,800	420,000
4	180,300	181,400	242,000	295,800	308,600	326,300	423,500
5	182,100	183,400	244,300	298,200	311,300	328,700	427,000
6	184,000	185,500	246,600	300,600	314,000	331,300	430,700
7	185,900	187,600	248,900	303,000	316,700	333,800	434,400
8	187,700	189,700	251,200	305,300	319,400	336,300	438,000
9	189,500	191,700	253,500	307,600	322,000	338,800	441,600
10	191,500	194,000	255,700	310,100	324,500	341,400	445,200
11	193,500	196,200	257,900	312,500	326,900	344,000	448,700
12	195,400	198,400	260,100	314,900	329,300	346,500	452,200
13	197,300	200,600	262,300	317,300	331,700	349,000	455,700
14	199,300	202,700	264,500	319,500	334,000	351,600	459,200
15	201,200	204,800	266,700	321,700	336,300	354,200	462,700
16	203,100	206,900	268,900	323,800	338,600	356,800	466,200
17	205,000	209,000	271,000	325,900	340,800	359,300	469,700
18	207,000	211,200	273,200	327,800	343,000	362,000	473,200
19	209,000	213,300	275,400	329,700	345,200	364,600	476,700
20	210,900	215,400	277,500	331,500	347,400	367,200	480,100
21	212,800	217,500	279,600	333,300	349,600	369,800	483,500
22	214,700	219,600	281,700	335,100	351,800	372,400	486,800
23	216,600	221,700	283,800	336,900	353,900	375,000	490,000
24	218,500	223,700	285,900	338,700	356,000	377,600	493,200
25	220,300	225,700	287,900	340,400	358,100	380,200	496,400
26	222,200	227,800	290,000	342,200	360,300	382,900	499,500
27	224,000	229,900	292,100	344,000	362,500	385,600	502,600
28	225,800	231,900	294,100	345,800	364,600	388,200	505,700
29	227,600	233,900	296,100	347,600	366,700	390,800	508,800
30	229,200	235,900	298,100	349,400	368,600	393,500	512,000
31	230,800	237,900	300,000	351,200	370,500	396,200	515,100
32	232,400	239,900	301,900	353,000	372,400	398,900	518,200
33	234,000	241,800	303,800	354,700	374,200	401,500	521,300
34	235,400	243,600	305,800	356,500	375,900	404,200	524,400
35	236,800	245,400	307,700	358,300	377,600	406,800	527,500
36	238,200	247,200	309,600	360,000	379,300	409,400	530,500
37	239,600	248,900	311,500	361,700	381,000	412,000	533,500
38	240,700	250,500	313,500	363,400	382,600	414,800	536,300
39	241,800	252,100	315,400	365,000	384,200	417,500	539,100
40	242,800	253,700	317,300	366,600	385,700	420,200	541,900

41	243,800	255,200	319,200	368,200	387,200	422,900	544,700
42	244,900	256,800	321,100	369,700	388,800	425,600	547,500
43	245,900	258,400	323,000	371,200	390,400	428,300	550,300
44	246,900	259,900	324,800	372,700	391,900	431,000	553,100
45	247,900	261,400	326,600	374,200	393,400	433,600	555,800
46	249,000	263,000	328,300	375,600	394,700	436,200	558,700
47	250,000	264,600	330,000	377,000	396,000	438,700	561,500
48	251,000	266,100	331,700	378,300	397,300	441,200	564,300
49	252,000	267,600	333,300	379,600	398,600	443,700	567,100
50	253,100	269,100	335,000	381,000	399,900	445,800	570,000
51	254,100	270,600	336,600	382,300	401,200	447,900	572,800
52	255,100	272,100	338,200	383,600	402,500	449,900	575,600
53	256,100	273,600	339,800	384,900	403,700	451,900	578,400
54	257,100	275,100	341,500	386,300	405,000	453,800	
55	258,100	276,500	343,100	387,600	406,300	455,700	
56	259,100	277,900	344,700	388,900	407,500	457,600	
57	260,100	279,300	346,300	390,200	408,700	459,400	
58	261,200	280,800	347,900	391,400	409,900	461,100	
59	262,200	282,200	349,500	392,600	411,100	462,800	
60	263,200	283,600	351,100	393,800	412,300	464,400	
61	264,200	285,000	352,700	395,000	413,500	466,000	
62	265,300	286,500	354,400	396,100	414,600	467,700	
63	266,300	287,900	356,000	397,200	415,600	469,400	
64	267,300	289,300	357,600	398,300	416,600	471,000	
65	268,300	290,700	359,200	399,400	417,600	472,600	
66	269,400	292,200	360,900	400,400	418,600	474,100	
67	270,400	293,600	362,500	401,400	419,600	475,600	
68	271,400	295,000	364,100	402,300	420,600	477,100	
69	272,400	296,400	365,700	403,200	421,500	478,500	
70	273,300	297,700	367,200	404,200	422,500	479,800	
71	274,200	298,900	368,700	405,200	423,400	481,000	
72	275,100	300,100	370,100	406,200	424,300	482,200	
73	275,900	301,300	371,500	407,100	425,200	483,400	
74	276,500	302,600	372,600	408,000	426,100	484,600	
75	277,100	303,800	373,700	408,900	427,000	485,800	
76	277,700	305,000	374,800	409,800	427,900	486,900	
77	278,200	306,200	375,800	410,700	428,700	488,000	
78	278,600	307,500	376,900	411,400	429,600	489,000	
79	279,000	308,800	378,000	412,100	430,500	490,000	
80	279,400	310,000	379,000	412,800	431,300	491,000	
81	279,700	311,200	380,000	413,500	432,100	492,000	
82	280,100	312,500	381,000	414,200	433,000	493,000	
83	280,400	313,700	382,000	414,900	433,900	494,000	
84	280,700	314,900	383,000	415,600	434,700	494,900	

85	281,000	316,100	384,000	416,200	435,500	495,800
86	281,300	317,300	384,900	416,900	436,400	
87	281,600	318,500	385,700	417,600	437,300	
88	281,900	319,700	386,500	418,300	438,200	
89	282,200	320,800	387,300	418,900	439,000	
90		321,500	387,800	419,600	439,900	
91		322,200	388,300	420,300	440,800	
92		322,800	388,700	421,000	441,600	
93		323,400	389,100	421,700	442,400	
94		324,000	389,600	422,400	443,300	
95		324,600	390,100	423,100	444,200	
96		325,100	390,500	423,800	445,100	
97		325,600	390,900	424,400	445,900	
98		326,200		425,100	446,800	
99		326,700		425,800	447,700	
100		327,200		426,500	448,500	
101		327,700		427,200	449,300	
102		328,200		427,900	450,200	
103		328,700		428,600	451,100	
104		329,100		429,300	451,900	
105		329,500		430,000	452,700	
106		329,900		430,700		
107		330,300		431,400		
108		330,600		432,100		
109		330,900		432,800		
110				433,500		
111				434,200		
112				434,900		
113				435,500		
114				436,200		
115				436,900		
116				437,600		
117				438,200		
118				438,900		
119				439,600		
120				440,300		
121				440,900		
122				441,600		
123				442,300		
124				443,000		
125				443,600		
126				444,300		
127				445,000		
128				445,600		

129				446,200			
130				446,900			
131				447,600			
132				448,300			
133				448,900			
134				449,600			
135				450,300			
136				451,000			
137				451,600			

備考 この表は、工業研究所、環境科学調査センター又は衛生研究所に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で市長が指定するものに適用する。

附則別表第 6 医療職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	156,900	214,100	242,800	259,800	270,400 (308,600)	326,200
2	143,100	158,100	215,700	244,600	261,900	272,500 (311,000)	328,900
3	144,200	159,300	217,300	246,400	264,000	274,600 (313,400)	331,500
4	145,200	160,500	218,800	248,200	266,000	276,600 (315,800)	334,100
5	146,200	161,600	220,300	249,900	268,000	278,600 (318,200)	336,700
6	147,300	163,300	221,900	251,900	270,100	280,800 (320,700)	339,300
7	148,400	164,900	223,500	253,900	272,200	283,000 (323,200)	341,900
8	149,500	166,500	225,100	255,900	274,300	285,100 (325,600)	344,500
9	150,500	168,100	226,700	257,800	276,300	287,200 (328,000)	347,100
10	151,700	171,100	228,700	259,800	278,500	289,500 (330,400)	349,700
11	152,800	174,000	230,700	261,800	280,600	291,700 (332,800)	352,300
12	153,900	176,900	232,600	263,800	282,700	293,900 (335,100)	354,900
13	155,000	179,800	234,500	265,800	284,800	296,100 (337,400)	357,500
14	156,500	181,500	236,500	267,900	287,000	298,400 (339,700)	360,400
15	158,000	183,100	238,400	270,000	289,100	300,600 (342,000)	363,200
16	159,500	184,700	240,300	272,000	291,200	302,800 (344,300)	366,000
17	160,900	186,300	242,200	274,000	293,300	305,000 (346,600)	368,800
18	162,700	187,900	244,100	276,100	295,400	307,400 (348,900)	371,400
19	164,500	189,500	246,000	278,200	297,500	309,800 (351,200)	373,900
20	166,300	191,100	247,900	280,300	299,600	312,100 (353,400)	376,400
21	168,100	192,700	249,800	282,400	301,700	314,400 (355,600)	378,900
22	171,100	194,300	251,700	284,500	303,900	316,800 (357,900)	381,300
23	174,000	195,900	253,600	286,600	306,100	319,200 (360,100)	383,700
24	176,900	197,500	255,500	288,700	308,200	321,600 (362,300)	386,100
25	179,800	199,100	257,300	290,800	310,300	323,900 (364,500)	388,500
26	181,400	200,700	259,200	293,000	312,600	325,900 (366,800)	390,800
27	183,000	202,300	261,100	295,200	314,900	327,900 (369,000)	393,100
28	184,500	203,900	263,000	297,300	317,200	329,900 (371,200)	395,400
29	186,000	205,500	264,800	299,400	319,500	331,800 (373,400)	397,700
30	187,000	207,100	266,700	301,500	321,700	333,800 (375,500)	399,800
31	188,000	208,700	268,600	303,600	323,900	335,800 (377,600)	401,800
32	189,000	210,300	270,500	305,700	326,100	337,700 (379,700)	403,800
33	189,900	211,900	272,400	307,700	328,200	339,600 (381,800)	405,800
34	190,900	213,500	274,300	309,600	330,300	341,700 (383,400)	407,400
35	191,900	215,100	276,200	311,500	332,400	343,800 (385,000)	409,000
36	192,900	216,700	278,100	313,400	334,400	345,800 (386,600)	410,600
37	193,800	218,300	280,000	315,300	336,400	347,800 (388,100)	412,200
38	194,800	219,900	281,900	317,100	338,300	349,900 (389,100)	413,400
39	195,800	221,500	283,800	318,900	340,100	351,900 (390,100)	414,500
40	196,800	223,100	285,700	320,700	341,900	353,900 (391,000)	415,600

41	197,700	224,600	287,500	322,500	343,700	355,900 (391,900)	416,700
42	198,700	226,200	289,400	323,900	345,300	357,700 (393,300)	417,700
43	199,700	227,800	291,300	325,300	346,900	359,400 (394,600)	418,700
44	200,700	229,400	293,200	326,700	348,400	361,100 (395,900)	419,600
45	201,600	231,000	295,000	328,100	349,900	362,800 (397,200)	420,500
46	202,600	232,600	296,900	329,500	351,100	364,600 (398,200)	421,500
47	203,600	234,200	298,700	330,800	352,300	366,400 (399,200)	422,500
48	204,600	235,800	300,500	332,100	353,500	368,100 (400,200)	423,400
49	205,500	237,400	302,300	333,400	354,600	369,800 (401,200)	424,300
50	206,500	239,000	304,100	334,900	356,200	371,100 (401,900)	425,300
51	207,500	240,600	305,900	336,400	357,800	372,400 (402,600)	426,300
52	208,400	242,200	307,700	337,800	359,400	373,600 (403,300)	427,200
53	209,300	243,800	309,500	339,200	360,900	374,800 (404,000)	428,100
54	210,300	245,400	311,200	340,400	362,100	376,000 (404,700)	429,100
55	211,300	247,000	312,900	341,500	363,300	377,100 (405,400)	430,100
56	212,200	248,600	314,600	342,600	364,500	378,200 (406,100)	431,000
57	213,100	250,200	316,200	343,700	365,700	379,300 (406,800)	431,900
58	214,100	251,800	317,700	344,800	366,700	380,200 (407,500)	432,900
59	215,100	253,400	319,200	345,800	367,600	381,100 (408,200)	433,900
60	216,000	255,000	320,700	346,800	368,500	382,000 (408,900)	434,800
61	216,900	256,600	322,100	347,800	369,400	382,800 (409,500)	435,700
62	217,700	258,200	323,500	348,800	370,400	383,500 (410,200)	436,700
63	218,500	259,800	324,900	349,700	371,300	384,200 (410,900)	437,700
64	219,300	261,300	326,300	350,600	372,200	384,900 (411,600)	438,600
65	220,100	262,800	327,700	351,500	373,100	385,600 (412,300)	439,500
66	220,900	263,800	329,000	352,400	374,000	386,300 (413,000)	440,500
67	221,700	264,800	330,300	353,200	374,900	387,000 (413,700)	441,500
68	222,500	265,800	331,600	354,000	375,800	387,700 (414,400)	442,500
69	223,300	266,700	332,800	354,800	376,700	388,300 (415,100)	443,400
70	224,100	267,700	333,900	355,600	377,500	389,000 (415,800)	444,400
71	224,900	268,700	335,000	356,400	378,300	389,700 (416,500)	445,400
72	225,700	269,700	336,100	357,200	379,100	390,400 (417,200)	446,300
73	226,500	270,600	337,100	358,000	379,900	391,100 (417,900)	447,200
74	227,300	271,500	337,800	358,700	380,600	391,800 (418,600)	448,200
75	228,100	272,400	338,500	359,400	381,300	392,500 (419,300)	449,200
76	228,900	273,300	339,100	360,000	382,000	393,200 (419,900)	450,100
77	229,600	274,200	339,700	360,600	382,700	393,900 (420,500)	451,000
78	230,400	275,100	340,500	361,300	383,400	394,600 (421,200)	452,000
79	231,200	276,000	341,300	362,000	384,100	395,300 (421,900)	452,900
80	232,000	276,800	342,100	362,700	384,800	396,000 (422,600)	453,800
81	232,700	277,600	342,800	363,300	385,500	396,700 (423,300)	454,700
82	233,300	278,500	343,500	364,000	386,200	397,400 (424,000)	455,700
83	233,900	279,400	344,100	364,700	386,900	398,100 (424,700)	456,700
84	234,400	280,200	344,700	365,400	387,600	398,800 (425,400)	457,600

85	234,900	281,000	345,300	366,000	388,200	399,400 (426,000)	458,500
86	235,400	281,800	345,900	366,700	388,900	400,100 (426,700)	
87	235,900	282,600	346,500	367,400	389,600	400,800 (427,400)	
88	236,300	283,400	347,100	368,100	390,300	401,500 (428,000)	
89	236,700	284,100	347,600	368,700	391,000	402,200 (428,600)	
90	237,200	284,800	348,200	369,400	391,700	402,900	
91	237,600	285,500	348,800	370,100	392,400	403,600	
92	238,000	286,200	349,400	370,700	393,100	404,300	
93	238,400	286,800	350,000	371,300	393,800	405,000	
94	238,900	287,500	350,600	372,000	394,500	405,700	
95	239,300	288,200	351,100	372,700	395,200	406,400	
96	239,700	288,900	351,600	373,400	395,900	407,100	
97	240,100	289,500	352,100	374,000	396,600	407,700	
98		290,200	352,700	374,700	397,300	408,400	
99		290,900	353,200	375,400	398,000	409,100	
100		291,500	353,700	376,000	398,700	409,800	
101		292,100	354,200	376,600	399,300	410,400	
102		292,600	354,800	377,300	400,000	411,100	
103		293,100	355,300	377,900	400,700	411,800	
104		293,600	355,800	378,500	401,400	412,500	
105		294,000	356,300	379,100	402,000	413,100	
106		294,400	356,900	379,800	402,700	413,800	
107		294,800	357,400	380,500	403,400	414,500	
108		295,200	357,900	381,100	404,000	415,100	
109		295,600	358,400	381,700	404,600	415,700	
110		296,000	359,000	382,400	405,300	416,400	
111		296,400	359,500	383,000	406,000	417,000	
112		296,800	360,000	383,600	406,600	417,600	
113		297,200	360,500	384,200	407,200	418,200	
114		297,600	361,100	384,900	407,900		
115		298,000	361,600	385,600	408,500		
116		298,400	362,100	386,200	409,100		
117		298,800	362,600	386,800	409,700		
118		299,200		387,500			
119		299,600		388,100			
120		300,000		388,700			
121		300,300		389,300			
122		300,700		390,000			
123		301,100		390,600			
124		301,500		391,200			
125		301,800		391,800			
126		302,200		392,500			
127		302,600		393,100			
128		302,900		393,700			

129		303,200		394,300			
130		303,600		395,000			
131		304,000		395,600			
132		304,400		396,200			
133		304,700		396,800			
134		305,100		397,400			
135		305,500		398,000			
136		305,800		398,600			
137		306,100		399,200			
138				399,900			
139				400,500			
140				401,100			
141				401,700			
142				402,300			
143				402,900			
144				403,500			
145				404,100			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第 7 医療職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,500	156,900	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	323,600
2	151,700	158,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	326,300
3	152,800	159,300	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,900
4	153,900	160,500	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	331,500
5	155,000	161,600	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	334,100
6	156,500	163,300	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,400
7	158,000	164,900	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	338,700
8	159,500	166,500	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,000
9	160,900	168,100	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	343,300
10	162,700	171,100	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	345,700
11	164,500	174,000	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	348,000
12	166,300	176,900	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	350,300
13	168,100	179,800	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	352,600
14	171,100	181,500	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	354,900
15	174,000	183,100	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	357,200
16	176,900	184,700	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	359,500
17	179,800	186,300	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	361,800
18	181,400	187,900	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	364,200
19	183,000	189,500	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	366,500
20	184,500	191,100	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	368,800
21	186,000	192,700	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,100
22	187,000	194,300	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,300
23	188,000	195,900	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,500
24	189,000	197,500	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,700
25	189,900	199,100	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	379,800
26	190,900	200,700	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	381,800
27	191,900	202,300	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	383,800
28	192,900	203,900	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	385,800
29	193,800	205,500	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	387,700
30	194,800	207,100	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,400
31	195,800	208,700	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,100
32	196,800	210,300	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	392,800
33	197,700	211,900	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,400
34	198,700	213,500	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	395,900
35	199,700	215,100	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,300
36	200,700	216,700	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,700
37	201,600	218,300	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100
38	202,600	219,900	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,200
39	203,600	221,500	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,300
40	204,600	223,100	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,300

41	205,500	224,600	287,500	308,900	327,200	355,900 (391,900)	404,300
42	206,500	226,200	289,400	310,800	329,300	357,700 (393,300)	405,300
43	207,500	227,800	291,300	312,700	331,300	359,400 (394,600)	406,300
44	208,400	229,400	293,200	314,500	333,300	361,100 (395,900)	407,300
45	209,300	231,000	295,000	316,300	335,300	362,800 (397,200)	408,300
46	210,300	232,600	296,900	318,200	337,100	364,600 (398,200)	409,300
47	211,300	234,200	298,700	320,000	338,900	366,400 (399,200)	410,300
48	212,200	235,800	300,500	321,800	340,700	368,100 (400,200)	411,300
49	213,100	237,400	302,300	323,600	342,500	369,800 (401,200)	412,300
50	214,100	239,000	304,100	325,500	344,300	371,100 (401,900)	413,200
51	215,100	240,600	305,900	327,300	346,100	372,400 (402,600)	414,000
52	216,000	242,200	307,700	329,100	347,900	373,600 (403,300)	414,800
53	216,900	243,800	309,500	330,900	349,600	374,800 (404,000)	415,600
54	217,700	245,400	311,200	332,400	350,800	376,000 (404,700)	416,400
55	218,500	247,000	312,900	333,800	352,000	377,100 (405,400)	417,200
56	219,300	248,600	314,600	335,200	353,100	378,200 (406,100)	418,000
57	220,100	250,200	316,200	336,600	354,200	379,300 (406,800)	418,700
58	220,900	251,800	317,700	337,700	355,700	380,200 (407,500)	419,500
59	221,700	253,400	319,200	338,700	357,200	381,100 (408,200)	420,300
60	222,500	255,000	320,700	339,700	358,700	382,000 (408,900)	421,100
61	223,300	256,600	322,100	340,700	360,100	382,800 (409,500)	421,800
62	224,100	258,200	323,500	341,700	361,100	383,500 (410,200)	422,600
63	224,900	259,800	324,900	342,700	362,100	384,200 (410,900)	423,400
64	225,700	261,300	326,300	343,700	363,100	384,900 (411,600)	424,200
65	226,500	262,800	327,700	344,700	364,000	385,600 (412,300)	424,900
66	227,300	263,800	329,000	345,400	364,900	386,300 (413,000)	425,700
67	228,100	264,800	330,300	346,000	365,700	387,000 (413,700)	426,500
68	228,900	265,800	331,600	346,600	366,500	387,700 (414,400)	427,300
69	229,600	266,700	332,800	347,200	367,300	388,300 (415,100)	428,100
70	230,400	267,700	333,900	347,900	368,000	389,000 (415,800)	428,900
71	231,200	268,700	335,000	348,600	368,700	389,700 (416,500)	429,700
72	232,000	269,700	336,100	349,300	369,400	390,400 (417,200)	430,500
73	232,700	270,600	337,100	350,000	370,100	391,100 (417,900)	431,200
74	233,300	271,500	337,800	350,700	370,800	391,800 (418,600)	432,000
75	233,900	272,400	338,500	351,400	371,500	392,500 (419,300)	432,800
76	234,400	273,300	339,100	352,000	372,200	393,200 (419,900)	433,600
77	234,900	274,200	339,700	352,600	372,900	393,900 (420,500)	434,400
78	235,400	275,100	340,500	353,300	373,600	394,600 (421,200)	
79	235,900	276,000	341,300	354,000	374,300	395,300 (421,900)	
80	236,300	276,800	342,100	354,600	375,000	396,000 (422,600)	
81	236,700	277,600	342,800	355,200	375,600	396,700 (423,300)	
82	237,200	278,500	343,500	355,900	376,300	397,400 (424,000)	
83	237,600	279,400	344,100	356,600	377,000	398,100 (424,700)	
84	238,000	280,200	344,700	357,200	377,700	398,800 (425,400)	

85	238,400	281,000	345,300	357,800	378,400	399,400 (426,000)
86	238,900	281,800	345,900	358,500	379,100	400,100 (426,700)
87	239,300	282,600	346,500	359,200	379,800	400,800 (427,400)
88	239,700	283,400	347,100	359,800	380,500	401,500 (428,000)
89	240,100	284,100	347,600	360,400	381,100	402,200 (428,600)
90		284,800	348,200	361,100	381,800	402,900
91		285,500	348,800	361,700	382,500	403,600
92		286,200	349,400	362,300	383,200	404,300
93		286,800	350,000	362,900	383,900	405,000
94		287,500	350,600	363,600	384,600	405,700
95		288,200	351,100	364,300	385,300	406,400
96		288,900	351,600	364,900	386,000	407,100
97		289,500	352,100	365,500	386,600	407,700
98		290,200	352,700	366,200	387,300	408,400
99		290,900	353,200	366,900	388,000	409,100
100		291,500	353,700	367,500	388,700	409,800
101		292,100	354,200	368,100	389,400	410,400
102		292,600	354,800	368,800	390,100	411,100
103		293,100	355,300	369,500	390,800	411,800
104		293,600	355,800	370,100	391,500	412,500
105		294,000	356,300	370,700	392,200	413,100
106		294,400	356,900	371,400	392,900	413,800
107		294,800	357,400	372,100	393,600	414,500
108		295,200	357,900	372,700	394,300	415,100
109		295,600	358,400	373,300	394,900	415,700
110		296,000	359,000	374,000	395,600	416,400
111		296,400	359,500	374,600	396,300	417,000
112		296,800	360,000	375,200	397,000	417,600
113		297,200	360,500	375,800	397,700	418,200
114		297,600	361,100	376,500	398,400	
115		298,000	361,600	377,200	399,100	
116		298,400	362,100	377,800	399,800	
117		298,800	362,600	378,400	400,500	
118		299,200		379,100	401,200	
119		299,600		379,700	401,900	
120		300,000		380,300	402,500	
121		300,300		380,900	403,100	
122		300,700		381,600	403,800	
123		301,100		382,300	404,500	
124		301,500		382,900	405,100	
125		301,800		383,500	405,700	
126		302,200		384,200		
127		302,600		384,900		
128		302,900		385,500		

129		303,200		386,100			
130		303,600		386,800			
131		304,000		387,400			
132		304,400		388,000			
133		304,700		388,600			
134		305,100		389,300			
135		305,500		389,900			
136		305,800		390,500			
137		306,100		391,100			
138				391,800			
139				392,400			
140				393,000			
141				393,600			
142				394,300			
143				394,900			
144				395,500			
145				396,100			
146				396,800			
147				397,400			
148				398,000			
149				398,600			
150				399,300			
151				399,900			
152				400,500			
153				401,100			
154				401,700			
155				402,300			
156				402,900			
157				403,400			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第 8 指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	_____
2	_____
3	_____
4	609,500
5	658,300
6	681,300
7	736,200
8	798,000
9	884,800
10	941,600

備考 この表は、職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して市長が特に必要と認めて指定する職員に適用する。

附則別表第9 技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,600	147,600	214,100	228,500	243,300
2	131,600	148,800	215,700	230,000	245,400
3	132,600	150,000	217,300	231,500	247,400
4	133,500	151,200	218,800	232,900	249,400
5	134,400	152,300	220,300	234,300	251,400
6	135,400	153,500	221,900	236,300	253,400
7	136,400	154,700	223,500	238,300	255,400
8	137,300	155,800	225,100	240,300	257,400
9	138,200	156,900	226,700	242,200	259,300
10	139,200	158,100	228,700	244,200	261,400
11	140,200	159,300	230,700	246,200	263,500
12	141,100	160,500	232,600	248,200	265,500
13	142,000	161,600	234,500	250,100	267,500
14	143,100	163,300	236,500	252,200	269,600
15	144,200	164,900	238,400	254,300	271,700
16	145,200	166,500	240,300	256,300	273,800
17	146,200	168,100	242,200	258,300	275,800
18	147,300	171,100	244,100	260,400	277,900
19	148,400	174,000	246,000	262,500	280,000
20	149,500	176,900	247,900	264,600	282,100
21	150,500	179,800	249,800	266,600	284,200
22	151,700	181,500	251,700	268,800	286,400
23	152,800	183,100	253,600	270,900	288,500
24	153,900	184,700	255,500	273,000	290,600
25	155,000	186,300	257,300	275,100	292,700
26	156,500	187,900	259,200	277,300	294,800
27	158,000	189,500	261,100	279,400	296,900
28	159,500	191,100	263,000	281,500	299,000
29	160,900	192,700	264,800	283,600	301,100
30	162,700	194,300	266,700	285,800	303,300
31	164,500	195,900	268,600	287,900	305,400
32	166,300	197,500	270,500	290,000	307,500
33	168,100	199,100	272,400	292,100	309,600
34	171,100	200,700	274,300	294,300	311,900
35	174,000	202,300	276,200	296,500	314,200
36	176,900	203,900	278,100	298,600	316,400
37	179,800	205,500	280,000	300,700	318,600
38	181,400	207,100	281,900	302,800	320,800
39	183,000	208,700	283,800	304,900	323,000
40	184,500	210,300	285,700	306,900	325,100

41	186,000	211,900	287,500	308,900	327,200
42	187,000	213,500	289,400	310,800	329,300
43	188,000	215,100	291,300	312,700	331,300
44	189,000	216,700	293,200	314,500	333,300
45	189,900	218,300	295,000	316,300	335,300
46	190,900	219,900	296,900	318,200	337,100
47	191,900	221,500	298,700	320,000	338,900
48	192,900	223,100	300,500	321,800	340,700
49	193,800	224,600	302,300	323,600	342,500
50	194,800	226,200	304,100	325,500	344,300
51	195,800	227,800	305,900	327,300	346,100
52	196,800	229,400	307,700	329,100	347,900
53	197,700	231,000	309,500	330,900	349,600
54	198,700	232,600	311,200	332,400	350,800
55	199,700	234,200	312,900	333,800	352,000
56	200,700	235,800	314,600	335,200	353,100
57	201,600	237,400	316,200	336,600	354,200
58	202,600	239,000	317,700	337,700	355,700
59	203,600	240,600	319,200	338,700	357,200
60	204,600	242,200	320,700	339,700	358,700
61	205,500	243,800	322,100	340,700	360,100
62	206,500	245,400	323,500	341,700	361,100
63	207,500	247,000	324,900	342,700	362,100
64	208,400	248,600	326,300	343,700	363,100
65	209,300	250,200	327,700	344,700	364,000
66	210,300	251,800	329,000	345,400	364,900
67	211,300	253,400	330,300	346,000	365,700
68	212,200	255,000	331,600	346,600	366,500
69	213,100	256,600	332,800	347,200	367,300
70	214,100	258,200	333,900	347,900	368,000
71	215,100	259,800	335,000	348,600	368,700
72	216,000	261,300	336,100	349,300	369,400
73	216,900	262,800	337,100	350,000	370,100
74	217,700	263,800	337,800	350,700	370,800
75	218,500	264,800	338,500	351,400	371,500
76	219,300	265,800	339,100	352,000	372,200
77	220,100	266,700	339,700	352,600	372,900
78	220,900	267,700	340,500	353,300	373,600
79	221,700	268,700	341,300	354,000	374,300
80	222,500	269,700	342,100	354,600	375,000
81	223,300	270,600	342,800	355,200	375,600
82	224,100	271,500	343,500	355,900	376,300
83	224,900	272,400	344,100	356,600	377,000
84	225,700	273,300	344,700	357,200	377,700

85	226,500	274,200	345,300	357,800	378,400
86	227,300	275,100	345,900	358,500	379,100
87	228,100	276,000	346,500	359,200	379,800
88	228,900	276,800	347,100	359,800	380,500
89	229,600	277,600	347,600	360,400	381,100
90	230,400	278,500	348,200	361,100	381,800
91	231,200	279,400	348,800	361,700	382,500
92	232,000	280,200	349,400	362,300	383,200
93	232,700	281,000	350,000	362,900	383,900
94	233,300	281,800	350,600	363,600	384,600
95	233,900	282,600	351,100	364,300	385,300
96	234,400	283,400	351,600	364,900	386,000
97	234,900	284,100	352,100	365,500	386,600
98	235,400	284,800	352,700	366,200	387,300
99	235,900	285,500	353,200	366,900	388,000
100	236,300	286,200	353,700	367,500	388,700
101	236,700	286,800	354,200	368,100	389,400
102	237,200	287,500	354,800	368,800	390,100
103	237,600	288,200	355,300	369,500	390,800
104	238,000	288,900	355,800	370,100	391,500
105	238,400	289,500	356,300	370,700	392,200
106	238,900	290,200	356,900	371,400	392,900
107	239,300	290,900	357,400	372,100	393,600
108	239,700	291,500	357,900	372,700	394,300
109	240,100	292,100	358,400	373,300	394,900
110		292,600	359,000	374,000	395,600
111		293,100	359,500	374,600	396,300
112		293,600	360,000	375,200	397,000
113		294,000	360,500	375,800	397,700
114		294,400	361,100	376,500	398,400
115		294,800	361,600	377,200	399,100
116		295,200	362,100	377,800	399,800
117		295,600	362,600	378,400	400,500
118		296,000		379,100	401,200
119		296,400		379,700	401,900
120		296,800		380,300	402,500
121		297,200		380,900	403,100
122		297,600		381,600	403,800
123		298,000		382,300	404,500
124		298,400		382,900	405,100
125		298,800		383,500	405,700
126		299,200		384,200	
127		299,600		384,900	
128		300,000		385,500	

129		300,300		386,100	
130		300,700		386,800	
131		301,100		387,400	
132		301,500		388,000	
133		301,800		388,600	
134		302,200		389,300	
135		302,600		389,900	
136		302,900		390,500	
137		303,200		391,100	
138		303,600		391,800	
139		304,000		392,400	
140		304,400		393,000	
141		304,700		393,600	
142		305,100		394,300	
143		305,500		394,900	
144		305,800		395,500	
145		306,100		396,100	
146				396,800	
147				397,400	
148				398,000	
149				398,600	
150				399,300	
151				399,900	
152				400,500	
153				401,100	
154				401,700	
155				402,300	
156				402,900	
157				403,400	

- 18 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1から附則別表第5までを次のように改める。

附則別表第 1 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	157,000	172,800	250,600	253,200	365,400
2	158,500	174,500	253,000	255,800	368,500
3	160,000	176,200	255,400	258,400	371,600
4	161,400	177,900	257,800	261,000	374,700
5	162,800	179,500	260,200	263,600	377,800
6	164,600	181,400	262,700	266,300	380,900
7	166,300	183,300	265,200	269,000	384,000
8	168,000	185,200	267,700	271,600	387,100
9	169,700	187,000	270,100	274,200	390,200
10	171,500	188,900	272,800	277,000	392,800
11	173,300	190,800	275,500	279,700	395,400
12	175,100	192,700	278,100	282,400	397,900
13	176,800	194,500	280,700	285,100	400,400
14	178,600	196,500	283,600	288,000	402,200
15	180,300	198,500	286,400	290,900	404,000
16	182,000	200,400	289,200	293,700	405,800
17	183,700	202,300	292,000	296,500	407,500
18	185,500	204,400	294,800	299,300	409,200
19	187,300	206,500	297,600	302,100	410,900
20	189,000	208,600	300,400	304,900	412,600
21	190,700	210,600	303,200	307,700	414,300
22	192,500	212,900	306,000	310,500	415,800
23	194,300	215,100	308,800	313,300	417,300
24	196,000	217,300	311,600	316,100	418,800
25	197,700	219,500	314,400	318,900	420,300
26	199,100	221,800	317,100	321,500	422,000
27	200,500	224,100	319,800	324,100	423,700
28	201,900	226,300	322,500	326,700	425,300
29	203,300	228,500	325,100	329,300	426,900
30	204,900	230,600	327,700	331,900	428,400
31	206,500	232,700	330,300	334,500	429,900
32	208,100	234,700	332,900	337,100	431,400
33	209,600	236,700	335,500	339,600	432,800
34	211,700	238,800	338,100	342,200	433,700
35	213,700	240,900	340,600	344,700	434,600
36	215,700	242,900	343,100	347,200	435,500
37	217,700	244,900	345,600	349,700	436,400
38	219,800	247,000	347,900	351,700	437,900
39	221,900	249,100	350,100	353,700	439,300
40	224,000	251,200	352,300	355,700	440,700

41	226,000	253,200	354,500	357,700	442,100
42	228,200	255,500	356,700	359,700	442,900
43	230,400	257,700	358,900	361,600	443,700
44	232,500	259,900	361,100	363,500	444,400
45	234,600	262,100	363,200	365,400	445,100
46	236,400	264,500	365,200	367,200	445,900
47	238,200	266,900	367,200	368,900	446,600
48	239,900	269,300	369,100	370,600	447,300
49	241,600	271,600	371,000	372,300	448,000
50	242,700	274,200	372,700	374,000	448,800
51	243,800	276,700	374,400	375,700	449,600
52	244,900	279,200	376,100	377,400	450,300
53	246,000	281,700	377,700	379,000	451,000
54	247,500	284,600	379,100	380,300	451,900
55	249,000	287,400	380,400	381,600	452,800
56	250,400	290,200	381,700	382,900	453,700
57	251,800	293,000	383,000	384,200	454,600
58	253,300	295,800	384,200	385,300	455,500
59	254,800	298,600	385,400	386,400	456,400
60	256,300	301,400	386,600	387,500	457,300
61	257,800	304,200	387,800	388,600	458,200
62	259,600	307,000	389,000	389,800	459,100
63	261,400	309,800	390,100	391,000	460,000
64	263,100	312,600	391,200	392,200	460,900
65	264,800	315,300	392,300	393,300	461,700
66	266,400	318,100	393,500	394,700	462,700
67	268,000	320,900	394,600	396,100	463,600
68	269,600	323,600	395,700	397,400	464,500
69	271,200	326,300	396,800	398,700	465,400
70	272,800	328,800	398,000	400,100	466,300
71	274,400	331,300	399,100	401,500	467,200
72	276,000	333,800	400,200	402,900	468,100
73	277,500	336,300	401,300	404,200	469,000
74	278,700	338,900	402,500	405,700	469,900
75	279,800	341,500	403,600	407,200	470,800
76	280,900	344,100	404,700	408,600	471,700
77	282,000	346,700	405,800	410,000	472,600
78	283,400	349,000	406,900	411,500	473,500
79	284,700	351,300	408,000	412,900	474,400
80	286,000	353,600	409,100	414,300	475,300
81	287,300	355,900	410,100	415,700	476,200
82	288,600	358,400	411,100	416,900	477,100
83	289,800	360,900	412,000	418,100	478,000
84	291,000	363,300	412,900	419,300	478,900

85	292,200	365,700	413,800	420,500	479,800
86	293,400	367,700	414,700	421,600	
87	294,600	369,600	415,600	422,700	
88	295,800	371,500	416,400	423,800	
89	296,900	373,400	417,200	424,900	
90	298,100	374,800	417,900	425,700	
91	299,300	376,200	418,600	426,400	
92	300,500	377,600	419,200	427,100	
93	301,600	379,000	419,800	427,800	
94	302,700	380,400	420,500	428,600	
95	303,800	381,800	421,200	429,300	
96	304,800	383,200	421,800	430,000	
97	305,800	384,500	422,400	430,700	
98	306,100	385,700	423,100	431,400	
99	306,400	386,900	423,700	432,100	
100	306,700	388,100	424,300	432,800	
101	307,000	389,300	424,900	433,400	
102	307,400	390,300	425,500	434,100	
103	307,700	391,300	426,100	434,700	
104	308,000	392,200	426,700	435,300	
105	308,300	393,100	427,300	435,900	
106	308,600	394,000	427,900	436,500	
107	308,900	394,900	428,500	437,100	
108	309,200	395,800	429,000	437,600	
109	309,500	396,700	429,500	438,100	
110	309,900	397,500	430,100	438,700	
111	310,300	398,300	430,700	439,300	
112	310,700	399,100	431,200	439,800	
113	311,000	399,900	431,700	440,300	
114	311,200	400,700	432,300	440,900	
115	311,400	401,500	432,900	441,500	
116	311,600	402,300	433,400	442,000	
117	311,700	403,000	433,900	442,500	
118		403,700	434,500	443,100	
119		404,400	435,000	443,700	
120		405,100	435,500	444,200	
121		405,800	436,000	444,700	
122		406,400	436,600	445,300	
123		407,000	437,200	445,900	
124		407,600	437,700	446,400	
125		408,100	438,200	446,900	
126		408,800	438,800	447,500	
127		409,400	439,300	448,100	
128		410,000	439,800	448,600	

129	410,600	440,300	449,100
130	411,200		
131	411,800		
132	412,400		
133	413,000		
134	413,600		
135	414,200		
136	414,800		
137	415,300		
138	415,900		
139	416,500		
140	417,000		
141	417,500		
142	418,100		
143	418,600		
144	419,100		
145	419,600		
146	420,200		
147	420,800		
148	421,300		
149	421,800		
150	422,400		
151	423,000		
152	423,500		
153	424,000		
154	424,600		
155	425,200		
156	425,700		
157	426,200		
158	426,800		
159	427,300		
160	427,800		
161	428,300		
162	428,900		
163	429,400		
164	429,900		
165	430,400		
166	431,000		
167	431,500		
168	432,000		
169	432,500		
170	433,100		
171	433,600		
172	434,100		

173		434,600			
174		435,200			
175		435,700			
176		436,200			
177		436,700			

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第2 行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	157,700	215,200	229,700	244,500	271,800 (310,200)	324,200 (369,700)	393,900	413,200
2	143,700	158,900	216,800	231,200	246,600	273,900 (312,700)	327,000 (372,500)	397,100	416,800
3	144,800	160,100	218,400	232,700	248,600	276,000 (315,100)	329,800 (375,300)	400,300	420,300
4	145,900	161,300	219,900	234,100	250,600	278,000 (317,500)	332,600 (378,000)	403,500	423,800
5	146,900	162,400	221,400	235,500	252,600	280,000 (319,900)	335,300 (380,700)	406,700	427,300
6	148,000	164,100	223,100	237,500	254,700	282,200 (322,400)	338,000 (383,200)	409,800	431,000
7	149,100	165,700	224,700	239,500	256,700	284,400 (324,900)	340,700 (385,700)	412,900	434,700
8	150,200	167,300	226,300	241,500	258,700	286,600 (327,300)	343,400 (388,200)	416,000	438,400
9	151,200	168,900	227,900	243,400	260,700	288,700 (329,700)	346,000 (390,600)	419,000	442,100
10	152,400	171,900	229,900	245,400	262,800	291,000 (332,100)	348,400 (393,100)	422,000	445,800
11	153,600	174,900	231,900	247,400	264,900	293,200 (334,500)	350,800 (395,600)	425,000	449,500
12	154,700	177,800	233,800	249,400	266,900	295,400 (336,800)	353,200 (398,100)	428,000	453,100
13	155,800	180,700	235,700	251,300	268,900	297,600 (339,100)	355,600 (400,500)	430,900	456,700
14	157,300	182,400	237,700	253,400	271,000	299,900 (341,500)	357,900 (402,600)	433,800	460,200
15	158,800	184,000	239,600	255,500	273,100	302,200 (343,800)	360,200 (404,700)	436,700	463,700
16	160,300	185,600	241,500	257,600	275,200	304,400 (346,100)	362,500 (406,800)	439,500	467,100
17	161,700	187,200	243,400	259,600	277,200	306,600 (348,400)	364,700 (408,800)	442,300	470,500
18	163,500	188,800	245,300	261,700	279,400	309,000 (350,700)	366,900 (410,200)	445,200	473,800
19	165,300	190,400	247,200	263,800	281,500	311,400 (353,000)	369,100 (411,600)	448,100	477,100
20	167,100	192,000	249,100	265,900	283,600	313,800 (355,300)	371,300 (413,000)	450,900	480,300
21	168,900	193,600	251,000	268,000	285,700	316,100 (357,500)	373,500 (414,300)	453,700	483,500
22	171,900	195,200	253,000	270,200	287,900	318,500 (359,800)	375,600 (415,700)	456,400	486,600
23	174,900	196,800	254,900	272,300	290,000	320,900 (362,000)	377,700 (417,100)	459,000	489,700
24	177,800	198,400	256,800	274,400	292,100	323,300 (364,200)	379,800 (418,400)	461,600	492,700
25	180,700	200,000	258,700	276,500	294,200	325,600 (366,400)	381,900 (419,700)	464,200	495,700
26	182,300	201,700	260,600	278,700	296,300	327,600 (368,700)	384,000 (420,900)	466,000	498,700
27	183,900	203,300	262,500	280,900	298,400	329,600 (371,000)	386,000 (422,100)	467,800	501,700
28	185,400	204,900	264,400	283,000	300,500	331,600 (373,200)	388,000 (423,300)	469,500	504,700
29	186,900	206,500	266,200	285,100	302,600	333,500 (375,400)	390,000 (424,500)	471,200	507,700
30	187,900	208,200	268,100	287,300	304,800	335,400 (377,500)	391,700 (425,600)	473,000	510,700
31	188,900	209,800	270,000	289,400	307,000	337,300 (379,600)	393,400 (426,700)	474,800	513,700
32	189,900	211,400	271,900	291,500	309,100	339,200 (381,700)	395,000 (427,800)	476,500	516,600
33	190,800	213,000	273,800	293,600	311,200	341,000 (383,800)	396,600 (428,800)	478,200	519,500
34	191,800	214,600	275,700	295,800	313,500	343,000 (385,400)	398,000 (429,600)	479,700	522,500
35	192,800	216,200	277,600	298,000	315,800	344,900 (387,000)	399,400 (430,400)	481,200	525,400
36	193,800	217,800	279,500	300,100	318,100	346,800 (388,600)	400,800 (431,200)	482,600	528,300
37	194,700	219,400	281,400	302,200	320,300	348,700 (390,100)	402,200 (432,000)	484,000	531,200
38	195,700	221,000	283,300	304,300	322,500	350,600 (391,100)	403,500 (432,600)	485,300	533,900
39	196,700	222,600	285,200	306,400	324,700	352,500 (392,100)	404,700 (433,200)	486,600	536,600
40	197,700	224,200	287,100	308,500	326,800	354,400 (393,000)	405,900 (433,800)	487,900	539,200

41	198,600	225,700	289,000	310,500	328,900	356,200 (393,900)	407,100 (434,400)	489,200	541,800
42	199,600	227,400	290,900	312,400	331,000	358,000 (394,600)	407,900 (435,000)	490,300	544,500
43	200,600	229,000	292,800	314,300	333,000	359,700 (395,200)	408,700 (435,600)	491,400	547,100
44	201,600	230,600	294,700	316,200	335,000	361,400 (395,800)	409,400 (436,200)	492,500	549,700
45	202,600	232,200	296,500	318,000	337,000	363,100 (396,400)	410,100 (436,800)	493,600	552,300
46	203,600	233,800	298,400	319,900	338,900	364,900 (397,000)	410,700 (437,400)	494,700	554,800
47	204,600	235,400	300,200	321,700	340,700	366,700 (397,600)	411,300 (438,000)	495,800	557,300
48	205,600	237,000	302,000	323,500	342,500	368,400 (398,200)	411,900 (438,600)	496,900	559,700
49	206,600	238,600	303,800	325,300	344,300	370,100 (398,800)	412,400 (439,200)	497,900	562,100
50	207,600	240,200	305,700	327,200	346,100	371,400 (399,400)	413,000 (439,800)	498,900	564,600
51	208,600	241,800	307,500	329,000	347,900	372,600 (400,000)	413,600 (440,400)	499,800	567,100
52	209,500	243,400	309,300	330,800	349,700	373,800 (400,600)	414,200 (441,000)	500,700	569,600
53	210,400	245,000	311,100	332,600	351,400	375,000 (401,100)	414,700 (441,600)	501,600	572,000
54	211,400	246,600	312,800	334,100	352,600	376,100 (401,700)	415,300 (442,200)	502,500	574,400
55	212,400	248,200	314,500	335,500	353,800	377,100 (402,300)	415,900 (442,800)	503,400	576,800
56	213,300	249,800	316,200	336,900	355,000	378,100 (402,900)	416,500 (443,400)	504,300	579,200
57	214,200	251,400	317,900	338,300	356,100	379,100 (403,400)	417,000 (444,000)	505,200	581,600
58	215,200	253,100	319,400	339,400	357,000	379,800 (404,000)	417,600 (444,600)	506,100	584,000
59	216,200	254,800	320,900	340,500	357,900	380,400 (404,600)	418,200 (445,200)	507,000	586,400
60	217,100	256,400	322,400	341,500	358,800	381,000 (405,200)	418,700 (445,800)	507,900	588,800
61	218,000	258,000	323,800	342,500	359,600	381,600 (405,700)	419,200 (446,400)	508,800	591,200
62	218,800	259,600	325,200	343,500	360,400	382,200 (406,300)	419,800 (447,000)		
63	219,600	261,200	326,600	344,500	361,200	382,800 (406,900)	420,400 (447,600)		
64	220,400	262,700	328,000	345,500	362,000	383,400 (407,500)	421,000 (448,200)		
65	221,200	264,200	329,400	346,500	362,800	383,900 (408,000)	421,500 (448,800)		
66	222,000	265,200	330,700	347,200	363,500	384,500 (408,600)	422,100 (449,400)		
67	222,800	266,200	332,000	347,800	364,100	385,100 (409,200)	422,700 (450,000)		
68	223,600	267,200	333,300	348,400	364,700	385,700 (409,800)	423,300 (450,600)		
69	224,400	268,100	334,500	349,000	365,300	386,200 (410,300)	423,800 (451,200)		
70	225,300	269,100	335,600	349,600	366,000	386,800 (410,900)	424,400 (451,800)		
71	226,100	270,100	336,700	350,200	366,600	387,400 (411,500)	425,000 (452,400)		
72	226,900	271,100	337,800	350,800	367,200	388,000 (412,100)	425,600 (453,000)		
73	227,700	272,000	338,800	351,400	367,800	388,500 (412,600)	426,100 (453,600)		
74	228,500	272,900	339,500	352,000	368,500	389,100 (413,200)	426,700 (454,300)		
75	229,300	273,800	340,200	352,600	369,200	389,700 (413,800)	427,300 (454,900)		
76	230,100	274,700	340,900	353,200	369,800	390,300 (414,400)	427,900 (455,500)		
77	230,800	275,600	341,500	353,800	370,400	390,800 (414,900)	428,500 (456,100)		
78	231,600	276,500	342,100	354,400	371,100	391,400 (415,500)	429,100 (456,700)		
79	232,400	277,400	342,700	355,000	371,700	392,000 (416,100)	429,700 (457,300)		
80	233,200	278,200	343,300	355,600	372,300	392,600 (416,700)	430,300 (457,900)		
81	233,900	279,000	343,900	356,200	372,900	393,100 (417,200)	430,800 (458,500)		
82	234,500	279,900	344,500	356,800	373,600	393,700 (417,800)	431,400		
83	235,100	280,800	345,100	357,400	374,200	394,300 (418,400)	432,000		
84	235,600	281,600	345,700	358,000	374,800	394,900 (418,900)	432,600		

85	236,100	282,400	346,300	358,600	375,400	395,400 (419,400)	433,100		
86	236,600	283,200	346,900	359,200	376,100	396,000 (420,000)	433,700		
87	237,100	284,000	347,500	359,800	376,700	396,600 (420,600)	434,300		
88	237,500	284,800	348,100	360,400	377,300	397,200 (421,200)	434,900		
89	237,900	285,600	348,700	361,000	377,900	397,700 (421,700)	435,400		
90	238,400	286,300	349,300	361,600	378,500	398,300	436,000		
91	238,800	287,000	349,900	362,200	379,100	398,900	436,600		
92	239,200	287,700	350,500	362,800	379,700	399,500	437,200		
93	239,600	288,300	351,100	363,400	380,300	400,100	437,700		
94	240,100	289,000	351,700	364,000	381,000	400,700	438,300		
95	240,500	289,700	352,300	364,500	381,600	401,300	438,900		
96	240,900	290,400	352,800	365,000	382,200	401,900	439,500		
97	241,300	291,000	353,300	365,500	382,800	402,400	440,000		
98		291,700	353,900	366,100	383,500	403,000			
99		292,400	354,500	366,600	384,100	403,600			
100		293,000	355,000	367,100	384,700	404,200			
101		293,600	355,500	367,600	385,300	404,700			
102		294,100	356,100	368,200	386,000	405,300			
103		294,600	356,600	368,800	386,600	405,900			
104		295,100	357,100	369,300	387,200	406,500			
105		295,500	357,600	369,800	387,800	407,000			
106		295,900	358,100	370,400	388,500	407,600			
107		296,300	358,600	370,900	389,100	408,200			
108		296,700	359,100	371,400	389,700	408,800			
109		297,100	359,600	371,900	390,300	409,300			
110		297,500	360,100	372,500	390,900	409,900			
111		297,900	360,600	373,000	391,500	410,500			
112		298,300	361,100	373,500	392,100	411,100			
113		298,700	361,600	374,000	392,700	411,600			
114		299,100	362,100	374,600	393,300				
115		299,500	362,600	375,100	393,900				
116		299,900	363,100	375,600	394,500				
117		300,200	363,600	376,100	395,100				
118		300,600	364,100	376,700	395,700				
119		301,000	364,600	377,200	396,300				
120		301,400	365,100	377,700	396,900				
121		301,800	365,600	378,200	397,400				
122		302,200		378,700	398,000				
123		302,600		379,200	398,600				
124		303,000		379,700	399,200				
125		303,300		380,200	399,800				
126		303,700		380,800	400,400				
127		304,100		381,300	401,000				
128		304,500		381,800	401,600				

129	304,800	382,300	402,100				
130	305,200	382,900	402,700				
131	305,600	383,400	403,300				
132	306,000	383,900	403,900				
133	306,300	384,400	404,400				
134	306,700	385,000					
135	307,100	385,500					
136	307,400	386,000					
137	307,700	386,500					
138	308,100	387,100					
139	308,400	387,600					
140	308,700	388,100					
141	309,000	388,600					
142	309,400	389,200					
143	309,700	389,700					
144	310,000	390,200					
145	310,300	390,700					
146		391,300					
147		391,800					
148		392,300					
149		392,800					
150		393,400					
151		393,900					
152		394,400					
153		394,900					
154		395,500					
155		396,000					
156		396,500					
157		397,000					

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3 教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	157,800	173,600	254,500	377,600
2	159,300	175,300	257,200	380,700
3	160,800	177,000	259,800	383,800
4	162,200	178,700	262,400	386,900
5	163,600	180,400	265,000	389,900
6	165,400	182,300	267,700	393,100
7	167,100	184,200	270,400	396,300
8	168,800	186,100	273,000	399,400
9	170,500	187,900	275,600	402,500
10	172,300	189,800	278,400	405,100
11	174,100	191,700	281,200	407,700
12	175,900	193,600	283,900	410,300
13	177,700	195,400	286,600	412,800
14	179,500	197,400	289,500	414,800
15	181,200	199,400	292,400	416,800
16	182,900	201,400	295,200	418,800
17	184,600	203,300	298,000	420,700
18	186,400	205,400	300,900	422,800
19	188,200	207,500	303,700	424,800
20	190,000	209,600	306,500	426,800
21	191,700	211,700	309,300	428,800
22	193,500	214,000	312,200	430,800
23	195,300	216,200	315,100	432,800
24	197,100	218,400	318,000	434,800
25	198,800	220,600	320,800	436,700
26	200,400	222,900	323,700	438,700
27	202,000	225,200	326,500	440,700
28	203,500	227,400	329,300	442,700
29	205,000	229,600	332,100	444,600
30	206,700	231,700	334,900	446,600
31	208,400	233,800	337,700	448,600
32	210,100	235,900	340,500	450,600
33	211,700	237,900	343,300	452,500
34	213,700	240,000	346,000	454,100
35	215,700	242,100	348,700	455,700
36	217,700	244,100	351,400	457,300
37	219,600	246,100	354,000	458,800
38	221,700	248,200	356,400	459,700
39	223,800	250,300	358,700	460,600
40	225,900	252,400	361,000	461,500

41	227,900	254,500	363,300	462,400
42	230,100	256,800	365,700	463,300
43	232,300	259,100	368,100	464,200
44	234,500	261,300	370,400	465,100
45	236,700	263,500	372,700	466,000
46	238,500	265,900	374,800	466,900
47	240,200	268,300	376,900	467,800
48	241,900	270,700	378,900	468,700
49	243,600	273,000	380,900	469,600
50	244,700	275,600	382,800	470,500
51	245,800	278,100	384,700	471,400
52	246,900	280,600	386,600	472,300
53	247,900	283,100	388,400	473,200
54	249,600	286,000	390,000	473,900
55	251,300	288,900	391,600	474,600
56	253,000	291,700	393,200	475,300
57	254,700	294,500	394,700	475,900
58	256,300	297,400	396,300	476,600
59	257,900	300,200	397,900	477,300
60	259,500	303,000	399,500	478,000
61	261,000	305,800	401,000	478,600
62	262,700	308,600	402,600	479,300
63	264,400	311,400	404,200	480,000
64	266,100	314,200	405,700	480,700
65	267,800	317,000	407,200	481,300
66	269,500	319,800	408,700	482,000
67	271,200	322,600	410,100	482,700
68	272,900	325,400	411,500	483,400
69	274,500	328,100	412,900	484,100
70	276,100	330,900	414,400	484,700
71	277,700	333,700	415,800	485,300
72	279,300	336,400	417,200	485,900
73	280,800	339,100	418,600	486,500
74	282,100	342,100	420,000	487,100
75	283,400	345,000	421,300	487,700
76	284,700	347,900	422,600	488,300
77	285,900	350,800	423,900	488,900
78	287,400	353,500	425,300	
79	288,900	356,200	426,700	
80	290,400	358,900	428,100	
81	291,900	361,600	429,400	
82	293,400	364,300	430,800	
83	294,900	367,000	432,200	
84	296,400	369,700	433,500	

85	297,800	372,400	434,800
86	299,300	374,500	436,200
87	300,800	376,600	437,600
88	302,300	378,700	438,900
89	303,800	380,700	440,200
90	305,300	382,500	441,000
91	306,800	384,300	441,800
92	308,200	386,100	442,500
93	309,600	387,800	443,200
94	311,200	389,600	443,900
95	312,800	391,300	444,600
96	314,400	393,000	445,200
97	316,000	394,700	445,800
98	316,900	396,300	446,500
99	317,800	397,800	447,100
100	318,700	399,300	447,700
101	319,500	400,800	448,300
102	320,100	401,900	448,800
103	320,700	403,000	449,300
104	321,200	404,100	449,800
105	321,700	405,100	450,200
106	322,300	406,200	450,700
107	322,900	407,200	451,200
108	323,400	408,200	451,700
109	323,900	409,200	452,100
110	324,500	409,900	452,600
111	325,100	410,500	453,100
112	325,700	411,100	453,600
113	326,300	411,700	454,000
114	326,800	412,300	454,500
115	327,200	412,900	455,000
116	327,600	413,400	455,500
117	328,000	413,900	456,000
118	328,400	414,500	
119	328,700	415,000	
120	329,000	415,500	
121	329,300	416,000	
122	329,600	416,500	
123	329,900	417,000	
124	330,200	417,500	
125	330,500	418,000	
126	330,900	418,500	
127	331,300	418,900	
128	331,600	419,300	

129	331,900	419,700	
130	332,300	420,200	
131	332,700	420,700	
132	333,100	421,100	
133	333,500	421,500	
134	333,900	422,000	
135	334,300	422,400	
136	334,600	422,800	
137	334,900	423,200	
138		423,700	
139		424,100	
140		424,500	
141		424,900	
142		425,400	
143		425,900	
144		426,300	
145		426,700	
146		427,200	
147		427,600	
148		428,000	
149		428,400	
150		428,900	
151		429,300	
152		429,700	
153		430,100	
154		430,600	
155		431,000	
156		431,400	
157		431,800	
158		432,300	
159		432,700	
160		433,100	
161		433,500	
162		434,000	
163		434,400	
164		434,800	
165		435,200	
166		435,700	
167		436,100	
168		436,500	
169		436,900	
170		437,400	
171		437,800	
172		438,200	

173		438,600		
174		439,100		
175		439,500		
176		439,900		
177		440,300		

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第4 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	157,800	173,600	251,900	254,500	367,300
2	159,300	175,300	254,400	257,200	370,400
3	160,800	177,000	256,800	259,800	373,500
4	162,200	178,700	259,200	262,400	376,600
5	163,600	180,400	261,600	265,000	379,700
6	165,400	182,300	264,100	267,700	382,900
7	167,100	184,200	266,600	270,400	386,000
8	168,800	186,100	269,100	273,000	389,100
9	170,500	187,900	271,500	275,600	392,200
10	172,300	189,800	274,200	278,400	394,800
11	174,100	191,700	276,900	281,200	397,400
12	175,900	193,600	279,500	283,900	400,000
13	177,700	195,400	282,100	286,600	402,600
14	179,500	197,400	285,000	289,500	404,400
15	181,200	199,400	287,900	292,400	406,200
16	182,900	201,400	290,700	295,200	408,000
17	184,600	203,300	293,500	298,000	409,700
18	186,400	205,400	296,400	300,900	411,400
19	188,200	207,500	299,200	303,700	413,100
20	189,900	209,600	302,000	306,500	414,800
21	191,600	211,700	304,800	309,300	416,500
22	193,400	214,000	307,700	312,200	418,000
23	195,200	216,200	310,500	315,000	419,500
24	196,900	218,400	313,300	317,800	421,000
25	198,600	220,600	316,100	320,600	422,500
26	200,100	222,900	318,800	323,200	424,100
27	201,600	225,200	321,500	325,800	425,600
28	203,000	227,400	324,200	328,400	427,100
29	204,400	229,600	326,800	331,000	428,600
30	206,000	231,700	329,400	333,600	430,100
31	207,600	233,800	332,000	336,200	431,600
32	209,200	235,900	334,600	338,800	433,000
33	210,700	237,900	337,200	341,400	434,400
34	212,800	240,000	339,800	344,000	435,200
35	214,800	242,100	342,400	346,500	436,000
36	216,800	244,100	344,900	349,000	436,800
37	218,800	246,100	347,400	351,500	437,500
38	220,900	248,200	349,700	353,600	438,300
39	223,000	250,300	352,000	355,600	439,000
40	225,100	252,400	354,200	357,600	439,700

41	227,100	254,500	356,400	359,600	440,400
42	229,300	256,800	358,600	361,600	441,200
43	231,500	259,100	360,800	363,500	441,900
44	233,700	261,300	363,000	365,400	442,600
45	235,800	263,500	365,100	367,300	443,300
46	237,600	265,900	367,100	369,100	444,100
47	239,400	268,300	369,100	370,900	444,800
48	241,100	270,700	371,100	372,600	445,500
49	242,800	273,000	373,000	374,300	446,200
50	243,900	275,600	374,700	376,000	447,000
51	245,000	278,100	376,400	377,700	447,700
52	246,100	280,600	378,000	379,400	448,400
53	247,200	283,100	379,600	381,000	449,100
54	248,700	286,000	381,000	382,300	449,800
55	250,200	288,900	382,400	383,600	450,500
56	251,700	291,700	383,700	384,900	451,200
57	253,100	294,500	385,000	386,200	451,800
58	254,700	297,400	386,200	387,300	452,500
59	256,200	300,200	387,400	388,400	453,200
60	257,700	303,000	388,600	389,500	453,900
61	259,200	305,800	389,800	390,600	454,500
62	261,000	308,600	390,900	391,700	455,200
63	262,800	311,400	392,000	392,800	455,900
64	264,500	314,200	393,000	393,900	456,600
65	266,200	317,000	394,000	394,900	457,300
66	267,800	319,800	395,000	396,000	458,000
67	269,400	322,600	396,000	397,100	458,700
68	271,000	325,300	397,000	398,100	459,300
69	272,600	328,000	397,900	399,100	459,900
70	274,200	330,500	398,800	400,200	460,500
71	275,800	333,000	399,700	401,200	461,100
72	277,400	335,500	400,600	402,200	461,700
73	278,900	338,000	401,500	403,200	462,300
74	280,100	340,700	402,300	404,300	462,900
75	281,200	343,300	403,100	405,300	463,500
76	282,300	345,900	403,800	406,300	464,100
77	283,400	348,500	404,500	407,300	464,700
78	284,800	350,900	405,300	408,400	465,300
79	286,200	353,200	406,100	409,400	465,900
80	287,500	355,500	406,900	410,400	466,500
81	288,800	357,800	407,600	411,400	467,100
82	290,000	360,300	408,400	412,500	467,700
83	291,200	362,800	409,200	413,500	468,300
84	292,400	365,200	409,900	414,500	468,900

85	293,600	367,600	410,600	415,500	469,500
86	294,800	369,600	411,400	416,500	
87	296,000	371,600	412,200	417,500	
88	297,200	373,500	412,900	418,500	
89	298,400	375,400	413,600	419,400	
90	299,600	376,800	414,300	420,200	
91	300,800	378,200	414,900	421,000	
92	302,000	379,600	415,500	421,700	
93	303,200	380,900	416,100	422,400	
94	304,300	382,300	416,700	423,100	
95	305,400	383,700	417,300	423,800	
96	306,400	385,100	417,900	424,400	
97	307,400	386,500	418,400	425,000	
98	307,700	387,700	418,900	425,700	
99	308,000	388,900	419,400	426,400	
100	308,300	390,000	419,900	427,000	
101	308,600	391,100	420,400	427,600	
102	309,000	392,100	420,900	428,100	
103	309,300	393,100	421,400	428,600	
104	309,600	394,100	421,800	429,100	
105	309,900	395,000	422,200	429,500	
106	310,200	396,000	422,700	430,000	
107	310,500	396,900	423,200	430,500	
108	310,800	397,800	423,600	431,000	
109	311,100	398,700	424,000	431,400	
110	311,500	399,200	424,500	431,900	
111	311,900	399,700	425,000	432,400	
112	312,300	400,200	425,400	432,900	
113	312,600	400,700	425,800	433,300	
114	312,800	401,200	426,300	433,800	
115	313,000	401,700	426,800	434,300	
116	313,200	402,200	427,300	434,800	
117	313,400	402,700	427,700	435,200	
118		403,200	428,200	435,700	
119		403,700	428,700	436,200	
120		404,200	429,100	436,700	
121		404,700	429,500	437,100	
122		405,200	430,000	437,600	
123		405,700	430,500	438,100	
124		406,200	430,900	438,600	
125		406,700	431,300	439,000	
126		407,200	431,800	439,500	
127		407,700	432,300	440,000	
128		408,200	432,700	440,500	

129	408,700	433,100	440,900
130	409,200		
131	409,700		
132	410,200		
133	410,700		
134	411,200		
135	411,700		
136	412,100		
137	412,500		
138	413,000		
139	413,400		
140	413,800		
141	414,200		
142	414,700		
143	415,100		
144	415,500		
145	415,900		
146	416,400		
147	416,800		
148	417,200		
149	417,600		
150	418,000		
151	418,400		
152	418,800		
153	419,200		
154	419,700		
155	420,100		
156	420,500		
157	420,900		
158	421,400		
159	421,800		
160	422,200		
161	422,600		
162	423,100		
163	423,500		
164	423,900		
165	424,300		
166	424,800		
167	425,200		
168	425,600		
169	426,000		
170	426,500		
171	427,000		
172	427,400		

173		427,800			
174		428,300			
175		428,700			
176		429,100			
177		429,500			

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第 5 医療職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	157,700	215,200	244,000	261,200	271,800 (310,200)	327,900
2	143,700	158,900	216,800	245,800	263,300	273,900 (312,700)	330,600
3	144,800	160,100	218,400	247,600	265,400	276,000 (315,100)	333,200
4	145,900	161,300	219,900	249,400	267,400	278,000 (317,500)	335,800
5	146,900	162,400	221,400	251,100	269,400	280,000 (319,900)	338,400
6	148,000	164,100	223,100	253,200	271,500	282,200 (322,400)	341,100
7	149,100	165,700	224,700	255,200	273,600	284,400 (324,900)	343,700
8	150,200	167,300	226,300	257,200	275,700	286,600 (327,300)	346,300
9	151,200	168,900	227,900	259,200	277,700	288,700 (329,700)	348,900
10	152,400	171,900	229,900	261,200	279,900	291,000 (332,100)	351,600
11	153,600	174,900	231,900	263,200	282,100	293,200 (334,500)	354,200
12	154,700	177,800	233,800	265,200	284,200	295,400 (336,800)	356,800
13	155,800	180,700	235,700	267,200	286,300	297,600 (339,100)	359,400
14	157,300	182,400	237,700	269,300	288,500	299,900 (341,500)	362,000
15	158,800	184,000	239,600	271,400	290,600	302,200 (343,800)	364,600
16	160,300	185,600	241,500	273,400	292,700	304,400 (346,100)	367,200
17	161,700	187,200	243,400	275,400	294,800	306,600 (348,400)	369,800
18	163,500	188,800	245,300	277,500	296,900	309,000 (350,700)	372,400
19	165,300	190,400	247,200	279,600	299,000	311,400 (353,000)	375,000
20	167,100	192,000	249,100	281,700	301,100	313,800 (355,300)	377,500
21	168,900	193,600	251,000	283,800	303,200	316,100 (357,500)	380,000
22	171,900	195,200	253,000	286,000	305,400	318,500 (359,800)	382,500
23	174,900	196,800	254,900	288,100	307,600	320,900 (362,000)	385,000
24	177,800	198,400	256,800	290,200	309,800	323,300 (364,200)	387,500
25	180,700	200,000	258,700	292,300	311,900	325,600 (366,400)	389,900
26	182,300	201,700	260,600	294,500	314,300	327,600 (368,700)	392,300
27	183,900	203,300	262,500	296,700	316,600	329,600 (371,000)	394,700
28	185,400	204,900	264,400	298,800	318,900	331,600 (373,200)	397,100
29	186,900	206,500	266,200	300,900	321,200	333,500 (375,400)	399,500
30	187,900	208,200	268,100	303,000	323,400	335,400 (377,500)	401,500
31	188,900	209,800	270,000	305,100	325,600	337,300 (379,600)	403,500
32	189,900	211,400	271,900	307,200	327,800	339,200 (381,700)	405,400
33	190,800	213,000	273,800	309,300	329,900	341,000 (383,800)	407,300
34	191,800	214,600	275,700	311,300	332,000	343,000 (385,400)	408,700
35	192,800	216,200	277,600	313,200	334,100	344,900 (387,000)	410,100
36	193,800	217,800	279,500	315,100	336,100	346,800 (388,600)	411,500
37	194,700	219,400	281,400	317,000	338,100	348,700 (390,100)	412,900
38	195,700	221,000	283,300	318,800	340,000	350,600 (391,100)	414,100
39	196,700	222,600	285,200	320,600	341,900	352,500 (392,100)	415,300
40	197,700	224,200	287,100	322,400	343,700	354,400 (393,000)	416,500

41	198,600	225,700	289,000	324,200	345,500	356,200 (393,900)	417,600
42	199,600	227,400	290,900	325,600	347,100	358,000 (394,600)	418,400
43	200,600	229,000	292,800	327,000	348,700	359,700 (395,200)	419,200
44	201,600	230,600	294,700	328,400	350,200	361,400 (395,800)	419,900
45	202,600	232,200	296,500	329,800	351,700	363,100 (396,400)	420,600
46	203,600	233,800	298,400	331,100	352,900	364,900 (397,000)	421,400
47	204,600	235,400	300,200	332,400	354,100	366,700 (397,600)	422,200
48	205,600	237,000	302,000	333,700	355,300	368,400 (398,200)	423,000
49	206,600	238,600	303,800	335,000	356,400	370,100 (398,800)	423,700
50	207,600	240,200	305,700	336,300	357,400	371,400 (399,400)	424,500
51	208,600	241,800	307,500	337,600	358,400	372,600 (400,000)	425,300
52	209,500	243,400	309,300	338,900	359,400	373,800 (400,600)	426,100
53	210,400	245,000	311,100	340,100	360,300	375,000 (401,100)	426,900
54	211,400	246,600	312,800	341,200	361,300	376,100 (401,700)	427,700
55	212,400	248,200	314,500	342,300	362,300	377,100 (402,300)	428,500
56	213,300	249,800	316,200	343,400	363,200	378,100 (402,900)	429,300
57	214,200	251,400	317,900	344,400	364,100	379,100 (403,400)	430,000
58	215,200	253,100	319,400	345,400	364,900	379,800 (404,000)	430,800
59	216,200	254,800	320,900	346,400	365,700	380,400 (404,600)	431,600
60	217,100	256,400	322,400	347,400	366,500	381,000 (405,200)	432,400
61	218,000	258,000	323,800	348,300	367,300	381,600 (405,700)	433,100
62	218,800	259,600	325,200	349,200	368,200	382,200 (406,300)	433,900
63	219,600	261,200	326,600	350,100	369,000	382,800 (406,900)	434,700
64	220,400	262,700	328,000	351,000	369,800	383,400 (407,500)	435,500
65	221,200	264,200	329,400	351,800	370,600	383,900 (408,000)	436,200
66	222,000	265,200	330,700	352,600	371,400	384,500 (408,600)	437,000
67	222,800	266,200	332,000	353,400	372,200	385,100 (409,200)	437,800
68	223,600	267,200	333,300	354,100	373,000	385,700 (409,800)	438,600
69	224,400	268,100	334,500	354,800	373,800	386,200 (410,300)	439,300
70	225,300	269,100	335,600	355,500	374,600	386,800 (410,900)	440,100
71	226,100	270,100	336,700	356,200	375,400	387,400 (411,500)	440,900
72	226,900	271,100	337,800	356,800	376,100	388,000 (412,100)	441,700
73	227,700	272,000	338,800	357,400	376,800	388,500 (412,600)	442,400
74	228,500	272,900	339,500	358,100	377,500	389,100 (413,200)	443,200
75	229,300	273,800	340,200	358,800	378,200	389,700 (413,800)	444,000
76	230,100	274,700	340,900	359,400	378,800	390,300 (414,400)	444,700
77	230,800	275,600	341,500	360,000	379,400	390,800 (414,900)	445,400
78	231,600	276,500	342,100	360,700	380,100	391,400 (415,500)	446,200
79	232,400	277,400	342,700	361,400	380,800	392,000 (416,100)	447,000
80	233,200	278,200	343,300	362,000	381,400	392,600 (416,700)	447,700
81	233,900	279,000	343,900	362,600	382,000	393,100 (417,200)	448,400
82	234,500	279,900	344,500	363,300	382,700	393,700 (417,800)	449,200
83	235,100	280,800	345,100	364,000	383,400	394,300 (418,400)	449,900
84	235,600	281,600	345,700	364,600	384,000	394,900 (418,900)	450,600

85	236,100	282,400	346,300	365,200	384,600	395,400 (419,400)	451,300
86	236,600	283,200	346,900	365,900	385,300	396,000 (420,000)	
87	237,100	284,000	347,500	366,600	385,900	396,600 (420,600)	
88	237,500	284,800	348,100	367,200	386,500	397,200 (421,200)	
89	237,900	285,600	348,700	367,800	387,100	397,700 (421,700)	451,300
90	238,400	286,300	349,300	368,500	387,800	398,300	
91	238,800	287,000	349,900	369,200	388,400	398,900	
92	239,200	287,700	350,500	369,900	389,000	399,500	
93	239,600	288,300	351,100	370,500	389,600	400,100	451,300
94	240,100	289,000	351,700	371,200	390,300	400,700	
95	240,500	289,700	352,300	371,900	390,900	401,300	
96	240,900	290,400	352,800	372,500	391,500	401,900	
97	241,300	291,000	353,300	373,100	392,100	402,400	451,300
98		291,700	353,900	373,800	392,700	403,000	
99		292,400	354,500	374,500	393,300	403,600	
100		293,000	355,000	375,100	393,900	404,200	
101		293,600	355,500	375,700	394,400	404,700	451,300
102		294,100	356,100	376,400	395,000	405,300	
103		294,600	356,600	377,000	395,600	405,900	
104		295,100	357,100	377,600	396,200	406,500	
105		295,500	357,600	378,200	396,700	407,000	451,300
106		295,900	358,100	378,800	397,300	407,600	
107		296,300	358,600	379,400	397,900	408,200	
108		296,700	359,100	380,000	398,500	408,800	
109		297,100	359,600	380,600	399,100	409,300	451,300
110		297,500	360,100	381,300	399,700	409,900	
111		297,900	360,600	381,900	400,300	410,500	
112		298,300	361,100	382,500	400,900	411,100	
113		298,700	361,600	383,100	401,400	411,600	451,300
114		299,100	362,100	383,700	402,000		
115		299,500	362,600	384,300	402,600		
116		299,900	363,100	384,900	403,200		
117		300,200	363,600	385,400	403,700		451,300
118		300,600		386,000			
119		301,000		386,600			
120		301,400		387,200			
121		301,800		387,700			451,300
122		302,200		388,300			
123		302,600		388,900			
124		303,000		389,500			
125		303,300		390,000			451,300
126		303,700		390,600			
127		304,100		391,200			
128		304,500		391,800			

129		304,800		392,300			
130		305,200		392,900			
131		305,600		393,500			
132		306,000		394,100			
133		306,300		394,600			
134		306,700		395,200			
135		307,100		395,800			
136		307,400		396,400			
137		307,700		396,900			
138				397,500			
139				398,100			
140				398,700			
141				399,300			
142				399,900			
143				400,500			
144				401,100			
145				401,600			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

- 19 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年名古屋市条例第7号）を次のように改正する。

第2条中「（臨時的に任用される職員及び非常勤職員を除く。）」を削り、同条の様式中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 20 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の職員の服務の宣誓に関する条例の規定に基づいて作成されている用紙は、同項の規定による改正後の職員の服務の宣誓に関する条例の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

押印の廃止に関する規則をここに公布する。

令和 2年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 123号

押印の廃止に関する規則

目次

- 第 1章 全庁関係（第 1条）
- 第 2章 会計室関係（第 2条）
- 第 3章 市長室関係（第 3条）
- 第 4章 総務局関係（第 4条―第10条）
- 第 5章 財政局関係（第11条・第12条）
- 第 6章 スポーツ市民局関係（第13条―第15条）
- 第 7章 環境局関係（第16条）
- 第 8章 健康福祉局関係（第17条―第35条）
- 第 9章 子ども青少年局関係（第36条・第37条）
- 第10章 住宅都市局関係（第38条―第43条）
- 第11章 緑政土木局関係（第44条・第45条）
- 第12章 消防局関係（第46条・第47条）

附則

第 1章 全庁関係

(政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則等の一部改正)

第 1条 次の表の左欄に掲げる規則のうち同表右欄に掲げる様式中

「
印 又は ㊦ を削る。
」

	規 則	様 式
1	政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則（平成 7年名古屋市規則第 153号）	別記様式第 1
		別記様式第 2
		別記様式第 3
		別記様式第 4
2	名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第 105号）	別記様式
3	職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）	様式第 1号
		様式第 2号
4	失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）	様式第 1号の 2
		様式第 2号（表面）
		様式第 4号
		様式第 6号
		様式第 7号
		様式第 8号
		様式第 9号
		様式第10号
		様式第10号の 2
		様式第10号の 3
		様式第11号

		様式第12号
		様式第12号の 2
		様式第12号の 3
5	退隠料等給与規則（昭和23年名古屋市規則第 109号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
		第 7号様式の 2
		第 8号様式
		第 8号様式の 2
		第 9号様式
		第 9号様式の 2
		第 9号様式の 3
		第10号様式
		第10号様式の 2
		第11号様式
		第12号様式
		第13号様式
		第13号様式の 2
		第14号様式
		第15号様式
		第16号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
		第20号様式
		第22号様式

		第23号様式
		第24号様式の 2
		第24号様式の 3
		第24号様式の 4
		第24号様式の 5
		第24号様式の 6
		第24号様式の 7
		第25号様式
		第26号様式
		第28号様式
		第29号様式
		第29号様式の 2
		第31号様式
		第32号様式
		第33号様式
		第34号様式
		第37号様式
		第38号様式
		第39号様式
6	昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例の規定により改定すべき退隠料又は扶助料の改定及び請求手続に関する規則（昭和33年名古屋市規則第62号）	別紙様式
7	市町村職員恩給組合から承継する恩給の取扱に関する規則（昭和30年名古屋市規則第30号）	第 2号様式
		第 3号様式
8	旧共済条例に基づく年金等支給規則（昭和38年名古屋市規則第71号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式

		第 6号様式
		第 7号様式
		第 8号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第11号様式の 2
		第12号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第15号様式
		第16号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
		第20号様式
		第21号様式
		第23号様式
		第24号様式
		第25号様式
		第26号様式
		第27号様式
		第27号様式の 2
		第28号様式
		第29号様式
		第30号様式
		第31号様式
		第34号様式
9	名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）	第 1号様式
		第 3号様式

10	名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）	第18号様式
		第33号様式の 3
		第41号様式
		第52号様式の 2
		第52号様式の 3
		第53号様式（その 1）
		第53号様式（その 2）
		第54号様式
		第57号様式（その 1）
		第57号様式（その 2）
		第57号様式の 2（その 1）
		第57号様式の 3
		第57号様式の 6
		第57号様式の 7
		第59号様式
		第62号様式の 3
		第78号様式の 3（その 1）
		第78号様式の 4
		第78号様式の 6
		第78号様式の 7
		第78号様式の 8
		第78号様式の 9
		第78号様式の10
		第78号様式の15

		第78号様式の16
11	名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号）	第 2号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
		第 9号様式
		第11号様式
12	名古屋市債権管理条例施行細則（平成24年名古屋市規則第 3号）	第 5号様式
13	名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）	第 1号様式
		第 2号様式（その 1）
		第 2号様式（その 2）
		第60号様式
		第75号様式
14	名古屋国際センター条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第92号）	第 4号様式
15	名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則（平成15年名古屋市規則第79号）	別記様式
16	名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第44号）	別記様式
17	名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第45号）	別記様式
18	名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）	第 3号様式
19	名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）	別記様式
20	名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成 8年名古屋市規則第82号）	第 3号様式
21	名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成 6年	第 3号様式

	名古屋市規則第49号)	
22	名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成 6年名古屋 市規則第50号）	別記様式
23	名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成 8年名古屋 市規則第80号）	第 4号様式
24	名古屋市演劇練習館条例施行細則（平成 7年名古屋 市規則第79号）	第 3号様式
25	名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成 6年名古屋 市規則第51号）	別記様式
26	名古屋市短歌会館条例施行細則（平成 6年名古屋市 規則第52号）	別記様式
27	名古屋市東山荘条例施行細則（平成 6年名古屋市規 則第53号）	第 2号様式
28	名古屋市民御岳休暇村条例施行細則（昭和48年名古屋 市規則第 5号）	第 2号様式
29	名古屋市地区会館条例施行細則（昭和56年名古屋市 規則第38号）	第 4号様式
30	名古屋市コミュニティセンター条例施行細則（平成 15年名古屋市規則第 139号）	別記様式
31	名古屋市南陽交流プラザ条例施行細則（平成25年名古屋 市規則第82号）	別記様式
32	名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年 名古屋市規則第85号）	別記様式
33	名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋 市規則第92号）	第 4号様式
34	名古屋市文化のみち榎木館条例施行細則（平成20年 名古屋市規則第 131号）	第 5号様式
35	名古屋市場輝荘条例施行細則（平成24年名古屋市規 則第 112号）	第 5号様式
36	名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行	第 4号様式

	細則（平成26年名古屋市規則第68号）	
37	名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則（令和2年名古屋市規則第2号）	第1号様式
38	名古屋市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年名古屋市規則第78号）	第1号様式
		第2号様式
		第3号様式
		第4号様式
		第5号様式
		第6号様式
		第7号様式
		第8号様式
		第9号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第12号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第15号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
		第20号様式
		第21号様式
		第22号様式
		第23号様式
39	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年名古屋市規則第42号）	第1号様式
		第2号様式
		第3号様式
		第4号様式
		第5号様式

		第 6号様式
		第 7号様式
		第 8号様式
40	名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例施行細則（平成25年名古屋市規則第50号）	別記様式
41	名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）	別記様式
42	名古屋市中小企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）	別記様式
43	名古屋国際会議場条例施行細則（平成 2年名古屋市規則第 1号）	第 5号様式
44	名古屋能楽堂条例施行細則（平成 8年名古屋市規則第 122号）	第 3号様式
45	名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）	別記第 2号様式
46	名古屋市南部と畜場条例施行細則（平成19年名古屋市規則第16号）	第 2号様式
		第 3号様式
47	名古屋市消費生活条例施行細則（昭和54年名古屋市規則第40号）	第12号様式
		第15号様式（表）
		第17号様式（表）
		第19号様式
		第20号様式
		第22号様式
48	名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）	第 2号様式
49	名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）	別記様式
50	緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第 158号）	第 1号様式（表）
		第 6号様式

		第 7号様式
		第 8号様式
		第 8号様式の 2
		第 9号様式
		第11号様式
		第12号様式の 3
		第12号様式の 6
		第12号様式の 7
		第12号様式の 8
		第12号様式の 9
		第13号様式
		第15号様式
		第17号様式
51	名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 6号様式
		第 9号様式
		第12号様式
		第14号様式
52	名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）	第 3号様式
53	名古屋市社会福祉法施行細則（平成 9年名古屋市規則第47号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
54	名古屋市総合社会福祉会館条例施行細則（昭和57年	第 3号様式

	名古屋市規則第 111号)	
55	名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）	第 3号様式
		第 4号様式
		第 6号様式
		第 7号様式（表）
		第 7号様式の 4
		第 9号様式（表）
		第10号様式
		第11号様式の 2
		第11号様式の 3
		第11号様式の 4
		第11号様式の 5
		第12号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第15号様式
		第15号様式の 2
		第15号様式の 3
		第15号様式の 4
		第15号様式の 5
		第16号様式
		第17号様式
		第17号様式の 2
		第17号様式の 3
		第17号様式の 4
		第18号様式
56	名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年名古屋市規則第 101号）	第 1号様式（表）
		第 1号様式の 2
		第 1号様式の 3 （表）

		第 1号様式の 4
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式 (表)
		第 5号様式
57	名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和40年名古屋市規則第61号)	第 1号様式 (表)
		第 5号様式
		第 6号様式 (表)
		第 7号様式
		第 8号様式 (表)
		第 9号様式 (表)
		第10号様式
		第11号様式
		第12号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第15号様式
58	名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則 (平成26年名古屋市規則第82号)	第 1号様式
		第 2号様式
		第 7号様式
		第10号様式
		第13号様式
		第15号様式
		第16号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
59	名古屋市児童福祉施設条例施行細則 (平成17年名古屋市規則第70号)	別記様式
60	名古屋市とだがわこどもランド条例施行細則 (平成	第 5号様式

	8年名古屋市規則第84号)	
61	名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年 名古屋市規則第 134号)	第 8号様式
62	名古屋市老人福祉法施行細則（昭和47年名古屋市規 則第 139号)	第10号様式
		第13号様式
		第16号様式
		第16号様式の 3
		第16号様式の 4
		第16号様式の 5
		第16号様式の 6
		第16号様式の 7
		第16号様式の 8
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
		第20号様式
		第22号様式
		第23号様式
		第24号様式
		第25号様式
		第26号様式
		第27号様式
		第28号様式
63	名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古 屋市規則第35号)	第 1号様式（表)
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
		第 8号様式

64	名古屋市老人いこいの家条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第14号）	第 2号様式
65	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）	別記様式
66	名古屋市鯉城学園条例施行細則（平成 8年名古屋市規則第39号）	第 5号様式
67	名古屋市高齢者就業支援センター条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第88号）	第 3号様式
68	名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）	第 6号様式
		第13号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第21号様式
		第22号様式
		第24号様式
		第24号様式の 2 の 3
		第24号様式の 3
		第24号様式の 5 の 2
		第24号様式の 6
		第24号様式の 7
		第35号様式
		第36号様式
69	名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則（平成24年名古屋市規則第81号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式

		第 7号様式
		第 8号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
70	名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則（平成24年名古屋市規則第71号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
71	名古屋市知的障害者福祉法施行細則（昭和43年名古屋市規則第67号）	第 3号様式
		第 9号様式
72	名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則（平成31年名古屋市規則第23号）	第 1号様式
73	名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）	別記様式
74	名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）	別記様式
75	名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則（平成25年名古屋市規則第77号）	別記様式
76	名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）	別記様式
77	名古屋市子ども医療費助成条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第 131号）	第 3号様式
78	名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第 102号）	第 4号様式
79	名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）	第 4号様式

80	名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）	別記様式第35号の 1
		別記様式第35号の 2
		別記様式第35号の 3
		別記様式第37号の 2
		別記様式第37号の 3
81	名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（平成20年名古屋市規則第62号）	第11号様式
		第12号様式
82	旧名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第19号）	第 5号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
		第 8号様式
83	名古屋市立中央看護専門学校規則（昭和50年名古屋市規則第40号）	第 5号様式
		第 7号様式
		第 8号様式
		第 9号様式
84	名古屋市看護修学資金貸与条例施行細則（昭和38年名古屋市規則第61号）	様式第 1号
		様式第 3号の 2
		様式第 4号
		様式第 5号
		様式第 5号の 2
		様式第 6号
85	名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）	様式第 7号
		第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式

		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
86	名古屋市母子保健法施行細則（昭和41年名古屋市規則第85号）	第 3号様式
87	名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 5号様式
		第18号様式
		第23号様式
		第24号様式
		第25号様式
		第26号様式
		第27号様式
		第28号様式
		第29号様式
88	名古屋市狂犬病予防法施行細則（昭和32年名古屋市規則第18号）	第 3号様式
89	名古屋市立霊園・斎場条例施行細則（昭和32年名古屋市規則第34号）	第 1号様式の 2
		第 3号様式の 2
		第 4号様式
		第 4号様式の 2
		第 5号様式
		第 7号様式
		第 7号様式の 2
		第 8号様式の 2
		第 9号様式
		第10号様式
		第13号様式
90	名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名	第 3号様式

	古屋市規則第74号)	第 5号様式
		第 6号様式
		第 8号様式
		第11号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第15号様式
91	名古屋市と畜場法施行細則（昭和59年名古屋市規則第63号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 3号様式の 2
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
92	名古屋市化製場等に関する法律施行細則（昭和59年名古屋市規則第 107号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
		第 8号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第12号様式

93	名古屋市食品衛生法等施行細則（昭和31年名古屋市規則第43号）	第 5号様式
		第 5号様式の 2
94	名古屋市健康増進法施行細則（昭和29年名古屋市規則第61号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 7号様式（表）
		第 8号様式（表）
		第 9号様式（表）
95	名古屋市医療法施行細則（平成 9年名古屋市規則第56号）	第 1号様式（第 1面）
		第 1号様式の 2
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 4号様式の 2（表）
		第 4号様式の 3
		第 5号様式
		第 6号様式（表）
		第 7号様式（表）
		第 8号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第12号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第15号様式
		第15号様式の 2

		第16号様式（表）
		第17号様式（表）
		第17号様式の 2 （表）
		第18号様式（表）
		第19号様式（表）
		第20号様式（表）
		第21号様式
		第22号様式（表）
		第23号様式
		第23号様式の 2 （表）
		第24号様式
		第25号様式
		第26号様式
		第27号様式
96	名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成 9年名古屋市規則第57号）	第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
97	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）	第 1号様式（表）
		第 1号様式の 2
		第 1号様式の 3
		第 1号様式の 4 （表）
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 7号様式の 2

		第 7号様式の 3
		第 7号様式の 4
		第 7号様式の 6
		第 8号様式
		第 9号様式
		第11号様式
		第12号様式の 2
		第12号様式の 3
		第13号様式（第 1面）
		第13号様式の 2 （表面）
		第13号様式の 3
		第13号様式の 4
		第13号様式の 5
		第13号様式の 7
		第14号様式
		第14号様式の 2
		第14号様式の 3 （表面）
		第14号様式の 4 （表面）
		第14号様式の 5 （第 1面）
		第14号様式の 6 （表面）
		第14号様式の 7
		第14号様式の 9
		第15号様式
98	名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する	第 1号様式

	る条例施行細則（平成24年名古屋市規則第89号）	第 3号様式
99	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則（平成16年名古屋市規則第75号）	第 4号様式
		第 9号様式（表面）
		第10号様式
		第11号様式
		第13号様式（表面）
		第14号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
		第20号様式
		第21号様式
		第22号様式
		第24号様式
		第25号様式
		第26号様式
		第27号様式の 2
100	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年名古屋市規則第84号）	第 7号様式
		第 8号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
101	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第 3号）	第 1号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式
102	名古屋市開発行為の許可等に関する規則（平成14年	第 1号様式（表）

	名古屋市規則第 133号)	第 1号様式の 2
		第 4号様式
		第 6号様式
		第 7号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第12号様式
		第12号様式の 2
		第13号様式
		第15号様式
		第16号様式
		第17号様式の 2
		第19号様式
		第20号様式
		第25号様式
		第26号様式
		第28号様式
		第28号様式の 2
		第31号様式
		第32号様式
		第33号様式
		第34号様式
103	名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第67号）	第 1号様式（表）
		第 3号様式の 2
104	名古屋市都市景観条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第46号）	第 1号様式の 5
105	名古屋市土地区画整理法施行細則（昭和32年名古屋市規則第 1号）	第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式

106	名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業清算金規則（平成21年名古屋市規則第 120号）	第 2号様式
		第 5号様式
107	名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（平成16年名古屋市規則第 133号）	第 1号様式
		第 3号様式
		第 5号様式
108	名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業清算金規則（平成18年名古屋市規則第 131号）	第 3号様式
		第 5号様式
		第 8号様式
109	名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）	別記第 1号様式
		別記第 2号様式
		別記第 5号様式
		別記第 6号様式
		別記第 6号様式の 3
		別記第 6号様式の 4
		別記第 9号様式
110	名古屋市駐車場条例施行細則（昭和35年名古屋市規則第27号）	第 2号様式
		第 3号様式（表）
		第 4号様式
		第 4号様式の 2（表）
111	名古屋市営路外駐車場条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第91号）	第 5号様式
112	名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則（平成28年名古屋市規則第67号）	別記様式
113	名古屋市バスターミナル条例施行細則（平成14年名古屋市規則第 106号）	第 1号様式
		第 5号様式
114	名古屋市久屋大通公園条例施行細則（令和元年名古屋市規則第28号）	別記様式

115	名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第 108号）	別記様式
116	名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）	第 5号様式（表）
		第 6号様式
		第 7号様式（表）
		第11号様式
		第12号様式
117	名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第 103号）	第 3号様式（表）
		第 5号様式
118	名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101号）	別記様式
119	名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 3号）	第 2号様式
		第 4号様式
		第 5号様式
		第 6号様式表面
		第 7号様式
120	名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）	別記第23号様式
		別記第25号様式
		別記第29号様式
		別記第29号様式の 3
		別記第32号様式
121	名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）	別記第12号様式
		別記第14号様式
		別記第17号様式
122	名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第 102号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 2号様式別紙
123	名古屋市総合体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第72号）	別記様式

124	名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）	別記様式
125	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第74号）	別記様式
126	名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第75号）	第 1号様式 第 3号様式
127	名古屋市港サッカー場条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第76号）	別記様式
128	名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第77号）	別記様式
129	名古屋市プール条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第78号）	別記様式
130	名古屋市名城庭球場条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第79号）	別記様式
131	名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行細則（平成27年名古屋市規則第38号）	第 1号様式 第 5号様式 第 6号様式 第 7号様式
132	消防職員公務災害等見舞金支給規則（平成17年名古屋市規則第 201号）	別記様式
133	名古屋市災害救助法施行細則（令和 2年名古屋市規則第48号）	第 1号様式 第 2号様式 第 3号様式 第 4号様式 第 6号様式 第 7号様式 第 8号様式 第 9号様式 第10号様式（表） 第12号様式

		第13号様式
		第14号様式
		第16号様式
134	名古屋市港防災センター条例施行細則（昭和57年名古屋市規則第10号）	第 3号様式
135	消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）	別記第 3
		別記第 3の 2
		別記第 4
		別記第 5
		別記第 5の 2
		別記第 5の 3
		別記第15の 2
		別記第16
		別記第18
		別記第19
		別記第20
		別記第21
136	名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）	第 1号様式
		第 6号様式
		第20号様式
		第21号様式
		第22号様式
		第23号様式
		第24号様式
		第25号様式
137	名古屋市火薬類取締法施行細則（平成29年名古屋市規則第67号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式
		第 4号様式
		第 5号様式

		第 6号様式
		第 7号様式
		第 8号様式
		第 9号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第12号様式
		第13号様式
		第14号様式
		第16号様式
		第17号様式
		第18号様式
		第19号様式
		第20号様式
		第21号様式
		第22号様式
		第23号様式
138	名古屋市高圧ガス保安法施行細則（平成30年名古屋 市規則第29号）	第 1号様式
		第 2号様式
		第 3号様式

第 2章 会計室関係

（名古屋市会計規則の一部改正）

第 2条 名古屋市会計規則の一部を次のように改正する。

第 4条の 3第 1項及び第 8条第 1項中「、双方記名押印し」を削る。

第 9条の見出しを「（出納員等の任命及び更迭の通知）」に改め、同条第 2項を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第66条第 1項中「、かつ、押印され」を削り、同項に次の 1号を加える。

(7) 支払金を現金で受領する場合は、受領者の住所及び氏名

第66条中第 3項及び第 4項を削り、同条第 5項中「、第 3項及び前項」及び「又は押印」を削り、同項を同条第 3項とする。

第67条第 2項中「をもって」の次に「現金」を加え、「領収委任状（第52号様式）を会計管理者」を「請求書等に受領者として代理人を記載させることをもって領収に関する委任状の提出に代えることとする。ただし、当該代理人が復代理人である場合は、債権者から復代理人の選任に関する委任状を支出負担行為担当者」に改める。

第80条第 1項中「、双方記名押印し」を削る。

第82条第 1項中「、かつ、押印され」を削る。

第89条第 1項中「において記名押印した」を「から」に改め、同条第 2項及び第 3項を削る。

第 110条第 1項中「隔地払申出書（第73号様式の 2）を添付して」を「必要事項を記載して」に改める。

第 112条第 1項中「第76号様式」の次に「又は第76号様式の 2」を加える。

第 157条第 4号中「、かつ、当該訂正箇所を押印し」を削る。

第 158条第 1項第 2号中「に押印して」を「を明示して」に改める。

第 159条第 2項を削る。

第25号様式の 2中

決裁欄		

を

課長	係長	担当者
----	----	-----

に、

「受領印」を「受領者確認」に改める。

第37号様式中

㊞

及び

確	認

を削り、同様式注第 4項を削る。

第52号様式から第59号様式までを次のように改める。

第52号様式から第59号様式まで 削除

第65号様式を次のように改める。

第65号様式(第88条)

送 金 通 知 書

送 金 取 扱 銀 行 名	名古屋市指定金融機関 銀行 店
金 額	
引 去 金	
差 引 送 金 額	
振 込 先 銀 行	銀行 店 口座番号等
ただし、 上記の金額を本日送金しました。 年 月 日 住 所 氏 名 様 名古屋市会計管理者	

備考 1 本通知書は、債権者が預金口座を設けている場合に用いること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第76号様式を次のように改める。

第76号様式（第 112 条）

口座振替登録票（法人・団体用）																
（宛先）名古屋市長																
登録番号									異動区分		1 新規		2 変更		3 取消	
債権者 （請求者）	住所	〒 —														
	フリガナ															
	法人名 又は 団体名															
	代表者	職名							氏名							
	電話番号								担当者							
振込 口座	金融機関コード								店舗コード							
	金融機関名	銀行 金庫 組合							店舗名		本店 支店 出張所					
	預金種目	1 普通 2 当座 9							口座番号							
	口座名義人 （カタカナ）															
	口座名義人 （漢字）															
請求書提出先		（所属） （市担当者）														
取引内容									債権者控の返送先		☐ 住所以外					
私が名古屋市から受ける支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、上記の口座へ振り込んでください。										提出者		（所属・役職）				
										署名		（氏名）				
添付書類 新規登録又は振込口座の変更の場合は①を、それ以外の場合は①～③のうちのいずれか1つを添付又は提示してください。 ① 通帳表紙の裏側の写しなど、金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるもの ② 契約書の写し ③ 印鑑証明書の写し																
注 債権者控の返送先が登録の住所以外の場合は、返送先が分かるものを併せて提出してください。																

（日本産業規格 A 4）

第76号様式の次に次の 1様式を加える。

第76号様式の2（第112条）

口座振替登録票（個人用）															
（宛先）名古屋市長															
登録番号									異動区分	1 新規	2 変更	3 取消			
債権者 （請求者）	住所	〒 —													
	フリガナ														
	氏名														
	電話番号								連絡先						
振込 口座	金融機関コード								店舗コード						
	金融機関名	銀行 金庫 組合							店舗名	本店 支店 出張所					
	預金種目	1 普通	2 当座	9	口座番号										
	口座名義人 （カタカナ）														
	口座名義人 （漢字）														
請求書提出先		（所属） （市担当者）													
取引内容									債権者控の返送先	☐ 住所以外					
私が名古屋市から受ける支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、上記の口座へ振り込んでください。									提出者 署名		（氏名）				
添付書類 新規登録又は振込口座の変更の場合は①を、それ以外の場合は①～④のうちのいずれか1つを添付又は提示してください。 ① 通帳表紙の裏側の写しなど、金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるもの ② 運転免許証、パスポート等の本人確認書類の写し ③ 契約書の写し ④ 印鑑証明書の写し															
注 債権者控の返送先が登録の住所以外の場合は、返送先が分かるものを併せて提出してください。															

（日本産業規格 A4）

第79号様式中

納付者 住所 氏名	使用印鑑
-----------------	------

を「

納付者 住所 氏名

」に改め、

「
⑨ を削る。
」

第96号様式中「受領印」を「受領者確認」に改める。

第 3章 市長室関係

(政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則の一部改正)

第 3条 政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 9条中「認印するとともに、」を削る。

第 4章 総務局関係

(名古屋市聴聞規則の一部改正)

第 4条 名古屋市聴聞規則（平成 6年名古屋市規則第 128号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1項及び第 3項中「、主宰者がこれに記名押印し」を削る。

(名古屋市旅費条例施行規則の一部改正)

第 5条 名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

職氏名	印	を	に改める。

職	氏	名	を	に改める。

(失業者の退職手当支給規則の一部改正)

第 6 条 失業者の退職手当支給規則の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（表面）中 ④ 及び ⑤ を削り、

紹	介	先	印

紹	介	先

「
式（裏面）中 ㊟ を削る。
」

「
様式第13号（表面）中 ㊟ 及び 印 を削り、同様式（裏面）中
」

㊟ を削る。
」

「
様式第15号中 ㊟ を削り、「取扱者印」を「取扱者署名」に改める。
」

（退隠料等給与規則の一部改正）

第 7条 退隠料等給与規則の一部を次のように改正する。

第21号様式中「殿
氏 名 印」を
「殿
氏 名 」に改める。

第24号様式中「氏 名 印」を
「氏 名 」に改める。

（旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部改正）

第 8条 旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部を次のように改正する。

第22号様式中「氏 名 ㊟」を
「氏 名 」に改める。

（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部改正）

第 9条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋
市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第26条第 2項中「記名押印」を「記名」に改める。

（公務災害等見舞金支給規則の一部改正）

第10条 公務災害等見舞金支給規則（平成15年名古屋市規則第38号）の一部を

次のように改正する。

別記様式中「氏 名 _____ 印」を
「氏 名 _____」に改める。

第 5 章 財政局関係

(名古屋市市税条例施行細則の一部改正)

第11条 名古屋市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第16号様式中

「

住 所 (所在地)		印
氏 名 (名 称)		

を

」

「

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

に改

」

める。

(名古屋市契約規則の一部改正)

第12条 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第47条第 5項中「のうえこれに記名押印」を削る。

第50条第 1項中「、これに記名押印し」を削り、同条第 2項中「のうえこれに記名押印」を削る。

第 6 章 スポーツ市民局関係

(名古屋市印鑑条例施行細則の一部改正)

第13条 名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式、第 5号様式、第 6号様式及び第 8号様式中「（署名又は記名押印してください。）」を削る。

（名古屋市自動車臨時運行許可規則の一部改正）

第14条 名古屋市自動車臨時運行許可規則（昭和26年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

「

別記様式中 ㊟ を削り、「確認者印」を「確認者欄」に改める。

」

（旧名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例施行細則の一部改正）

第15条 旧名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 9号様式中「本 人 住 所
氏 名 ㊟」を
「本 人 住 所
氏 名 」に改める。

第 7章 環境局関係

（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部改正）

第16条 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式から第17号様式の 2まで、第19号様式から第19号様式の 3まで、第20号様式の 2から第24号様式まで及び第26号様式から第37号様式までの規

「

定中 印 を削り、同様式備考第 2項を削り、同様式備考第 1項を同様式

」

備考とする。

第 8章 健康福祉局関係

（社会福祉法人の助成に関する条例施行細則の一部改正）

第17条 社会福祉法人の助成に関する条例施行細則（昭和38年名古屋市規則第 46号）の一部を次のように改正する。

「
第 1号様式、第 2号様式、第 7号様式及び第 8号様式中 印 を削る。

」

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第18条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第 3号様式及び第12号様式の 3中「事業者確認印」を「事業者確認欄」に改める。

(名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則の一部改正)

第19条 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 7条第 2項中「、陳述人に署名又は記名押印させ」を削る。

(名古屋市看護修学資金貸与条例施行細則の一部改正)

第20条 名古屋市看護修学資金貸与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 6条第 1項中「に押印し」を「を市長に提出し」に改める。

「

様式第 3号中 印 及び「押印」を削り、「借用者印」を「借用者」に

」

改める。

(名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第21条 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年名古屋市規則第15号）の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式（表）中 ㊟ を削り、同様式（裏）中「（自署又は記名押

」

「

印）」及び ㊟ を削り、同様式注中第 2項を削り、第 3項を第 2項とす

」

る。

「

第 2号様式（表）中 ㊦ を削り、同様式（裏）中「（自署又は記名押

」

「

印）」及び ㊦ を削り、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1項を同様

」

式注とする。

「

第 3号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。

」

（名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第22条 名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式及び第 1号様式の 2中 ㊦ を削り、同様式注を削る。

」

「

第 1号様式の 3から第 1号様式の 5までの規定中 ㊦ を削り、同様式

」

注第 1項を削り、同様式注第 2項を同様式注とする。

（名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部改正）

第23条 名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を次のように改正する。

第21条第 2項中「印鑑登録証明書その他」を削る。

第 2号様式の 2（裏面）中「霊園管理者印」を「霊園管理者確認欄」に改める。

（名古屋市理容師法施行細則の一部改正）

第24条 名古屋市理容師法施行細則（昭和30年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

「
第 1号様式から第 3号様式までの規定及び第 5号様式（表）中 ㊦ を
」

削り、同様式注を削る。

（名古屋市美容師法施行細則の一部改正）

第25条 名古屋市美容師法施行細則（昭和33年名古屋市規則第49号）の一部を
次のように改正する。

「
第 1号様式から第 3号様式までの規定及び第 5号様式（表）中 ㊦ を
」

削り、同様式注を削る。

（名古屋市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第26条 名古屋市クリーニング業法施行細則（昭和25年名古屋市規則第66号）
の一部を次のように改正する。

「
第 1号様式から第 3号様式までの規定及び第 5号様式（表）中 ㊦ を
」

削り、同様式注を削る。

（名古屋市と畜場法施行細則の一部改正）

第27条 名古屋市と畜場法施行細則の一部を次のように改正する。

「
第 8号様式中 ㊦ を削り、同様式注第 1項を削り、同様式注第 2項を
」

同様式注とする。

（名古屋市興行場法施行細則の一部改正）

第28条 名古屋市興行場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第35号）の一部を
次のように改正する。

「
第 1号様式及び第 4号様式から第 6号様式までの規定中 ㊦ を削り、
」

同様式注を削る。

(名古屋市旅館業法施行細則の一部改正)

第29条 名古屋市旅館業法施行細則（昭和34年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（表）、第 1号様式の 2（表）、第 4号様式及び第 5号様式中「

㊦ を削り、同様式注を削る。

」

(名古屋市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第30条 名古屋市公衆浴場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式（表）及び第 4号様式から第 6号様式までの規定中 ㊦ を

」

削り、同様式注を削る。

(名古屋市温泉法施行細則の一部改正)

第31条 名古屋市温泉法施行細則（昭和59年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式から第 4号様式までの規定中 ㊦ を削り、同様式注を削る。

」

(名古屋市浄化槽法等施行細則の一部改正)

第32条 名古屋市浄化槽法等施行細則（昭和60年名古屋市規則第 115号）の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式及び第 4号様式から第 6号様式までの規定中 ㊦ を削り、

」

同様式注を削る。

「
第 7号様式中 ㊦ を削り、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1項を
」
同様式注とする。

「
第 8号様式及び第 9号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。
」

「
第11号様式表中 ㊦ を削り、同様式注中第 3項を削り、第 4項を第 3
」
項とする。

「
第14号様式中 ㊦ を削り、同様式注第 3項を削る。
」

「
第16号様式及び第17号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。
」

(名古屋市水道法施行細則の一部改正)
第33条 名古屋市水道法施行細則（平成 3年名古屋市規則第 110号）の一部を
次のように改正する。

「
第 1号様式から第10号様式までの規定中 ㊦ を削り、同様式注を削る。
」

(名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部改正)
第34条 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋
市規則第74号）の一部を次のように改正する。

「
第 1号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。
」

「
第 2号様式中 ㊦ を削り、同様式注第 1項を削り、同様式注第 2項を
」

同様式注とする。

(名古屋市食品衛生法等施行細則の一部改正)

第35条 名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を次のように改正する。

「
第 2号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。
」

「
第 6号様式中 ㊦ を削り、同様式注中第 1項を削り、第 2項を第 1項
」

とし、第 3項から第 5項までを 1項ずつ繰り上げる。

「
第 8号様式の 2中 ㊦ を削り、同様式注第 1項を削り、同様式注第 2
」
項を同様式注とする。

「
第 9号様式中 ㊦ を削り、同様式注中第 1項を削り、第 2項を第 1項
」

とし、第 3項を第 2項とする。

「
第10号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。
」

第 9章 子ども青少年局関係

(名古屋市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第36条 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第 6号様式の 2の 2中「事業者確認印」を「事業者確認欄」に改める。

第 6号様式の 3（表）中「施設確認印」を「施設確認欄」に改める。

(名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部改正)

第37条 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式から第 5号様式までの規定中 ㊦ を削り、同様式（注）を

」

削る。

「

第 6号様式中 ㊦ を削り、同様式（注）中「記名押印に代えて署名す

」

ることができます。」を削る。

「

第 7号様式及び第 9号様式中 ㊦ を削り、同様式（注）を削る。

」

第10章 住宅都市局関係

(都市計画に関する公聴会規則の一部改正)

第38条 都市計画に関する公聴会規則（平成13年名古屋市規則第 115号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部改正)

第39条 名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を次のように改正する。

第28条第 3項中「記名押印又は署名」を「記名」に改める。

「

第 3号様式中 ㊦ を削る。

」

第 5号様式中

「開発行為をしようと 住 所

する者 氏 名

㊦ を

「開発行為をしようと 住 所

する者 氏 名

に改め
」

る。

第21号様式中

「住 所
氏 名 ⑩」を

「住 所
氏 名 」に改める。

(名古屋市土地区画整理法施行細則の一部改正)

第40条 名古屋市土地区画整理法施行細則の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式中 ⑩ を削り、
」

「

※ 上記申請に対して許可してよろしいか。 許可条件	課 長	係 長	係 員
	受 付 欄		

」

を

「

※ 許可条件	受 付 欄

」

に改める。

(名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部改正)

第41条 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を次のように改正する。

「

別記第 4号様式中 ㊦ 及び「、印」を削る。

」

(名古屋市宅地造成等規制法等施行細則の一部改正)

第42条 名古屋市宅地造成等規制法等施行細則（平成12年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

「

別記第 4号様式正中 ㊦ を削り、

」

「

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協 議 に 当 た っ て 付 け た 条 件	※ 協 議 成 立 番 号 欄
			年 月 日 第 号 係 員 印

を

」

「

※ 受 付 欄	※ 協 議 に 当 た っ て 付 け た 条 件	※ 協 議 成 立 番 号 欄
		年 月 日 第 号

に

」

改める。

「

別記第 5号様式の 2正中 ㊦ を削り、

」

「

※受 付 欄	※決 裁 欄	※変更許可に当たって付けた条件	※変 更 許 可 番 号 欄
			年 月 日
			第 号
			係員印

」

を

「

※受 付 欄	※変更許可に当たって付けた条件	※変 更 許 可 番 号 欄
		年 月 日
		第 号

」

に改め、同様式正中注第 3項を削り、注第 4項を注第 3項とし、注第 5項を注第 4項とする。

「

別記第 5号様式の 5正中 ㊟ を削り、

」

「

※受 付 欄	※決 裁 欄	※変更協議に当たって付けた条件	※変 更 協 議 成 立 番 号 欄
			年 月 日
			第 号
			係員印

」

を

「

※受 付 欄	※変更協議に当たって付けた条件	※変更協議成立番号欄
		年 月 日
		第 号

」

に改める。

別記第 6号様式中 ㊦ を削り、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1

項を同様式注とする。

別記第 9号様式中

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄

を

※受 付 欄	※処 理 欄

に

改める。

別記第11号様式中 ㊦ を削り、同様式中注第 2項を削り、注第 3項を

注第 2項とする。

別記第12号様式中

7 検 査 員 職 氏 名 印	㊦
-----------------	---

を

7 検 査 員 職 氏 名	
---------------	--

に改

める。

「
別記第13号様式中 ㊦ を削り、同様式注第 3項を削る。
」

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部改正)

第43条 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

「
第 3号様式中 ㊦ を削り、
」

「

※決裁欄	備考

を

」

「

※備考

に改め、同様

」

「
式別紙 1及び別紙 3中 ㊦ を削る。
」

第11章 緑政土木局関係

(名古屋しみどりが丘公園条例施行細則の一部改正)

第44条 名古屋しみどりが丘公園条例施行細則の一部を次のように改正する。

第20条第 2項中「印鑑登録証明書その他」を削る。

「

第10号様式中 ㊦ 及び「印鑑登録証明書」を削る。

」

(名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部改正)

第45条 名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（平成17年名古屋市規則第 207号）の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。

」

「

第 2号様式中 ㊦ を削り、同様式注中第 1項を削り、第 2項を第 1項

」

とし、第 3項を第 2項とし、第 4項を第 3項とする。

「

第 3号様式及び第 4号様式中 ㊦ を削り、同様式注を削る。

」

第12章 消防局関係

(名古屋市消防職員の宣誓に関する規則の一部改正)

第46条 名古屋市消防職員の宣誓に関する規則（昭和23年名古屋市規則第 8号）の一部を次のように改正する。

「

本則の様式中 ㊦ を削る。

」

(消防法等施行細則の一部改正)

第47条 消防法等施行細則の一部を次のように改正する。

「

別記第 7（表）中 ㊦ を削り、同様式注中第 3項を削り、第 4項を第

」

3項とし、第 5項から第 9項までを 1項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 124 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「183,500」を「183,000」に、「158,400」を「158,000」に、「148,800」を「148,400」に、「188,500」を「188,000」に、「164,900」を「164,500」に、「153,200」を「152,800」に、「174,500」を「174,000」に、「144,600」を「144,200」に、「267,600」を「266,900」に、「233,300」を「232,700」に、「207,000」を「206,500」に、「183,800」を「183,300」に、「194,900」を「194,400」に、「173,700」を「173,300」に、「160,400」を「160,000」に、「205,000」を「204,500」に、「182,500」を「182,100」に、「193,200」を「192,700」に、「172,100」を「171,700」に、「158,900」を「158,500」に、「194,800」

を「194,300」に、「237,400」を「236,800」に、「211,400」を「210,900」に、「190,000」を「189,500」に、「179,000」を「178,500」に、「168,500」を「168,100」に、「161,300」を「160,900」に、「155,400」を「155,000」に、「191,400」を「190,900」に、「186,500」を「186,000」に、「190,400」を「189,900」に、「180,300」を「179,800」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項第 1 号に規定する市長が定める期間等を定める規則をここに公布する。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 125 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項第 1 号
に規定する市長が定める期間等を定める規則

(令和 2 年条例附則第 3 項第 1 号に規定する市長が定める期間)

第 1 条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第67号。以下「令和 2 年条例」という。）附則第 3 項第 1 号に規定する「市長が定める期間」は、次に掲げる期間とする。

- (1) 令和 2 年条例による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第28条第 2 項又は職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）第 2 条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員

特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間（育児休業法第3条の規定により当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）をいう。）、配偶者同行休業期間（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）第2条第1項（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）

(3) 減給又は停職の期間（法第29条の規定に基づく減給又は停職の処分を受けていた期間をいう。）

(4) 給与条例第14条第1項の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第14条の2の規定による介護休暇の承認若しくは同条例第15条の規定による無給休暇の承認若しくは育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けたこと若しくは給与条例第14条第1項に規定するその他これらに準ずるものとして市長が定める場合に該当したことにより給与を減額された期間又は同条第2項の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

（令和2年条例附則第3項第1号に規定する市長が定める月数）

第2条 令和2年条例附則第3項第1号に規定する「市長が定める月数」は、

令和 2 年 4 月から令和 2 年条例の公布の日の属する月（公布の日が月の初日であるときは、その前月）までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる期間（同条第 2 号に掲げる期間にあつては、公務（公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤（職員派遣された職員（公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定により派遣された者を除く。）及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項に規定する通勤）をいう。）に起因する負傷若しくは疾病により休職にされていた期間を除く。）のある月

(2) 前条第 3 号又は第 5 号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が令和 2 年条例附則第 3 項第 1 号に規定する合計額に10,000分の24を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第 3 条 月例給調整基礎額又は令和 2 年条例附則第 3 項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 126 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表打越荘の項中

「

昭和36年度	48
昭和39年度	32
平成24年度	16

「
を

平成24年度	16
--------	----

 に改める。
」
」

別表第 2 1 店舗の表城北荘の項中

「

4 棟	101 号から 110 号まで	11,200円
10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
16棟	101 号から 109 号まで	6,300円

を

」

「

4 棟	101 号から 110 号まで	11,200円
10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
16棟	101 号から 109 号まで	6,300円
店舗	1 号	135,600円

に改める。

」

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表東あじま荘の項中

「

「

1 号から 44 号まで

を

」

1 号から 8 号まで、10
号から 25 号まで、27 号
から 40 号まで及び 42 号
から 44 号まで

に改め、同表

」

荒越荘の項中

「

1 号から 8 号まで、10
号から 20 号まで、22
号、24 号、27 号から 38
号まで、42 号から 44 号
まで、46 号、48 号、49
号、51 号から 53 号ま

「

1 号から 8 号まで、10
号から 171 号まで、
174 号から 201 号ま
で、203 号から 208 号
まで、225 号、226
号、236 号、239 号か
ら 251 号まで、253 号
から 266 号まで、268
号から 282 号まで、
284 号から 288 号まで
及び 290 号から 355 号
まで

を

で、55 号から 60 号ま
で、62 号、63 号、65 号
から 78 号まで、80 号か
ら 119 号まで、121 号
から 128 号まで、130
号から 141 号まで、
146 号から 154 号ま
で、156 号、158 号か
ら 161 号まで、164 号
から 171 号まで、174
号、176 号から 185 号
まで、187 号から 201
号まで、203 号から
208 号まで、225 号、
226 号、236 号、239
号から 251 号まで、
253 号から 266 号ま
で、268 号から 282 号
まで、284 号から 288
号まで、290 号から
298 号まで、300 号か
ら 318 号まで及び 320
号から 355 号まで

に改め、同表

」

」

桶狭間荘の項中

「

1 号から 95 号まで、97
号から 103 号まで、
105 号から 114 号ま
で、116 号から 125 号
まで、127 号から 131

1 号から 682 号まで及び 741 号から 799 号まで	を	号まで、133 号から 161 号まで、163 号から 167 号まで、169 号から 211 号まで、213 号から 236 号まで、238 号から 253 号まで、255 号から 265 号まで、267 号から 307 号まで、309 号から 320 号まで、322 号から 384 号まで、386 号、387 号、389 号から 484 号まで、486 号から 499 号まで、501 号から 606 号まで、608 号から 626 号まで、628 号から 634 号まで、636 号から 651 号まで、653 号、655 号から 682 号まで及び 741 号から 799 号まで	に改める。
--	---	--	-------

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年12月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 2 1 店舗の表の改正規定は令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する改良住宅等の附帯施設を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 127 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表健康福祉局健康部の項中

「

新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設	1 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。	1
	2 その他局長の指定する特定感染症等の対策に関すること。	

を

」

「

新型コロナ ウイルス感 染症の軽症 者等宿泊療 養施設	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症の軽症者等宿泊療養施設に関す ること。 2 その他局長の指定する特定感染症等 の対策に関すること。	1
新型コロナ ウイルスワ クチンに係 る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る調整に関すること。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

名古屋市告示第 717 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字上志段味字深田 800 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 5 年 9 月 9 日
- 4 変更認可の年月日
令和 2 年11月30日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 718号

土壤汚染等対策指針の一部改正について

土壤汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第 413号）の一部を次のように改正します。

令和 2年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

指針第 1号様式から指針第 5号様式までの規定中

「

印 を削り、備考を次のように改める。

」

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とします。

附 則

この告示は、令和 2年12月 1日から施行する。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 719号

名古屋市瑞穂運動場の臨時休場について

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第75号）第 2条第 2項の規定に基づき、名古屋市瑞穂公園北陸上競技場を令和 2年12月 1日から令和 3年 3月19日まで並びに名古屋市瑞穂公園テニスコートを令和 2年12月 7日から令和 3年 1月 8日及び令和 3年 1月11日から同年 3月14日まで（ただし12月12日、12月13日、12月19日、12月20日、12月26日、12月27日、令和 3年 3月 6日、 3月 7日、 3月13日、 3月14日を除く）並びに名古屋市瑞穂公園野球場を令和 3年 2月 8日から同年 3月 1日まで臨時休場します。

令和 2年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 720号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・ 3・71号 上志段味線	名古屋市守山区 大字上志段味字 川原	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷	名古屋市守山区 大字上志段味字 羽根前

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 721号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

押印の廃止に関する規程を次のように定める。

令和 2年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

押印の廃止に関する規程

(職員の服務の宣誓実施規程の一部改正)

第 1条 職員の服務の宣誓実施規程（昭和26年名古屋市達第 9号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「署名、印を押し」を「署名し」に改める。

(名古屋市職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第 2条 名古屋市職員の職務発明等に関する規程（平成 5年名古屋市達第58号）の一部を次のように改正する。

「

第 1号様式から第 5号様式までの規定中 ㊟ を削る。

」

(契約事務等の手続に関する規程の一部改正)

第 3条 契約事務等の手続に関する規程（平成17年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

「

第 2号様式中 印 を削る。

」

「
第 5号様式、第 7号様式及び第 9号様式中 ㊦ を削る。

」

附 則

- 1 この達は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている届等は、この達による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この達の施行の際現にこの達による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この達による改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略） 感染症対策室 感染症係 （略） 主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設） （1）・（2）（略） （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略） 感染症対策室 感染症係 （略） 主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設） （1）・（2）（略） <u>主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）（2）</u> <u>（1）局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> （略）

附 則

この達は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 健康 部 (略) 感染症対策室 (略) 主 査(1) (略)	第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 健康 部 (略) 感染症対策室 (略) 主 査(1) <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(2)</u> (略)
第 4 条 前条の補助組織の分掌事務又は分 担事項は、次のとおりとする。 健康 部 (略) 感染症対策室 感 染 症 係 (略) 主 査（新型コロナウイルス 感染症の軽症者等宿 泊療養施設） (1)・(2) (略)	第 4 条 前条の補助組織の分掌事務又は分 担事項は、次のとおりとする。 健康 部 (略) 感染症対策室 感 染 症 係 (略) 主 査（新型コロナウイルス 感染症の軽症者等宿 泊療養施設） (1)・(2) (略) <u>主 幹（新型コロナウイルスワ クチンに係る調整）</u>

(略) 2 ～ 8 (略)	<u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (2) <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> (略) 2 ～ 8 (略)
-----------------------------	---

附 則

この達は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和2年12月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,816 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,349 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,718 人	熱 田 区	18,320 人
東 区	22,245 人	中 川 区	60,473 人
北 区	45,685 人	港 区	38,908 人
西 区	40,986 人	南 区	37,641 人
中 村 区	37,828 人	守 山 区	47,413 人
中 区	24,190 人	緑 区	66,777 人
昭 和 区	28,647 人	名 東 区	43,678 人
瑞 穂 区	30,030 人	天 白 区	43,731 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,132 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市監査委員規程第 4 号

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 2 年11月30日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（平成16年名古屋市監査委員規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「		
受 領 者	「	
課 名	を	受領者 受領
印		所 属 者名
」		

に改める。

第 6 号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づいて

提出され、又は承認を受けている申請書等は、この規程による改正後の名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（以下「新規程」という。）の規定に基づいて提出され、又は承認を受けたものとみなす。

- 3 この規程の施行の際現に旧規程の規定に基づいて作成されている用紙は、新規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市監査委員規程第 5 号

名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 2 年11月30日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程

名古屋市監査委員公印規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（押印）

第 3 条 管守者又はその命令を受けた者は、公印を使用しようとする者に原議及び施行すべき文書を提出させ、公印の使用を必要と認めるときは、公印使用記録簿（別記様式）に必要事項を記載させ、朱肉で押印させるものとする。この場合において、管守者又はその命令を受けた者は、原議に公印の使用を必要と認めた旨を表示するものとする。

別記様式を次のように改める。

別記様式

公 印 使 用 記 録 簿

年月日	公印名	件 名	公 印 使用数	所属課名	起案者名 (発 送 責任者)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

附 則

この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第27号

教育委員会定例会の開催について

令和2年12月8日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和2年12月3日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

押印の廃止に関する規則案について

名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

教職員人事

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名教委訓令第 4 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3 号）
の一部を次のように改正する。

令和 2 年11月30日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（帳簿の備置き） 第12条 <u>総務課に次の各号に掲げる帳簿を置く。</u> （1）～（3） （略） 2 <u>公所に次の各号に掲げる帳簿を置く。</u> （1）・（2） （略） 3 <u>課に文書番号補助簿（第 4 号様式）を置く。</u> （事務局に到達した庁外文書の収受及び配布） 第14条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書は、封筒等に収受印を押印し、文書整理簿に登載しなければならない。ただし、第 3 号に掲げるものは文書整理簿に登載することを要しない。</u> （1）～（4） （略） 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、現金又は証券が同封されていた文書は、現金等集配簿に登載の上、会計管理者又は現金出</u>	（帳簿の備置き） 第12条 <u>総務部総務課（以下「総務課」という。）に次に掲げる帳簿を置く。</u> （1）～（3） （略） 2 <u>公所に次に掲げる帳簿を置く。</u> （1）・（2） （略） 3 <u>課（第23条第 6 項の規定により追次番号を用いる課に限る。）に文書番号補助簿（第 4 号様式）又はこれに代わる帳簿を置く。</u> （事務局に到達した庁外文書の収受及び配布） 第14条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書は、封筒等に収受印を押印し、文書整理簿に登載しなければならない。ただし、第 3 号に掲げるものは文書整理簿に登載することを要しない。</u> （1）～（4） （略） 3 <u>現金又は証券が同封されていた文書は、現金等収配簿に登載の上、現金出納員へ送付する。</u>

納員へ送付する。 4・5 (略) (公所に到達した庁外文書の収受及び配布) 第15条 公所における文書の収受及び配布の手續については、前条の規定を準用する。 (記号及び番号) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に</u>掲げる場合においては、最初の起案時に取得した番号に一連の枝番号を付して用いることができる。 (1)・(2) (略) 6 前2項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難しい場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又は<u>それに代わる</u>帳簿により管理するものとする。	4・5 (略) (公所に到達した庁外文書の収受及び配布) 第15条 公所における文書の収受及び配布の手續については、前条の規定を準用する。<u>この場合において、同条第1項中「総務課」とあるのは「文書担当の課」と読み替えるものとする。</u> (記号及び番号) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる</u>場合においては、最初の起案時に取得した番号に一連の枝番号を付して用いることができる。 (1)・(2) (略) 6 前2項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難しい場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又は<u>これに代わる</u>帳簿により管理するものとする。
---	--

第1号様式中

受	領	者
課	名	印

を

受領者	受領
所 属	者 名

に改める。

第2号様式甲票中「会計管理者等受領印」を「受領者名」に改め、同様式甲票注を削り、同様式乙票注を次のように改める。

注 この用紙は、現金出納員へ送付する。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(文書番号補助簿)

文書番号	追次番号	受信者名	内容	施行日	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規程による改正後の名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市消防局告示第 3号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6号）第 2条の 3第 1項に規定する甲種防火管理新規講習（令和 2年度第14回）は、次のとおり実施します。

令和 2年12月 1日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講習場所	定 員
第14回	令和 3年 3月29日（月） 及び同月30日（火）	第 1日目 午前 9時30分から 午後 4時10分まで 第 2日目 午前 9時30分から 午後 4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	250名

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第14回	令和 2年12月 1日（火）から 令和 3年 3月14日（日）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面

上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの) 2枚を持
参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

2,000円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 4号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6号）第 2条の 3第 1項に規定する甲種防火管理新規講習及び第51条の 7第 1項に規定する防災管理新規講習を併せて実施する講習（令和 2年度第 8回）は、次のとおり実施します。

令和 2年12月 1日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 8回	令和 3年 3月22日（月） 及び同月23日（火）	午前 9時15分から 午後 5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	250名

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 8回	令和 2年12月 1日（火）から 令和 3年 3月 7日（日）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 2枚を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

2,000円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市上下水道局管理規程第40号

名古屋市上下水道局課長代理設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条中「担当する係長」の次に「の職にある者」を加え、「総括係長（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）別表第1ア企業職給料表（1）6級の項第2号に規定する総括係長をいう。）の職にある」を「名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の運用（平成12年名古屋市上下水道局達第14号）別表第1ア企業職給料表（1）6級の項第1号に規定する」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第41号

名古屋市上下水道局公印規程等の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局公印規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

公印を使用しようとする者は、原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得た後に公印使用記録簿（第2号様式）に必要事項を記載し、公印を押印しなければならない。

第5条第2項中「前項の規定により照合を行う場合において」を「管守者は、前項の承認をしようとするときは、原議及び施行すべき文書を確認し」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

公印使用記録簿（公印名）

[illegible]

第4号様式中「㊟」を削る。

(名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市情報あんしん条例施行規程(平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(同一又は他の媒体の行政文書の作成)

第22条の2 行政文書について、所管課公所長が必要と認めるときは、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成し、元の行政文書(以下「原文書」という。)に代えて、起案その他行政文書の処理を行うことができる。

2 所管課公所長は、前項の規定により行政文書を作成した場合は、原文書と相違なく作成されたものであることを確認しなければならない。

第25条第5項中「それ」を「これ」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

第35条の2 第22条の2の規定により行政文書を作成した場合においても、原文書については、この規程の定めるところにより保管、保存その他行政文書の管理を適正に行わなければならない。

第36条第1項中「その定められた保存期間が10年を超える」を削り、同条第2項中「元の行政文書(以下「原文書」という。)」を「原文書」に、「認証」を「確認」に改める。

第1号様式中

受 領 者	
課 名	印

を

受領者 所 属	受領 者名
------------	----------

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第13条関係）

現金等集配簿

年 月 日	題 名	種 類 金 額	文書添付 の有無	発信者名 所管課公所名	受領 者名
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			
		現 為 切 他	有・無		
		円			

第 7 号様式中

「

課長	印
----	---

を

「

年 月 日	課長
-------------	----

に改める。

」

(名古屋市上下水道局聴聞規程の一部改正)

第 3 条 名古屋市上下水道局聴聞規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項及び第 3 項中「、主宰者がこれに記名押印し」を削る。

第 2 号様式から第 4 号様式までの様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(名古屋市上下水道局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程の一部改正)

第 4 条 名古屋市上下水道局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「押印」を削る。

(名古屋市上下水道局公務災害等見舞金支給規程の一部改正)

第 5 条 名古屋市上下水道局公務災害等見舞金支給規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に、

「

申請者の 住 所 氏 名 死亡職員 との続柄	㊦
--	---

を

」

「

申 請 者 の 住 所 氏 名（自 署） 死 亡 職 員 と の 続 柄	に、
--	----

」

「

1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属長補職名 氏 名	㊟
---	---

」

を

「

1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属長補職名 氏 名（自 署）
--

」

に改める。

（名古屋市上下水道局公有財産規程の一部改正）

第 6 条 名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 位置図、平面図、構造図等の使用の概要がわかる図面を添えてください。

別記様式第 3 中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注）貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

（下水暗渠^{きよ}の使用許可等に係る名古屋市上下水道局公有財産規程の特例を定める規程の一部改正）

第7条 下水暗渠^{きよ}の使用許可等に係る名古屋市上下水道局公有財産規程の特例を定める規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第50号）の一部を次のように改正する。

本則中「下水暗渠^{きよ}」を「下水暗渠」に改める。

別記様式第1を次のように改める。

別記様式第 1（第 3 条関係）

下水暗渠使用許可申請書 新規 変更 更新 年 月 日 （宛先）名古屋市上下水道局長 申請者住所 氏 名 下記のとおり下水暗渠を使用したいので申請します。 記				
使 用 目 的				
使用しようとする下水暗渠の場所	所在			
	使用延長		設置箇所	
設置する物件の構造等				
使 用 期 間				
工 事 期 間				
工事実施の方法				
下水道の復旧方法				
添 付 書 類				
そ の 他				

- 注 1 使用しようとする下水暗渠の場所、設置する物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添えてください。
- 2 申請者が認定電気通信事業者である場合には、電気通信事業の認定証の写しを、有線テレビジョン放送施設者である場合には、有線テレビジョン放送事業許可状の写しをそれぞれ添えてください。

別記様式第 2 中「下水暗渠^{きよ}」を「下水暗渠」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の各規程（以下「改正前各規程」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程（以下「改正後各規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前各規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第42号

名古屋市上下水道局管理規程の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

次の表の左欄に掲げる規程のうち同表右欄に掲げる様式中「㊟」又は「印」を削る。

	規 程	様 式
1	名古屋市上下水道局職員き章規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第19号）	別記様式
2	名古屋市上下水道局職員証規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第4号）	別記様式第2
3	名古屋市上下水道局職員の職務発明に関する規程（平成17年名古屋市上下水道局管理規程第24号）	第1号様式
		第2号様式
		第3号様式
		第4号様式
		第5号様式
4	名古屋市上下水道局職員研修規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第29号）	別記様式
5	処理水熱利用のための公共下水道の接続許可等に関する規程（平成27年名古屋市上下水道局管理規程第1号）	第1号様式
6	名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）	第2号様式
		第3号様式
7	名古屋市上下水道局配水管施工士規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第10号）	第1号様式
		第2号様式
8	名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）	第1号様式
		第4号様式

		第 5 号様式
		第 7 号様式
		第 8 号様式
		第 9 号様式
		第10号様式
		第11号様式
		第13号様式
		第16号様式
		第17号様式
		第18号様式
9	名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）	第 1 号様式
		第 2 号様式
		第 7 号様式
		第 8 号様式
		第 9 号様式
		第15号様式

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の各規程（以下「改正前各規程」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程（以下「改正後各規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前各規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第43号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第5条第2項中「押印」を削る。

第17条を次のように改める。

（代日休暇）

第17条 会計年度任用職員の代日休暇は、正規職員の例によるものとする。

第18条第2項中「1週間当たりの勤務日数」の次に「（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては、1年間の勤務日数）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 年次休暇の利用については、正規職員の例による。ただし、勤務時間規程第14条第2項の規定は適用しないものとする。

第19条を次のように改める。

（特別休暇）

第19条 会計年度任用職員は、次に掲げる場合において、正規職員の例により特別休暇を受けることができるものとする。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの期間の特別休暇を受けることができるものとする。

- (1) 女性職員の出産の場合
- (2) 女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合
- (3) 職員の結婚の場合
- (4) 忌引の場合

第20条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

会計年度任用職員は、次の各号のいずれにも該当する者に限り、正規職員の例により介護休暇を受けることができるものとする。ただし、勤務時間規程第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）は、要介護者（勤務時間規程第3条第6項第3号に規定する日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して93日を超えない範囲内とする。

第20条第2項を削る。

第21条を次のように改める。

（臨時休暇）

第21条 会計年度任用職員の臨時休暇は、別に定めるところによる。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

勤務条件通知書

			年 月 日	
様			名古屋市上下水道局長	
職名	(会計年度)			
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。			
勤務場所				
従事すべき業務の内容				
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)		
	勤務時間	(時 分～ 時 分)		
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)		
	超過勤務の有無	(有, 無)		
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 月 日)		
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）		
休暇・職免	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)	
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)	
		時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)	
	代日休暇		有	
	その他の休暇	有給	(生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇)	
		無給	(産前産後休暇、介護休暇、産前産後休暇)	
	職務に専念する義務の免除	有給	・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合	

		無給	・満1歳までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合
給与（給料・手当）	給料		（月額，月額，時間給 円）
	地域手当		（月額，月額，時間給 円）
	通勤手当		通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）
	特殊勤務手当		対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円
	夜勤手当の支給割合		100分の25
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日		毎月末日
	支給日		（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。
	支払方法		銀行振込
	支払時の控除		（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）
	昇給		無
退職に関する事項	自己都合退職の手続き		退職する14日以上前に届け出ること
	懲戒免職		地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による
社会保険等	社会保険の適用		（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金，共済組合，無）
	雇用保険の適用		（有，無）

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

勤務条件確認書

年 月 日			
様 名古屋市上下水道局長			
職名	(会計年度)		
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。		
勤務場所			
従事すべき業務の内容			
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)	
	勤務時間	(時 分～ 時 分)	
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)	
	超過勤務の有無	(有, 無)	
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 月 日)	
	休 日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）	
休暇・職免	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)
		時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として, 1日を 時間に分割)
	代日休暇		有
	その他の休暇	有給	(生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇, 生理休暇、結婚休暇、忌引休暇)
		無給	(産前産後休暇、介護休暇, 産前産後休暇)
	職務に専念する義務の免除	有給	・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合

		無給	・満1歳までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合
給与（給料・手当）	給料		（月額，月額，時間給 円）
	地域手当		（月額，月額，時間給 円）
	通勤手当		通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）
	特殊勤務手当		対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円
	夜勤手当の支給割合		100分の25
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日		毎月末日
	支給日		（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。
	支払方法		銀行振込
	支払時の控除		（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）
	昇給		無
退職に関する事項	自己都合退職の手続き		退職する14日以上前に届け出ること
	懲戒免職		地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による
社会保険等	社会保険の適用		（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金，共済組合，無）
	雇用保険の適用		（有，無）

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

上記勤務条件について確認しました。

年 月 日

署名（自署）

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第44号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）は、廃止する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

（名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正）

- 2 名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4事業執行関係の表中

「

1		臨時的任用職員の雇用期間等の特例に関すること。（総務部長）	臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任用に関すること。（総務課長）
---	--	-------------------------------	-----------------------------------

」

を

「

1			臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任用に関すること。（総務課長）
---	--	--	-----------------------------------

」

に改める。

(名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

- 3 名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、課長及びこれに相当する職以上にある職員の所属名は、当該職員の補職名から局の名称を省略したものとする。

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

- 4 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による年次休暇の日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）

第39条の規定による年次有給休暇の日数に達しないときは、当該年次有給休暇の日数を、その者の年次休暇の日数とする。

第1号様式から第4号様式までの備考を削る。

第5号様式中「8時間」を「時間」に改め、同様式備考を削る。

第6号様式から第8号様式までの備考を削る。

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の規定に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式を満たすよう修正して使用することができる。

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

- 6 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「180日以内（」の次に「臨時的に任用される職員

については引き続いて90日以内、」を加え、「1年」を「1年度」に改める。

別記様式第1及び別記様式第2備考を削る。

(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

- 7 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（臨時的任用職員を除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を含む。以下同じ。）」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

- 8 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程の一部改正)

- 9 名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員、臨時的任用職員及び」を削る。

名古屋市上下水道局管理規程第45号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「1,000分の304」を「1,000分の301」に改め、同項第2号中「1,000分の186」を「1,000分の183」に改め、同項第3号中「1,000分の121」を「1,000分の117」に改める。

別表第3を次のように改める。

企業職給料表(3)

職務の級	給料月額
	円
1 級	137,900
2 級	172,200
3 級	212,800
4 級	241,600 (257,200)
5 級	263,500
6 級	270,700
7 級	277,900 (295,900)
8 級	326,300 (356,100)
9 級	402,900

備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。
 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。
 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。

第2条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第10項第3号中「1,000分の117」を「1,000分の118」に改める。

(名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同号ク中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同号クを同号キとし、同号中ケをクとし、コをケとし、同条第3号ア中「第1号イに該当する職員」を「同条例第14条に規定する職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員をいう。）のうち一の会計年度内における任期が6月以上である者を除く。第6条において同じ。）」に改める。

第5条第1項中「支給する時期ごとに100分の130」を「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の110」を「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同条第2項中「100分の130」を「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「1,000分の725」を「支給する時期ごとに1,000分の725」に、「100分の110」を「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」に改める。

第6条第2項第1号中「第2条第1号イ又はウ」を「基準条例第14条に規定する職員又は第2条第1号イ」に改め、同項第2号中「第2条第1号ケ又はコ」を「第2条第1号ク又はケ」に改める。

第7条第2号中「第2条第1号イからエまで、ケ又はコ」を「第2条第1号イ、ウ、ク又はケ」に改める。

第9条第2項第1号中「第2条第1号イからエまで、ケ又はコ」を「基準条例第14条に規定する職員又は第2条第1号イ、ウ、ク若しくはケ」に改める。

第4条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「支給する時期ごとに1,000分の1,275」に、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,075」に改め、同条第2項中「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「1,000分の1,275」に改め、「支給する時期ごとに」を削り、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,075」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第11項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え)

- 2 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額は、別に定める。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和2年12月に支給する職員（企業職給料表（2）の適用を受ける職員（名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第7号）附則第5項の規定の適用を受けるものを除く。）を除く。）の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後給与規程」という。）第36条若しくは第47条第1項、第2項、第5項、第7項若しくは第8項又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第5条の3若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号。以下「派遣条例」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額

(以下この項において「基準額」という。) から、次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整する額」という。) に相当する額を減じて得た額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和2年4月1日 (同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。次項において同じ。) において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当 (改正後給与規程第21条第2項に規定する別に定める額を除く。) の月額合計額に10,000分の24を乗じて得た額 (以下「調整基礎給与額」という。) に、同年4月から11月までの月数 (特定職員にあつては、当該月数から除算月数を減じて得た月数) を乗じて得た額

(2) 令和2年6月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に10,000分の24を乗じて得た額

4 令和2年4月1日の属する月において、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第2項又は職員分限条例 (昭和26年名古屋市条例第49号) 第2条の規定により休職にされている職員、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により専従休職にされている職員、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の17第1項、派遣条例第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第2条第1項の規定により派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第2条 (同法第3条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により育児休業をしている職員、職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成26年名古屋市条例第66号) 第2条第1項 (同条例第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により配偶者同行休業をしている職員、職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成28年名古屋市条例第4号) 第2条第1項 (同条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により自己啓発等休業をしている職員、地方公務員法第29条の規定により減給にされ、又は停職にされている職員並びに企業

職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号。以下「基準条例」という。）第13条及びこの規程による改正前の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正前給与規程」という。）第44条の規定により給与を減額された職員等のうち、前項第1号に規定する額の算定の基礎となる給料その他の給与の全額が支給されない職員であった者の当該額については、当該給料その他の給与の全額が支給されたものとして算定する。

5 附則第3項第1号に規定する特定職員とは、令和2年4月1日から施行日の前日までの期間において次に掲げる期間がある職員をいう。

- (1) 改正前給与規程の適用を受ける職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（地方公務員法第28条第2項又は職員分限条例第2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法第252条の17第1項、派遣条例第2条第1項又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、配偶者同行休業期間（職員の配偶者同行休業に関する条例第2条第1項の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例第2条第1項の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）
- (3) 減給又は停職の期間（地方公務員法第29条の規定により減給にされ、又は停職にされていた期間をいう。）
- (4) 基準条例第13条の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち、名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）第16条の規定による介護休暇の承認若しくは同規程第18条の規定による無給休暇の承認、名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成12年名古屋市上

下水道局管理規程第25号) 第4条第1項の規定による部分休業の承認、名古屋市上下水道局介護欠勤の取扱いについて(平成13年5月8日局長通達) 第2条の規定による介護欠勤若しくは名古屋市上下水道局通院欠勤の取扱いについて(平成26年4月1日局長通達) 第2条の規定による通院欠勤の承認を受けたことにより給与を減額された期間又は改正前給与規程第44条の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

6 附則第3項第1号に規定する除算月数とは、令和2年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数をいう。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(同項第2号に掲げる期間にあつては、公務(公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「職員派遣された職員」という。))の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。))の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人(以下「職員派遣団体等」という。))における業務を含む。))又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。))及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤)をいう。))に起因する負傷若しくは疾病により休職にされていた期間を除く。))のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額が調整基礎給与額に満たないもの

7 調整基礎給与額又は附則第3項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

8 第3条の規定による改正後の名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程第5条第1項に規定する12月1日前1月以内に退職等した職員に支給する期末手当の額については、附則

第3項から前項までの規定を準用する。

(委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 10 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の304」を「1,000分の301」に、「1,000分の243」を「1,000分の238」に、「1,000分の186」を「1,000分の183」に、「100分の12」を「1,000分の115」に、「1,000分の121」を「1,000分の117」に、「1,000分の52」を「1,000分の48」に改める。

附則別表を次のように改める。

企業職給料表(3)

職務の級	給料月額
	円
1 級	131,100
2 級	163,700
3 級	199,700
4 級	230,200 (243,500)
5 級	250,600
6 級	257,400
7 級	264,100 (281,300)
8 級	310,100 (338,600)
9 級	382,900

備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。
3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。

- 11 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の238」を「100分の24」に、「1,000分の115」を「1,000分の116」に、「1,000分の117」を「1,000分の118」に改める。

- 12 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	156,900	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	322,500 (370,100)	393,700	413,000
2	143,100	158,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	325,300 (372,800)	396,900	416,500
3	144,200	159,300	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,100 (375,400)	400,100	420,000
4	145,200	160,500	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	330,900 (378,000)	403,200	423,500
5	146,200	161,600	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	333,600 (380,600)	406,300	427,000
6	147,300	163,300	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,300 (383,000)	409,500	430,700
7	148,400	164,900	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	339,000 (385,400)	412,600	434,400
8	149,500	166,500	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,600 (387,700)	415,700	438,000
9	150,500	168,100	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	344,200 (390,000)	418,800	441,600
10	151,700	171,100	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	346,600 (392,400)	421,900	445,200
11	152,800	174,000	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	349,000 (394,800)	425,000	448,700
12	153,900	176,900	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	351,400 (397,100)	428,100	452,200
13	155,000	179,800	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	353,700 (399,400)	431,200	455,700
14	156,500	181,500	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	356,000 (401,400)	434,200	459,200
15	158,000	183,100	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	358,300 (403,400)	437,200	462,700
16	159,500	184,700	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	360,600 (405,300)	440,200	466,200
17	160,900	186,300	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	362,900 (407,200)	443,100	469,700
18	162,700	187,900	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	365,100 (408,900)	445,900	473,200
19	164,500	189,500	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	367,300 (410,600)	448,700	476,700
20	166,300	191,100	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	369,500 (412,300)	451,500	480,100
21	168,100	192,700	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,600 (414,000)	454,200	483,500
22	171,100	194,300	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,700 (415,300)	456,800	486,800
23	174,000	195,900	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,800 (416,600)	459,400	490,000
24	176,900	197,500	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,900 (417,900)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	380,000 (419,100)	464,400	496,400
26	181,400	200,700	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	382,100 (420,400)	466,500	499,500
27	183,000	202,300	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	384,100 (421,700)	468,600	502,600
28	184,500	203,900	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	386,100 (422,900)	470,700	505,700
29	186,000	205,500	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	388,100 (424,100)	472,800	508,800
30	187,000	207,100	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,800 (425,400)	474,800	512,000
31	188,000	208,700	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,400 (426,600)	476,800	515,100
32	189,000	210,300	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	393,000 (427,800)	478,700	518,200
33	189,900	211,900	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,600 (429,000)	480,600	521,300
34	190,900	213,500	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	396,000 (430,100)	482,200	524,400
35	191,900	215,100	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,400 (431,200)	483,800	527,500
36	192,900	216,700	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,800 (432,300)	485,400	530,500
37	193,800	218,300	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100 (433,300)	486,900	533,500
38	194,800	219,900	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,300 (434,100)	488,300	536,300
39	195,800	221,500	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,500 (434,900)	489,700	539,100
40	196,800	223,100	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,700 (435,600)	491,100	541,900

41	197,700	224,600	287,500	308,900	327,200	355,900 (391,900)	404,900 (436,300)	492,500	544,700
42	198,700	226,200	289,400	310,800	329,300	357,700 (393,300)	405,900 (437,100)	493,900	547,500
43	199,700	227,800	291,300	312,700	331,300	359,400 (394,600)	406,900 (437,900)	495,300	550,300
44	200,700	229,400	293,200	314,500	333,300	361,100 (395,900)	407,800 (438,600)	496,700	553,100
45	201,600	231,000	295,000	316,300	335,300	362,800 (397,200)	408,700 (439,300)	498,100	555,800
46	202,600	232,600	296,900	318,200	337,100	364,600 (398,200)	409,600 (440,100)	499,300	558,700
47	203,600	234,200	298,700	320,000	338,900	366,400 (399,200)	410,500 (440,800)	500,500	561,500
48	204,600	235,800	300,500	321,800	340,700	368,100 (400,200)	411,400 (441,500)	501,600	564,300
49	205,500	237,400	302,300	323,600	342,500	369,800 (401,200)	412,300 (442,200)	502,700	567,100
50	206,500	239,000	304,100	325,500	344,300	371,100 (401,900)	413,100 (443,000)	503,900	570,000
51	207,500	240,600	305,900	327,300	346,100	372,400 (402,600)	413,900 (443,800)	505,100	572,800
52	208,400	242,200	307,700	329,100	347,900	373,600 (403,300)	414,600 (444,500)	506,300	575,600
53	209,300	243,800	309,500	330,900	349,600	374,800 (404,000)	415,300 (445,200)	507,400	578,400
54	210,300	245,400	311,200	332,400	350,800	376,000 (404,700)	416,100 (446,000)	508,600	581,200
55	211,300	247,000	312,900	333,800	352,000	377,100 (405,400)	416,900 (446,700)	509,800	584,000
56	212,200	248,600	314,600	335,200	353,100	378,200 (406,100)	417,600 (447,400)	511,000	586,800
57	213,100	250,200	316,200	336,600	354,200	379,300 (406,800)	418,300 (448,100)	512,200	589,500
58	214,100	251,800	317,700	337,700	355,700	380,200 (407,500)	419,000 (448,900)	513,400	592,400
59	215,100	253,400	319,200	338,700	357,200	381,100 (408,200)	419,700 (449,700)	514,600	595,200
60	216,000	255,000	320,700	339,700	358,700	382,000 (408,900)	420,400 (450,400)	515,800	598,000
61	216,900	256,600	322,100	340,700	360,100	382,800 (409,500)	421,100 (451,100)	517,000	600,800
62	217,700	258,200	323,500	341,700	361,100	383,500 (410,200)	421,900 (451,900)		
63	218,500	259,800	324,900	342,700	362,100	384,200 (410,900)	422,700 (452,600)		
64	219,300	261,300	326,300	343,700	363,100	384,900 (411,600)	423,400 (453,300)		
65	220,100	262,800	327,700	344,700	364,000	385,600 (412,300)	424,100 (454,000)		
66	220,900	263,800	329,000	345,400	364,900	386,300 (413,000)	424,900 (454,800)		
67	221,700	264,800	330,300	346,000	365,700	387,000 (413,700)	425,600 (455,500)		
68	222,500	265,800	331,600	346,600	366,500	387,700 (414,400)	426,300 (456,200)		
69	223,300	266,700	332,800	347,200	367,300	388,300 (415,100)	427,000 (456,900)		
70	224,100	267,700	333,900	347,900	368,000	389,000 (415,800)	427,800 (457,700)		
71	224,900	268,700	335,000	348,600	368,700	389,700 (416,500)	428,500 (458,400)		
72	225,700	269,700	336,100	349,300	369,400	390,400 (417,200)	429,200 (459,100)		
73	226,500	270,600	337,100	350,000	370,100	391,100 (417,900)	429,900 (459,800)		
74	227,300	271,500	337,800	350,700	370,800	391,800 (418,600)	430,700 (460,600)		
75	228,100	272,400	338,500	351,400	371,500	392,500 (419,300)	431,400 (461,300)		
76	228,900	273,300	339,100	352,000	372,200	393,200 (419,900)	432,100 (462,000)		
77	229,600	274,200	339,700	352,600	372,900	393,900 (420,500)	432,800 (462,700)		
78	230,400	275,100	340,500	353,300	373,600	394,600 (421,200)	433,500 (463,500)		
79	231,200	276,000	341,300	354,000	374,300	395,300 (421,900)	434,200 (464,300)		
80	232,000	276,800	342,100	354,600	375,000	396,000 (422,600)	434,900 (465,000)		
81	232,700	277,600	342,800	355,200	375,600	396,700 (423,300)	435,600 (465,700)		
82	233,300	278,500	343,500	355,900	376,300	397,400 (424,000)	436,400		
83	233,900	279,400	344,100	356,600	377,000	398,100 (424,700)	437,100		
84	234,400	280,200	344,700	357,200	377,700	398,800 (425,400)	437,800		

85	234,900	281,000	345,300	357,800	378,400	399,400 (426,000)	438,500		
86	235,400	281,800	345,900	358,500	379,100	400,100 (426,700)	439,300		
87	235,900	282,600	346,500	359,200	379,800	400,800 (427,400)	440,000		
88	236,300	283,400	347,100	359,800	380,500	401,500 (428,000)	440,700		
89	236,700	284,100	347,600	360,400	381,100	402,200 (428,600)	441,400		
90	237,200	284,800	348,200	361,100	381,800	402,900	442,100		
91	237,600	285,500	348,800	361,700	382,500	403,600	442,800		
92	238,000	286,200	349,400	362,300	383,200	404,300	443,500		
93	238,400	286,800	350,000	362,900	383,900	405,000	444,200		
94	238,900	287,500	350,600	363,600	384,600	405,700	445,000		
95	239,300	288,200	351,100	364,300	385,300	406,400	445,700		
96	239,700	288,900	351,600	364,900	386,000	407,100	446,400		
97	240,100	289,500	352,100	365,500	386,600	407,700	447,100		
98		290,200	352,700	366,200	387,300	408,400			
99		290,900	353,200	366,900	388,000	409,100			
100		291,500	353,700	367,500	388,700	409,800			
101		292,100	354,200	368,100	389,400	410,400			
102		292,600	354,800	368,800	390,100	411,100			
103		293,100	355,300	369,500	390,800	411,800			
104		293,600	355,800	370,100	391,500	412,500			
105		294,000	356,300	370,700	392,200	413,100			
106		294,400	356,900	371,400	392,900	413,800			
107		294,800	357,400	372,100	393,600	414,500			
108		295,200	357,900	372,700	394,300	415,100			
109		295,600	358,400	373,300	394,900	415,700			
110		296,000	359,000	374,000	395,600	416,400			
111		296,400	359,500	374,600	396,300	417,000			
112		296,800	360,000	375,200	397,000	417,600			
113		297,200	360,500	375,800	397,700	418,200			
114		297,600	361,100	376,500	398,400				
115		298,000	361,600	377,200	399,100				
116		298,400	362,100	377,800	399,800				
117		298,800	362,600	378,400	400,500				
118		299,200	363,200	379,100	401,200				
119		299,600	363,700	379,700	401,900				
120		300,000	364,200	380,300	402,500				
121		300,300	364,700	380,900	403,100				
122		300,700		381,600	403,800				
123		301,100		382,300	404,500				
124		301,500		382,900	405,100				
125		301,800		383,500	405,700				
126		302,200		384,200	406,400				
127		302,600		384,900	407,100				
128		302,900		385,500	407,700				

129		303,200		386,100	408,300				
130		303,600		386,800	409,000				
131		304,000		387,400	409,700				
132		304,400		388,000	410,300				
133		304,700		388,600	410,900				
134		305,100		389,300					
135		305,500		389,900					
136		305,800		390,500					
137		306,100		391,100					
138		306,500		391,800					
139		306,800		392,400					
140		307,100		393,000					
141		307,400		393,600					
142		307,800		394,300					
143		308,100		394,900					
144		308,400		395,500					
145		308,700		396,100					
146				396,800					
147				397,400					
148				398,000					
149				398,600					
150				399,300					
151				399,900					
152				400,500					
153				401,100					
154				401,700					
155				402,300					
156				402,900					
157				403,400					

備考 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,600	147,600	214,100	228,500	243,300
2	131,600	148,800	215,700	230,000	245,400
3	132,600	150,000	217,300	231,500	247,400
4	133,500	151,200	218,800	232,900	249,400
5	134,400	152,300	220,300	234,300	251,400
6	135,400	153,500	221,900	236,300	253,400
7	136,400	154,700	223,500	238,300	255,400
8	137,300	155,800	225,100	240,300	257,400
9	138,200	156,900	226,700	242,200	259,300
10	139,200	158,100	228,700	244,200	261,400
11	140,200	159,300	230,700	246,200	263,500
12	141,100	160,500	232,600	248,200	265,500
13	142,000	161,600	234,500	250,100	267,500
14	143,100	163,300	236,500	252,200	269,600
15	144,200	164,900	238,400	254,300	271,700
16	145,200	166,500	240,300	256,300	273,800
17	146,200	168,100	242,200	258,300	275,800
18	147,300	171,100	244,100	260,400	277,900
19	148,400	174,000	246,000	262,500	280,000
20	149,500	176,900	247,900	264,600	282,100
21	150,500	179,800	249,800	266,600	284,200
22	151,700	181,500	251,700	268,800	286,400
23	152,800	183,100	253,600	270,900	288,500
24	153,900	184,700	255,500	273,000	290,600
25	155,000	186,300	257,300	275,100	292,700
26	156,500	187,900	259,200	277,300	294,800
27	158,000	189,500	261,100	279,400	296,900
28	159,500	191,100	263,000	281,500	299,000
29	160,900	192,700	264,800	283,600	301,100
30	162,700	194,300	266,700	285,800	303,300
31	164,500	195,900	268,600	287,900	305,400
32	166,300	197,500	270,500	290,000	307,500
33	168,100	199,100	272,400	292,100	309,600
34	171,100	200,700	274,300	294,300	311,900
35	174,000	202,300	276,200	296,500	314,200
36	176,900	203,900	278,100	298,600	316,400
37	179,800	205,500	280,000	300,700	318,600
38	181,400	207,100	281,900	302,800	320,800
39	183,000	208,700	283,800	304,900	323,000
40	184,500	210,300	285,700	306,900	325,100

41	186,000	211,900	287,500	308,900	327,200
42	187,000	213,500	289,400	310,800	329,300
43	188,000	215,100	291,300	312,700	331,300
44	189,000	216,700	293,200	314,500	333,300
45	189,900	218,300	295,000	316,300	335,300
46	190,900	219,900	296,900	318,200	337,100
47	191,900	221,500	298,700	320,000	338,900
48	192,900	223,100	300,500	321,800	340,700
49	193,800	224,600	302,300	323,600	342,500
50	194,800	226,200	304,100	325,500	344,300
51	195,800	227,800	305,900	327,300	346,100
52	196,800	229,400	307,700	329,100	347,900
53	197,700	231,000	309,500	330,900	349,600
54	198,700	232,600	311,200	332,400	350,800
55	199,700	234,200	312,900	333,800	352,000
56	200,700	235,800	314,600	335,200	353,100
57	201,600	237,400	316,200	336,600	354,200
58	202,600	239,000	317,700	337,700	355,700
59	203,600	240,600	319,200	338,700	357,200
60	204,600	242,200	320,700	339,700	358,700
61	205,500	243,800	322,100	340,700	360,100
62	206,500	245,400	323,500	341,700	361,100
63	207,500	247,000	324,900	342,700	362,100
64	208,400	248,600	326,300	343,700	363,100
65	209,300	250,200	327,700	344,700	364,000
66	210,300	251,800	329,000	345,400	364,900
67	211,300	253,400	330,300	346,000	365,700
68	212,200	255,000	331,600	346,600	366,500
69	213,100	256,600	332,800	347,200	367,300
70	214,100	258,200	333,900	347,900	368,000
71	215,100	259,800	335,000	348,600	368,700
72	216,000	261,300	336,100	349,300	369,400
73	216,900	262,800	337,100	350,000	370,100
74	217,700	263,800	337,800	350,700	370,800
75	218,500	264,800	338,500	351,400	371,500
76	219,300	265,800	339,100	352,000	372,200
77	220,100	266,700	339,700	352,600	372,900
78	220,900	267,700	340,500	353,300	373,600
79	221,700	268,700	341,300	354,000	374,300
80	222,500	269,700	342,100	354,600	375,000
81	223,300	270,600	342,800	355,200	375,600
82	224,100	271,500	343,500	355,900	376,300
83	224,900	272,400	344,100	356,600	377,000
84	225,700	273,300	344,700	357,200	377,700

85	226,500	274,200	345,300	357,800	378,400
86	227,300	275,100	345,900	358,500	379,100
87	228,100	276,000	346,500	359,200	379,800
88	228,900	276,800	347,100	359,800	380,500
89	229,600	277,600	347,600	360,400	381,100
90	230,400	278,500	348,200	361,100	381,800
91	231,200	279,400	348,800	361,700	382,500
92	232,000	280,200	349,400	362,300	383,200
93	232,700	281,000	350,000	362,900	383,900
94	233,300	281,800	350,600	363,600	384,600
95	233,900	282,600	351,100	364,300	385,300
96	234,400	283,400	351,600	364,900	386,000
97	234,900	284,100	352,100	365,500	386,600
98	235,400	284,800	352,700	366,200	387,300
99	235,900	285,500	353,200	366,900	388,000
100	236,300	286,200	353,700	367,500	388,700
101	236,700	286,800	354,200	368,100	389,400
102	237,200	287,500	354,800	368,800	390,100
103	237,600	288,200	355,300	369,500	390,800
104	238,000	288,900	355,800	370,100	391,500
105	238,400	289,500	356,300	370,700	392,200
106	238,900	290,200	356,900	371,400	392,900
107	239,300	290,900	357,400	372,100	393,600
108	239,700	291,500	357,900	372,700	394,300
109	240,100	292,100	358,400	373,300	394,900
110		292,600	359,000	374,000	395,600
111		293,100	359,500	374,600	396,300
112		293,600	360,000	375,200	397,000
113		294,000	360,500	375,800	397,700
114		294,400	361,100	376,500	398,400
115		294,800	361,600	377,200	399,100
116		295,200	362,100	377,800	399,800
117		295,600	362,600	378,400	400,500
118		296,000		379,100	401,200
119		296,400		379,700	401,900
120		296,800		380,300	402,500
121		297,200		380,900	403,100
122		297,600		381,600	403,800
123		298,000		382,300	404,500
124		298,400		382,900	405,100
125		298,800		383,500	405,700
126		299,200		384,200	
127		299,600		384,900	
128		300,000		385,500	

129		300,300		386,100	
130		300,700		386,800	
131		301,100		387,400	
132		301,500		388,000	
133		301,800		388,600	
134		302,200		389,300	
135		302,600		389,900	
136		302,900		390,500	
137		303,200		391,100	
138		303,600		391,800	
139		304,000		392,400	
140		304,400		393,000	
141		304,700		393,600	
142		305,100		394,300	
143		305,500		394,900	
144		305,800		395,500	
145		306,100		396,100	
146				396,800	
147				397,400	
148				398,000	
149				398,600	
150				399,300	
151				399,900	
152				400,500	
153				401,100	
154				401,700	
155				402,300	
156				402,900	
157				403,400	

- 13 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（令和２年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「213,300」を「212,800」に、「252,900」を「252,300」に、「264,200」を「263,500」に、「270,000」を「269,300」に、「271,400」を「270,700」に、「286,300」を「285,600」に、「200,200」を「199,700」に、「240,100」を「239,500」に、「251,200」を「250,600」に、「257,300」を「256,700」に、「258,000」を「257,400」に、「273,700」を「273,000」に改める。

（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 14 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「183,500円」を「183,000円」に、「158,400円」を「158,000円」に、「148,800円」を「148,400円」に、「174,500円」を「174,000円」に、「144,600円」を「144,200円」に改める。

（名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

- 15 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和２年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「会計年度任用職員」を「６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員」に改め、同条第２項中「、「これに対する」を「「これに対する」に改め、「得た額」の次に「（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条に次の２項を加える。

- ３ 前２項の規定にかかわらず、基準日前１月以内に退職し、又は死亡した（以下「退職等した」という。）会計年度任用職員（別に定める者に限る。）には、期末手当を支給する。

- ４ 前項の規定により支給する期末手当の額は、名古屋市上下水道局退職し、

又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号。以下「退職等規程」という。）第5条第1項及び第3項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定を準用して算定する。この場合において、同規程第5条第1項中「基準条例第10条後段」とあるのは「名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号。以下「会計年度給与規程」という。）第7条第3項」と、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあり、第11条第2項中「扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「これに対する地域手当の月額の合計額（時給制短時間勤務職員にあつては、会計年度給与規程第5条第3項の規定による1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額に、1日の正規の勤務時間数及び平均1月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」と、同項中「基準条例第10条後段」とあるのは「会計年度給与規程第7条第3項」と、第13条中「第2条」とあるのは「会計年度給与規程第7条第3項」と読み替えるものとする。

附則中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 第3条第5号に規定する者に対して第7条第4項の規定により退職等規程第5条第1項の規定を準用する場合においては、「100分の130」とあるのは令和2年12月1日前1月以内に退職等したときは「100分の39」とし、令和3年6月1日及び12月1日前1月以内に退職等したときは「100分の78」とし、令和4年6月1日及び12月1日前1月以内に退職等したときは「100分の104」とする。

附則中第3項を第4項とし、第2項の見出しを削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条第1号中「224,310円」とあるのは「223,710円」と、同条第2号中「210,750円」とあるのは「210,250円」とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表

企業職給料表(保健師)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,500	156,900
2	151,700	158,100
3	152,800	159,300
4	153,900	160,500
5	155,000	161,600
6	156,500	163,300
7	158,000	164,900
8	159,500	166,500
9	160,900	168,100
10	162,700	171,100
11	164,500	174,000
12	166,300	176,900
13	168,100	179,800
14	171,100	181,500
15	174,000	183,100
16	176,900	184,700
17	179,800	186,300
18	181,400	187,900
19	183,000	189,500
20	184,500	191,100
21	186,000	192,700
22	187,000	194,300
23	188,000	195,900
24	189,000	197,500
25	189,900	199,100
26	190,900	200,700
27	191,900	202,300
28	192,900	203,900
29	193,800	205,500
30	194,800	207,100
31	195,800	208,700
32	196,800	210,300
33	197,700	211,900
34	198,700	213,500
35	199,700	215,100
36	200,700	216,700
37	201,600	218,300
38	202,600	219,900
39	203,600	221,500
40	204,600	223,100

41	205,500	224,600
42	206,500	226,200
43	207,500	227,800
44	208,400	229,400
45	209,300	231,000
46	210,300	232,600
47	211,300	234,200
48	212,200	235,800
49	213,100	237,400
50	214,100	239,000
51	215,100	240,600
52	216,000	242,200
53	216,900	243,800
54	217,700	245,400
55	218,500	247,000
56	219,300	248,600
57	220,100	250,200
58	220,900	251,800
59	221,700	253,400
60	222,500	255,000
61	223,300	256,600
62	224,100	258,200
63	224,900	259,800
64	225,700	261,300
65	226,500	262,800
66	227,300	263,800
67	228,100	264,800
68	228,900	265,800
69	229,600	266,700
70	230,400	267,700
71	231,200	268,700
72	232,000	269,700
73	232,700	270,600
74	233,300	271,500
75	233,900	272,400
76	234,400	273,300
77	234,900	274,200
78	235,400	275,100
79	235,900	276,000
80	236,300	276,800
81	236,700	277,600
82	237,200	278,500
83	237,600	279,400
84	238,000	280,200

85	238,400	281,000
86	238,900	281,800
87	239,300	282,600
88	239,700	283,400
89	240,100	284,100
90		284,800
91		285,500
92		286,200
93		286,800
94		287,500
95		288,200
96		288,900
97		289,500
98		290,200
99		290,900
100		291,500
101		292,100
102		292,600
103		293,100
104		293,600
105		294,000
106		294,400
107		294,800
108		295,200
109		295,600
110		296,000
111		296,400
112		296,800
113		297,200
114		297,600
115		298,000
116		298,400
117		298,800
118		299,200
119		299,600
120		300,000
121		300,300
122		300,700
123		301,100
124		301,500
125		301,800
126		302,200
127		302,600
128		302,900

129		303,200
130		303,600
131		304,000
132		304,400
133		304,700
134		305,100
135		305,500
136		305,800
137		306,100

名古屋市上下水道局管理規程第46号

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第1 水道事業電気主任技術者・施設部・鍋屋上野浄水場の項中

「	鳴海配水場	を	「	鳴海配水場
				極楽増圧ポンプ所
」		」		

に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第47号

名古屋市上下水道局会計規程等の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第25条中「次に定めるところにより」を「訂正前の記載事項と訂正後の記載事項との差異が分かるように」に改め、同条各号を削る。

第26条第2項を削る。

第55条第3項から第5項までを削る。

第56条中「とともに当該代理人の使用印影」を削る。

第64条を次のように改める。

(領収書)

第64条 第60条による支払については、債権者から領収書を徴しなくてはならない。ただし、同条第2号又は第3号の方法による支払については、出納取扱金融機関による支払日付印の押印又は振込内容を明らかにした文書の作成をもって領収書の徴収に代えることができる。

第85条第3項中「保証金保管証書に納付者の領収印を徴し、当該」を削る。

第163条第3項中「、これに前任者及び後任者が記名押印したのち」を削る。

(名古屋市上下水道局契約規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

第51条第6項並びに第55条第1項及び第2項中「押印」を削る。

(名古屋市債権管理条例施行規程の一部改正)

第3条 名古屋市債権管理条例施行規程（平成24年名古屋市上下水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に第3条による改正前の名古屋市債権管理条例施行規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、第3条による改正後の名古屋市債権管理条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第48号

名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1号様式から第4号様式まで及び第9号様式中「㊟」又は「印」を削る。
第11号様式、第12号様式及び第16号様式を次のように改める。

第11号様式（第15条関係）

（宛先）名古屋市上下水道局長

使用開始中止申出書（受付票） 年 月 日受付 電話窓ロ

お客さま番号										合算

装置番号								枝			

用途変更 宛名変更 問い合わせ ()												
ご住所	区 住宅 棟 号室											
お客さま名	(フリガナ)											
	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
連絡先	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
宛名・請求先	区 住宅 棟 号室											
	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
申込者	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
立会者	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
年月日	使用開始 部分開始 年 月 日 使用中 部分中											
精算方法	1 窓口					請求方法	1 納入通知書					
	2 現地（訪問 月 日）						2 口座					
	3 事後						3 その他 ()					
現支払者	電話 (— —) 自宅 勤務先 呼出 FAX											
用途	※具体的に水道の使い道をご記入ください。					局処理欄	旧用途 ()					
							新用途 ()					
その他	短期使用区分 口座はがき出力の要・不要 口座継続処理の有無 減免適用の有無											

注 名古屋市水道給水条例が契約の内容となります。

第12号様式（第16条関係）

消 火 栓 使 用 申 込 書

（宛先）名古屋市上下水道局長

消火栓	公 第 号 私	年 月 日 申請	受 付	年 月 日			
				第 号			
消火栓所在地		区					
申 込 者		区					
使用事項	使 用 日	年 月 日			消火栓種別	単口・双口	
	使用時間	時 分から 時 分まで			時間 分		
		時 分から 時 分まで			時間 分		
使 用 目 的			推定使用 水 量	m ³	本 管 口 径	mm	水 道 メータ
有 無							
所要の費用は、指定のとおり支払います。							
摘要							

（注） 1 太線内を記入してください。

消 火 栓 使 用 確 認 書

立 会 者		所属氏名					
使 用 者		上記申込者のとおり					
使用事項	使 用 日	年 月 日					
	使 用 消 火 栓	単口	屋内	使用数	mm		個
		双口	屋外		mm		個
	使用時間	時 分から 時 分まで			時間 分		
		時 分から 時 分まで			時間 分		
使用水量	m ³		水道メータ	有（計量） 無（認定、持込計量）			
臨時調定月日		年 月 日			摘要		
お客さま番号		— —					
調 定 金 額							

水道又一日夕亡失破損届

(宛先) 名古屋市上下水道局長

年 月 日

装 置 番 号		受 付 第 号			
装 置 住 所		区			
使 用 者		区			
届 出 者		区			
弁 償 者		区			
亡失破損事項		種 別	口 径	メーター番号	個 数
事由					
水道メーターを亡失破損したから届出ます。					
摘要					

(注) 太枠内を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和２年12月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正後規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第49号

水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(水洗便所の築造に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 水洗便所の築造に関する条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第59号）の一部を次のように改正する。

第17条中「に借用申請者の印鑑証明書を添えて」を「を」に改める。

第20条中「上、」の次に「貸付決定者及び」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

下水道水洗便所補助金交付申請書

申 請 日 年 月 日
(供用開始日 年 月 日)

(宛先) 名古屋市上下水道局長

(市外のみフリガナ) _____

住 所
申請者 (フリガナ) _____

氏 名 _____

T E L 〒 _____

次のとおり、くみ取便所を下水道水洗便所に改造しますので、下水道水洗便所補助金の交付を申請します。

なお、補助金の受領については、下記金融機関口座に振込を依頼します。

施 工 場 所	名古屋市 区			
改 造 大 便 器 数	個			
受 取 口 座	金 融 機 関	銀行・金庫 農協・組合 店		
	預 金 種 別	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口 座 名 義			
※検 査 年 月 日				
※改 造 大 便 器 数				
※補 助 金 額				

- 記入上の注意
- 1 供用開始日が不明の場合には、お問い合わせ下さい。
 - 2 ※印の欄には記入しないで下さい。
 - 3 振込先は株式会社ゆうちょ銀行の口座を除きます。
 - 4 振込先は申請者名義の口座に限ります。

第2号様式備考を削る。

(名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第60号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「に借用申請者の印鑑証明書を添えて」を「を」に改める。

第15条中「上、」の次に「貸付決定者及び」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

浄化槽廃止工事補助金交付申請書

申 請 日 年 月 日
(供用開始日 年 月 日)

(宛先) 名古屋市上下水道局長

(市外のみフリガナ) _____

住 所
申請者 (フリガナ) _____

氏 名 _____

TEL _____ F _____

次のとおり、浄化槽を廃止して下水道に接続しますので、浄化槽廃止工事補助金の交付を申請します。

なお、補助金の受領については、下記金融機関口座に振込を依頼します。

施 工 場 所	名古屋市 区				
浄化槽接続戸数	戸		対象大便器数	個	
受 取 口 座	金 融 機 関	銀行・金庫 農協・組合 店			
	預 金 種 別	普通 当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義				
※検 査 年 月 日					
※浄化槽接続戸数					
※補 助 金 額					

- 記入上の注意
- 1 供用開始日が不明の場合には、お問い合わせ下さい。
 - 2 ※印の欄には記入しないで下さい。
 - 3 振込先は株式会社ゆうちょ銀行の口座を除きます。
 - 4 振込先は申請者名義の口座に限ります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の水洗便所の築造に関する条例施行規程又は名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程（以下「改正前各規程」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の水洗便所の築造に関する条例施行規程又は名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程（以下「改正後各規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前各規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 4 名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部を改正する規程（令和 2 年名古屋市上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

名古屋市交通局管理規程第 24 号

名古屋市交通局公印取扱規程等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 30 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

(名古屋市交通局公印取扱規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市交通局公印取扱規程（昭和 29 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「様式第 1 号による公印使用認可簿に必要事項を記載し、これと」を削り、「得た後に」の次に「様式第 1 号による公印使用記録簿に必要事項を記載し、公印を」を加える。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号

公 印 使 用 記 録 簿

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中 「

受領者		
課名	印	

」を「

受領者 所 属	受領 者名
------------	----------

」に改める。

第6号様式中 「

	課長	印
--	----	---

」を

「

	課長
--	----

」に改める。

(名古屋市交通局聴聞規程の一部改正)

第3条 名古屋市交通局聴聞規程（平成6年名古屋市交通局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印し」を削る。

(交通局職員の服務の宣誓実施規程の一部改正)

第4条 交通局職員の服務の宣誓実施規程（昭和29年名古屋市交通局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「印をおし」を削る。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第5条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1を次のように改める。

別記様式第 1

[illegible]

備考 添付すべき書類は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--|
| 第2条第1号及び第2号 | その交通機関を所管する会社の証明書 |
| 〃 第4号 | 官公所の罹災証明書又は被災証明書 |
| 〃 第7号の2 | 職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第7条に規定する部分休業に準じる |
| 〃 第8号 | 医師の診断書 |
| 〃 第9号 | 医師の診断書、薬袋又は医療機関が発行する職免取得日の領収書 |
| 〃 第9号の2 | 医師の診断書、薬袋又は医療機関等が発行する職免取得日の領収書等 |
| 〃 第9号の2の2 | 勤務時間規程第16条の2に規定する介護休暇に準じる |
| 〃 第9号の3及び第10号 | 医師の出産証明書又は母子手帳 |
| 〃 第11号及び第12号 | 母子手帳又は医師の診断書 |
| 〃 第16号 | 公の機関からの呼出状又は通知書の写し |

別記様式第 2 中「㊟」を削る。

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第 6 条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和 5 5 年
名古屋市交通局管理規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 から別記様式第 5 の 2 までを次のように改める。

別記
様式第1

年 月 日から 年 月 日まで		振替命令簿		(補職名)	(氏名)			
番号	命令月日	命令権者印		整理 確認欄	勤務を命ずる 日及び時間	勤務の内容	変更後の週休日 及び時間帯	備考
	月 日				月 日 時 分から 時 分まで		年 月 日 午前・午後・1日	
							年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日				月 日 時 分から 時 分まで		年 月 日 午前・午後・1日	
							年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日				月 日 時 分から 時 分まで		年 月 日 午前・午後・1日	
							年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	
	月 日						年 月 日 午前・午後・1日	

- (注)
- 1 番号欄には、通し番号を記入するものとし、一の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更（以下「振替え等」という。）が5回以上にわたる場合は、別の番号欄に同一の番号を記入すること。
 - 2 振替え等をしてその勤務を免除することができた場合には、その旨を備考欄に記入すること。
 - 3 振替え等を行うことができず、超過勤務手当の支給の精算を行わなければならない場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式第1の2

休 日 勤 務 免 除 簿

[illegible]

様式第2

[illegible]

様式第3

課（公所）長	係	長	係

休 暇 請 求 書			
年 月 日			
所 属 長 様			
所 属			
補職名			
氏 名			
勤務時間及び休暇に関する規程により、下記のとおり 休暇			
() を請求します。			
記			
年 月 日 から			
計 日			
年 月 日 まで			
備考			

- 備考
- 1 代日休暇を請求するにあたっては、かっこ内に代日休暇に代えられる超過勤務又は休日勤務の時間を記入する。
 - 2 特別休暇を請求するにあたっては、かっこ内に様式第7の備考第1項に掲げる記号を記入し、同様式の備考第4項に掲げる書類を添付する。

様式第4

年 月 日から 年 月 日まで			年 次 休 暇 簿 (1日又は半日単位)		(補職名)		(氏 名)				
日 数			繰り越した分 日 本 年 度 分 日								
承認印			整理者 確認欄	期 間				計	備 考		
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	
				月 日	午前 午後	から	月 日	午前 午後	まで	日	

(注) 時間年休を取得する場合には、期間欄に斜線を引き、計欄に1単位に相当する日数を記入し、備考欄に「繰越分から時間年休取得」と記入すること。

様式第4の2

年 月 日 年 月 日			年次休暇簿 (時間単位) 本年度分・繰越分		(補職名)		(氏名)	
付 与 時 間 (繰り越した分____時間)				時間 (付与日 : 年 月 日)				
				時間 (付与日 : 年 月 日)				
				時間 (付与日 : 年 月 日)				
				時間 (付与日 : 年 月 日)				
				時間 (付与日 : 年 月 日)				
承認印		整理者 確認欄	期 間				計	備考
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	
				月 日	時 時	分から 分まで	時間	

- (注)
- 1 時間年休を付与された場合には、付与時間欄にその日付を記入すること。
 - 2 本年度分と繰越分は別々の年次休暇簿で管理すること。
 - 3 繰り越した分がある場合には、繰越分の年次休暇簿として使用すること。

様式第5

休 暇 等 承 認 簿

[illegible]

休 暇 等 承 認 簿

三
月
年

[illegible]

別記様式第 7 から別記様式第 1 0 までを次のように改める。

様式第7

特別休暇簿（1日単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)		(補職名)		(氏 名)	
承認印			整理者 確認欄	区 分	期 間		計	備 考
					月 月	日から 日まで		
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	
					月 月	日から 日まで	日	

- 備考 1 区分欄には、規程第16条第1号の場合は「妊障」、同条第2号の場合は「出産」、同条第3号の場合は「生理」、同条第4号の場合は「結婚」、同条第5号の場合は「忌引」、同条第6号の場合は「ボランティア」の記号をそれぞれ記入すること。
- 2 規程第16条第2号のうち多胎妊娠の場合はその旨を、同条第5号の場合は死亡した親族の続柄をそれぞれ備考欄に記入すること。
- 3 規程第16条第4号の場合を除き、期間中における週休日及び休日の日数は、計の日数に含めること。この場合、備考欄に週休日及び休日を何日含む旨を記入すること。
- 4 添付すべき書類は、次のとおりとする。

規程第16条第1号	医師の診断書又は母子手帳
〃 第2号	医師の出産予定証明書及び出産証明書又は母子手帳の 出生届出済証明
〃 第4号	仲人の証明書又はこれに準ずるもの
〃 第5号	抹消後の戸籍謄本及び職員との関係を示す戸籍抄本

様式第7の2

特別休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏 名)		
承認印			整理者 確認欄	期 間		計	備 考
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	
				月 日	時 時 分から 分 分 まで	時間	

備考 1 期間中における週休日及び休日の日数は、計に含めること。この場合、備考欄に週休日及び休日を何日含む旨を記入すること。

2 添付すべき書類は、次のとおりとする。

医師の診断書又は母子手帳

様式第 8

(第 1 面)
介護休暇簿

(所属名)		(職員番号)	(氏名)
※要介護者に関する事項	氏名	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄		
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指定期間の申出・指定			
決裁欄	※申出の期間	※申出日	期間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	月 日
備考			

指定期間の延長・短縮			
決裁欄	※延長・短縮後の末日 (年 月 日から)	※申出日	延長・短縮後の期間
	年 月 日まで	年 月 日	月 日
備考			

(※印の欄は職員が記入する。)

(第2面)

介護休暇の請求・承認										
承認印			※請求の期間				日・時間数	※請求年月日	承認の可否	備考
			年 月 日	半日	時間	日・時間数				
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
			年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 ～ 時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	

(※印の欄は職員が記入する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等									
承認印			※休暇の取消し等の期間					備考	
			年月日	平日	時間	日・時間数			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分 時 分	日 時			

(※印の欄は職員が記入する。)

様式第 9

年 月 日 から 年 月 日 まで		無 給 休 暇 簿 (1日又は半日単位)		(補職名)		(氏 名)	
日 数		30日					
承 認	印	整理者 確認欄	期	間	計	従 事 業 務 の 内 容	備 考
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	
			月 日	午前 午後	から まで	日	

(注) 時間単位で取得する場合には、期間欄に斜線を引き、計欄に「1日」と、備考欄に「時間単位で取得」と記入すること。

様式第10

年 月 日 から 年 月 日まで		無給休暇簿 (時間単位)		(補職名)		(氏名)	
付 与 時 間		期 間		計	従 事 業 務 の 内 容	備 考	
承 認 印	整理者 確認欄	月 日	時 分				
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			
				時間			

(注) 時間単位の無給休暇を付与された場合には、付与時間欄にその日付を記入すること。

(出勤簿処理規程の一部改正)

第7条 出勤簿処理規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「印を押さ」を「記録し」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「印を押す」を「記録する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第3項中「職員が押した印の上に」を削り、「表示をする」を「表示を加える」に、「表示はしない」を「表示は加えない」に改める。

(管理職員特別勤務手当規程の一部改正)

第8条 管理職員特別勤務手当規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

年 月 分

管 理 職 員 特 別 勤 務 実 績 簿

補 職 名	氏 名 ・ 職 員 番 号

勤務日	曜日	勤務時間	勤務内容	週休日の振替え を行えない理由	控除時間	管理職員 特別勤務
		時 分 時 分			時間 分 	時間 分
		時 分 時 分			時間 分 	時間 分
		時 分 時 分			時間 分 	時間 分
		時 分 時 分			時間 分 	時間 分
		時 分 時 分			時間 分 	時間 分
		時 分 時 分			時間 分 	時間 分

回 数			
0.50	1.00	1.50	平日

(名古屋市交通局契約規程の一部改正)

第9条 名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第53条第5項中「のうえこれに記名押印」を削る。

第57条第1項中「、これに記名押印し」を削り、同条第2項中「のうえ、これに記名押印」を削る。

(名古屋市交通局会計規程の一部改正)

第10条 名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「、当該締切欄下に前任者又は引継事務代行者及び後任者がそれぞれ記名押印し」を削る。

第44条の2を削る。

第47条の2第4項を削る。

第52条の見出し中「印」を削り、同条第1項中「委任状に押したものと同一の印鑑を使用した」を削り、同条第2項を削る。

第57条の2中「において記名押印した」を「から」に改める。

第73条の4第2項を削る。

様式第16号中

「

				課長	係長	係
引 継 年 月 日		取 得 担当課	課			
異動報告 年 月 日		受 入 担当課 異 動 発生課	課			

を

」

「

引 継 年 月 日		取 得 担当課	課
異動報告 年 月 日		受 入 担当課 異 動 発生課	課

に改める。

」

様式第 2 7 号、様式第 3 2 号から様式第 3 4 号の 2 までの様式中「㊞」又は「印」を削る。

様式第 3 5 号中

「

請求領収委任状	取 扱	
保 管	責任者	

を削る。

(印鑑不鮮明なものは受領できませんから御注意下さい)

」

様式第 3 6 号を次のように改める。

取引先登録申込書 (新規・変更・取消)

申込者控は、コピーをお渡しします。

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

[illegible]

(変更 : 年 月 日以降)

ご連絡先	ご担当者	
	部署名・電話番号	

入力済

登録番号

以上の件について登録してください。

また、交通局から受ける支払金は銀行口座振替での支払いを希望するので下記によりあわせて登録してください。

福

- 1 年 月 日以降交通局との取引発生分の支払金について、本申込書記載の預金口座へ振り込んでください。
- 2 領収書は銀行の振込お引受書又は当座口振込引受書をもって代えさせていただきます。

添付書類
新規登録または振込口座の変更の場合は通帳表紙の裏側の写しなど、
振込口座の金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるものを添付してください。

様式第 3 9 号、様式第 4 1 号から様式第 4 4 号まで、様式第 5 0 号、様式第 5 4 号及び様式第 5 5 号中「㊟」又は「印」を削る。

様式第 5 8 号を次のように改める。

様式第58号

小切手帳使用簿

[illegible]

様式第 6 9 号を次のように改める。

年 月 日

物 品 返 納 書

品 名	規 格	数 量	単 位	摘 要

様式第 70 号中

「		
物品出納職	物品副出納職	係
」		

を削る。

様式第 75 号中

「		
課長級	係長級	
」		

を削る。

（小切手取扱規程の一部改正）

第 11 条 小切手取扱規程（昭和 39 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、認印を押さ」を削る。

（高速電車乗車料条例施行規程の一部改正）

第 12 条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 69 条第 2 号の様式中「印」を削る。

（拾得物取扱規程の一部改正）

第 13 条 拾得物取扱規程（昭和 30 年名古屋市交通局管理規程第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号中「押印又は」及び「（遺失者からその氏名を証するに足りる書面の提示があった場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市交通局公印取扱規程、名古屋市情報あんしん条例施行規程、職務に専念する義務の免除基準に関する規程、勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程、出勤簿処理規程、管理職員特別勤務手当規程、名古屋市交通局会計規程（様式第34号から様式第36号まで、様式第39号、様式第41号、様式第44号、様式第50号、様式第54号及び様式第55号に係る部分に限る。以下同じ。）、高速電車乗車料条例施行規程及び拾得物取扱規程に基づいて作成され又は作成され使用されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市交通局公印取扱規程、名古屋市情報あんしん条例施行規程、職務に専念する義務の免除基準に関する規程、勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程、出勤簿処理規程、管理職員特別勤務手当規程、名古屋市交通局会計規程、高速電車乗車料条例施行規程及び拾得物取扱規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、新規程に基づいて作成されたものとみなして、必要な修正を加え使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第 25 号

会計年度任用職員就業規程等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 30 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

(会計年度任用職員就業規程の一部改正)

第 1 条 会計年度任用職員就業規程（令和 2 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「210, 750 円」を「210, 250 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2 保健指導員給料表

職務の級 号 給	1 級
	給料月額
1	150,500
2	151,700
3	152,800
4	153,900
5	155,000
6	156,500
7	158,000
8	159,500
9	160,900
10	162,700
11	164,500
12	166,300
13	168,100
14	171,100
15	174,000
16	176,900
17	179,800
18	181,400
19	183,000
20	184,500
21	186,000
22	187,000
23	188,000
24	189,000
25	189,900
26	190,900
27	191,900
28	192,900
29	193,800
30	194,800
31	195,800
32	196,800
33	197,700
34	198,700
35	199,700
36	200,700
37	201,600
38	202,600
39	203,600
40	204,600
41	205,500
42	206,500
43	207,500
44	208,400

円

45	209,300
46	210,300
47	211,300
48	212,200
49	213,100
50	214,100
51	215,100
52	216,000
53	216,900
54	217,700
55	218,500
56	219,300
57	220,100
58	220,900
59	221,700
60	222,500
61	223,300
62	224,100
63	224,900
64	225,700
65	226,500
66	227,300
67	228,100
68	228,900
69	229,600
70	230,400
71	231,200
72	232,000
73	232,700
74	233,300
75	233,900
76	234,400
77	234,900
78	235,400
79	235,900
80	236,300
81	236,700
82	237,200
83	237,600
84	238,000
85	238,400
86	238,900
87	239,300
88	239,700
89	240,100

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の130」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の110」を「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同条第4項中「100分の130」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「1,000分の725」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の725」に、「100分の110」を「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」に改める。

附則第16項第1号中「（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を削り、「1,000分の304」を「1,000分の301」に改め、同項第2号中「（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を削り、「1,000分の186」を「1,000分の183」に改め、同項第3号中「（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を削り、「1,000分の121」を「1,000分の117」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 企業職給料表(4)

号	職務の級	1 級
	給	給料月額
		円
1		129,800
2		131,300
3		132,800
4		134,200
5		135,600
6		137,100
7		138,500
8		139,900
9		141,300
1 0		142,800
1 1		144,300
1 2		145,700
1 3		147,100
1 4		148,600
1 5		150,100
1 6		151,500
1 7		152,900
1 8		154,400
1 9		155,900
2 0		157,300
2 1		158,700
2 2		160,200
2 3		161,600
2 4		163,000
2 5		164,400
2 6		165,900
2 7		167,300
2 8		168,700
2 9		170,100

3 0	171,600
3 1	173,000
3 2	174,400
3 3	175,800
3 4	177,200
3 5	178,600
3 6	180,000
3 7	181,400
3 8	182,700
3 9	184,000
4 0	185,300
4 1	186,500
4 2	187,500
4 3	188,400
4 4	189,300
4 5	190,200
4 6	191,100
4 7	192,000
4 8	192,900
4 9	193,700
5 0	194,700
5 1	195,700
5 2	196,700
5 3	197,700
5 4	198,800
5 5	199,900
5 6	200,900
5 7	201,900
5 8	203,000
5 9	204,100
6 0	205,100
6 1	206,100

6 2	207,300
6 3	208,400
6 4	209,500
6 5	210,600
6 6	211,800
6 7	212,900
6 8	214,000
6 9	215,100
7 0	216,200
7 1	217,300
7 2	218,400
7 3	219,400
7 4	220,600
7 5	221,700
7 6	222,800
7 7	223,900
7 8	225,100
7 9	226,200
8 0	227,300
8 1	228,400
8 2	229,600
8 3	230,700
8 4	231,800
8 5	232,900
8 6	233,900
8 7	234,900
8 8	235,900
8 9	236,900
9 0	237,900
9 1	238,900
9 2	239,800
9 3	240,700

9 4	241,600
9 5	242,500
9 6	243,400
9 7	244,300
9 8	245,100
9 9	245,900
1 0 0	246,700
1 0 1	247,400
1 0 2	247,900
1 0 3	248,400
1 0 4	248,900
1 0 5	249,400
1 0 6	249,900
1 0 7	250,400
1 0 8	250,900
1 0 9	251,300
1 1 0	251,700
1 1 1	252,100
1 1 2	252,500
1 1 3	252,900
1 1 4	253,300
1 1 5	253,600
1 1 6	253,900
1 1 7	254,200
1 1 8	254,500
1 1 9	254,800
1 2 0	255,100
1 2 1	255,400
1 2 2	255,700
1 2 3	256,000

備考 この給料表は、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員に適用する。

別表第 6 を次のように改める。

別表第6 企業職給料表(6)

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	1 3 7, 9 0 0 円
2 級	1 7 2, 2 0 0
3 級	2 1 2, 8 0 0
4 級	2 4 1, 6 0 0 (2 5 7, 2 0 0)
5 級	2 6 3, 5 0 0
6 級	2 7 0, 7 0 0
7 級	2 7 7, 9 0 0 (2 9 5, 9 0 0)
8 級	3 2 6, 3 0 0 (3 5 6, 1 0 0)
9 級	4 0 2, 9 0 0

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

別記様式第 1 号から別記様式第 2 号の 2 までを次のように改める。

[illegible]

別記様式第1号の2

週休日勤務等記録簿

印		勤務日	曜 日	勤務した時間	勤務時間 (控除時間)	振替命令 簿番号	翌週以降に 振替えた時間	週40時間 との調整	週超過勤務	年 月 分		補職名		氏 名		従事事務内容	備考
										課長	係長	超 5.00～22.00	過 22.00～5.00	超 過	勤 務		
			土	時 分から	時間 分		時間 分	－ 1 時間 15分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			日	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分 ± 0 時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			土	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			日	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分 ± 0 時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			土	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			日	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分 ± 0 時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			土	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			日	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分 ± 0 時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			土	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			日	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分 ± 0 時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			土	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
			日	時 分から	時間 分			－ 1 時間 15分 ± 0 時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分					
										超 勤 小 計		①	②				
										合 計	時間	時間外等勤務 記録簿へ再掲		時間外等勤務 記録簿へ再掲			

簿算精當手務勤過超週

氏名

1

時間外等 勤務記録 簿～再掲	100/100 時間	超過勤務手当-休日出勤手当 時間
----------------------	---------------	---------------------

別記様式第2号

給 与 減 額 整 理 簿

(年 月分)

補職名	氏名		所属		
給与減額となる時間			減額理由	減 額 す る 累 計 時 間 (日数)	
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			
日	時	分から		(日)	時間 分
日	時	分まで			

注 「減額する累計時間（日数）」の欄は、重ねて減額すべき場合には、先に減額した時間（日数）との合計時間（日数）をその都度記入すること。

別記様式第2号の2

給 与 減 額 整 理 簿

(年度分)

補 職 名	氏名	所属

月	1日の正規の 勤務時間(ア)	職務を免除された 日数(イ)	職務を免除された 時間(ウ) = (ア) × (イ)	給与を減額する時間 (エ) = (ウ) × 20/100
	時間 分	日	時間 分	時間
	時間 分	日	時間 分	時間
	時間 分	日	時間 分	時間
	時間 分	日	時間 分	時間
	時間 分	日	時間 分	時間
	時間 分	日	時間 分	時間

注 給与を減額する時間(エ)の計算に当たっては、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

第3条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の1,275」に、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,075」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「1,000分の1,275」に改め、「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,075」に改める。

附則第16項第3項中「1,000分の117」を「1,000分の118」に改める。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正）

第4条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2初任給表4企業職給料表(4)中「144,700円」を「144,300円」に改める。

（期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正）

第5条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号イ中「同条例第22条に該当する臨時の職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）のうち一会計年度内における任期が6月未満である者（以下「任期6月未満の会計年度任用職員」という。）」に改め、同号ウ中「同条例第14条に該当する臨時の職員」を「任期6月未満の会計年度任用職員」に改める。

第5条及び第10条第1項第2号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日の属する月の翌月の初日（発布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第3条並びに附則第8項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
（最高号給を超える給料月額等の切替え）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額は、別に定める。
（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 令和2年12月に支給する職員の期末手当の額は、第2条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給与規程」という。）第35条第2項、第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項から第7項まで若しくは第43条から第44条の2まで、第46条、第46条の2、第47条の2若しくは第48条又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第5条の3若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第4条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 令和2年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（改正後給与規程第20条の2第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に10,000分の24を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に、次項に定める月数（以下「特定月数」という。）を乗じて得た額
 - (2) 令和2年6月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に10,000分の24を乗じて得た額
- 4 特定月数は、令和2年4月から発布の日の属する月（発布の日が月の初日で

あるときは、その前月）までの月数から、第１号、第２号又は第４号に掲げる期間のある月の数及び第３号又は第５号に掲げる期間のある月（第１号、第２号又は第４号に掲げる期間のある月を除く。）のうち当該月について支給された給料の額が月例給調整基礎額に満たないものの数を減じた月数とする。

(1) 第２条の規定による改正前の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正前給与規程」という。）の適用を受ける職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条第２項又は職員分限条例（昭和２６年名古屋市条例第４９号）第２条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）第６条第１項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和６３年名古屋市条例第１号）第２条第１項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年名古屋市条例第５２号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第２条第１項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条（同法第３条第３項において準用する場合を含む。）の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、配偶者同行休業期間（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年名古屋市条例第６６号）第２条第１項（同条例第５条第３項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２８年名古屋市条例第４号）第２条第１項（同条例第６条第３項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）。ただし、公務（公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第１０条第２項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第１０条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務を含む。）又は通

勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤（職員派遣された職員（公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。）及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤）をいう。）に起因する負傷若しくは疾病により休職にされていた期間を除く。

(3) 減給又は停職の期間（地方公務員法第29条の規定により減給にされ、又は停職にされていた期間をいう。）

(4) 改正前給与規程第39条第1項の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）第16条の2の規定による介護休暇の承認若しくは同規程第16条の3の規定による無給休暇の承認若しくは職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第9号）第4条第1項の規定による部分休業の承認を受けたこと若しくは職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）第2条第7号の2若しくは第9号の2の2の規定による職務に専念する義務の免除の承認を受けたこと若しくは改正前給与規程第39条第1項に規定する別に定める場合に該当したことにより給与を減額された期間又は改正前給与規程第39条第2項の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

5 月例給調整基礎額又は附則第3項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 会計年度任用職員就業規程の適用を受ける者の令和2年12月に支給する期末手当については、会計年度任用職員就業規程第31条第2項の規定にかかわらず、附則第3項から第5項までの規定は適用しない。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

7 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成26年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1, 000分の304」を「1, 000分の301」に、
「1, 000分の243」を「1, 000分の238」に、「1, 000分の186」を「1, 000分の183」に、「100分の12」を「1, 000

分の115」に、「1,000分の121」を「1,000分の117」に、
「1,000分の52」を「1,000分の48」に改める。
附則別表を次のように改める。

附則別表

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	1 3 1, 1 0 0 円
2 級	1 6 3, 7 0 0
3 級	1 9 9, 7 0 0
4 級	2 3 0, 2 0 0 (2 4 3, 5 0 0)
5 級	2 5 0, 6 0 0
6 級	2 5 7, 4 0 0
7 級	2 6 4, 1 0 0 (2 8 1, 3 0 0)
8 級	3 1 0, 1 0 0 (3 3 8, 6 0 0)
9 級	3 8 2, 9 0 0

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

- 8 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成26年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の238」を「100分の24」に、「1,000分の115」を「1,000分の116」に、「1,000分の117」を「1,000分の118」に改める。

- 9 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成28年名古屋市交通局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第 1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	156,900	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	322,500 (370,100)	393,700	413,000
2	143,100	158,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	325,300 (372,800)	396,900	416,500
3	144,200	159,300	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,100 (375,400)	400,100	420,000
4	145,200	160,500	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	330,900 (378,000)	403,200	423,500
5	146,200	161,600	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	333,600 (380,600)	406,300	427,000
6	147,300	163,300	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,300 (383,000)	409,500	430,700
7	148,400	164,900	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	339,000 (385,400)	412,600	434,400
8	149,500	166,500	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,600 (387,700)	415,700	438,000
9	150,500	168,100	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	344,200 (390,000)	418,800	441,600
10	151,700	171,100	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	346,600 (392,400)	421,900	445,200
11	152,800	174,000	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	349,000 (394,800)	425,000	448,700
12	153,900	176,900	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	351,400 (397,100)	428,100	452,200
13	155,000	179,800	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	353,700 (399,400)	431,200	455,700
14	156,500	181,500	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	356,000 (401,400)	434,200	459,200
15	158,000	183,100	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	358,300 (403,400)	437,200	462,700
16	159,500	184,700	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	360,600 (405,300)	440,200	466,200
17	160,900	186,300	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	362,900 (407,200)	443,100	469,700
18	162,700	187,900	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	365,100 (408,900)	445,900	473,200
19	164,500	189,500	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	367,300 (410,600)	448,700	476,700
20	166,300	191,100	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	369,500 (412,300)	451,500	480,100
21	168,100	192,700	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,600 (414,000)	454,200	483,500
22	171,100	194,300	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,700 (415,300)	456,800	486,800
23	174,000	195,900	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,800 (416,600)	459,400	490,000
24	176,900	197,500	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,900 (417,900)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	380,000 (419,100)	464,400	496,400
26	181,400	200,700	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	382,100 (420,400)	466,500	499,500
27	183,000	202,300	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	384,100 (421,700)	468,600	502,600
28	184,500	203,900	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	386,100 (422,900)	470,700	505,700
29	186,000	205,500	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	388,100 (424,100)	472,800	508,800
30	187,000	207,100	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,800 (425,400)	474,800	512,000
31	188,000	208,700	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,400 (426,600)	476,800	515,100
32	189,000	210,300	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	393,000 (427,800)	478,700	518,200
33	189,900	211,900	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,600 (429,000)	480,600	521,300
34	190,900	213,500	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	396,000 (430,100)	482,200	524,400
35	191,900	215,100	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,400 (431,200)	483,800	527,500
36	192,900	216,700	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,800 (432,300)	485,400	530,500
37	193,800	218,300	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100 (433,300)	486,900	533,500
38	194,800	219,900	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,300 (434,100)	488,300	536,300
39	195,800	221,500	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,500 (434,900)	489,700	539,100
40	196,800	223,100	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,700 (435,600)	491,100	541,900

4 1	197, 700	224, 600	287, 500	308, 900	327, 200	355, 900 (391, 900)	404, 900 (436, 300)	492, 500	544, 700
4 2	198, 700	226, 200	289, 400	310, 800	329, 300	357, 700 (393, 300)	405, 900 (437, 100)	493, 900	547, 500
4 3	199, 700	227, 800	291, 300	312, 700	331, 300	359, 400 (394, 600)	406, 900 (437, 900)	495, 300	550, 300
4 4	200, 700	229, 400	293, 200	314, 500	333, 300	361, 100 (395, 900)	407, 800 (438, 600)	496, 700	553, 100
4 5	201, 600	231, 000	295, 000	316, 300	335, 300	362, 800 (397, 200)	408, 700 (439, 300)	498, 100	555, 800
4 6	202, 600	232, 600	296, 900	318, 200	337, 100	364, 600 (398, 200)	409, 600 (440, 100)	499, 300	558, 700
4 7	203, 600	234, 200	298, 700	320, 000	338, 900	366, 400 (399, 200)	410, 500 (440, 800)	500, 500	561, 500
4 8	204, 600	235, 800	300, 500	321, 800	340, 700	368, 100 (400, 200)	411, 400 (441, 500)	501, 600	564, 300
4 9	205, 500	237, 400	302, 300	323, 600	342, 500	369, 800 (401, 200)	412, 300 (442, 200)	502, 700	567, 100
5 0	206, 500	239, 000	304, 100	325, 500	344, 300	371, 100 (401, 900)	413, 100 (443, 000)	503, 900	570, 000
5 1	207, 500	240, 600	305, 900	327, 300	346, 100	372, 400 (402, 600)	413, 900 (443, 800)	505, 100	572, 800
5 2	208, 400	242, 200	307, 700	329, 100	347, 900	373, 600 (403, 300)	414, 600 (444, 500)	506, 300	575, 600
5 3	209, 300	243, 800	309, 500	330, 900	349, 600	374, 800 (404, 000)	415, 300 (445, 200)	507, 400	578, 400
5 4	210, 300	245, 400	311, 200	332, 400	350, 800	376, 000 (404, 700)	416, 100 (446, 000)	508, 600	581, 200
5 5	211, 300	247, 000	312, 900	333, 800	352, 000	377, 100 (405, 400)	416, 900 (446, 700)	509, 800	584, 000
5 6	212, 200	248, 600	314, 600	335, 200	353, 100	378, 200 (406, 100)	417, 600 (447, 400)	511, 000	586, 800
5 7	213, 100	250, 200	316, 200	336, 600	354, 200	379, 300 (406, 800)	418, 300 (448, 100)	512, 200	589, 500
5 8	214, 100	251, 800	317, 700	337, 700	355, 700	380, 200 (407, 500)	419, 000 (448, 900)	513, 400	592, 400
5 9	215, 100	253, 400	319, 200	338, 700	357, 200	381, 100 (408, 200)	419, 700 (449, 700)	514, 600	595, 200
6 0	216, 000	255, 000	320, 700	339, 700	358, 700	382, 000 (408, 900)	420, 400 (450, 400)	515, 800	598, 000
6 1	216, 900	256, 600	322, 100	340, 700	360, 100	382, 800 (409, 500)	421, 100 (451, 100)	517, 000	600, 800
6 2	217, 700	258, 200	323, 500	341, 700	361, 100	383, 500 (410, 200)	421, 900 (451, 900)		
6 3	218, 500	259, 800	324, 900	342, 700	362, 100	384, 200 (410, 900)	422, 700 (452, 600)		
6 4	219, 300	261, 300	326, 300	343, 700	363, 100	384, 900 (411, 600)	423, 400 (453, 300)		
6 5	220, 100	262, 800	327, 700	344, 700	364, 000	385, 600 (412, 300)	424, 100 (454, 000)	517, 000	600, 800
6 6	220, 900	263, 800	329, 000	345, 400	364, 900	386, 300 (413, 000)	424, 900 (454, 800)		
6 7	221, 700	264, 800	330, 300	346, 000	365, 700	387, 000 (413, 700)	425, 600 (455, 500)		
6 8	222, 500	265, 800	331, 600	346, 600	366, 500	387, 700 (414, 400)	426, 300 (456, 200)		
6 9	223, 300	266, 700	332, 800	347, 200	367, 300	388, 300 (415, 100)	427, 000 (456, 900)	517, 000	600, 800
7 0	224, 100	267, 700	333, 900	347, 900	368, 000	389, 000 (415, 800)	427, 800 (457, 700)		
7 1	224, 900	268, 700	335, 000	348, 600	368, 700	389, 700 (416, 500)	428, 500 (458, 400)		
7 2	225, 700	269, 700	336, 100	349, 300	369, 400	390, 400 (417, 200)	429, 200 (459, 100)		
7 3	226, 500	270, 600	337, 100	350, 000	370, 100	391, 100 (417, 900)	429, 900 (459, 800)	517, 000	600, 800
7 4	227, 300	271, 500	337, 800	350, 700	370, 800	391, 800 (418, 600)	430, 700 (460, 600)		
7 5	228, 100	272, 400	338, 500	351, 400	371, 500	392, 500 (419, 300)	431, 400 (461, 300)		
7 6	228, 900	273, 300	339, 100	352, 000	372, 200	393, 200 (419, 900)	432, 100 (462, 000)		
7 7	229, 600	274, 200	339, 700	352, 600	372, 900	393, 900 (420, 500)	432, 800 (462, 700)	517, 000	600, 800
7 8	230, 400	275, 100	340, 500	353, 300	373, 600	394, 600 (421, 200)	433, 500 (463, 500)		
7 9	231, 200	276, 000	341, 300	354, 000	374, 300	395, 300 (421, 900)	434, 200 (464, 300)		
8 0	232, 000	276, 800	342, 100	354, 600	375, 000	396, 000 (422, 600)	434, 900 (465, 000)		
8 1	232, 700	277, 600	342, 800	355, 200	375, 600	396, 700 (423, 300)	435, 600 (465, 700)	517, 000	600, 800
8 2	233, 300	278, 500	343, 500	355, 900	376, 300	397, 400 (424, 000)	436, 400		
8 3	233, 900	279, 400	344, 100	356, 600	377, 000	398, 100 (424, 700)	437, 100		
8 4	234, 400	280, 200	344, 700	357, 200	377, 700	398, 800 (425, 400)	437, 800		

8 5	234, 900	281, 000	345, 300	357, 800	378, 400	399, 400 (426, 000)	438, 500
8 6	235, 400	281, 800	345, 900	358, 500	379, 100	400, 100 (426, 700)	439, 300
8 7	235, 900	282, 600	346, 500	359, 200	379, 800	400, 800 (427, 400)	440, 000
8 8	236, 300	283, 400	347, 100	359, 800	380, 500	401, 500 (428, 000)	440, 700
8 9	236, 700	284, 100	347, 600	360, 400	381, 100	402, 200 (428, 600)	441, 400
9 0	237, 200	284, 800	348, 200	361, 100	381, 800	402, 900	442, 100
9 1	237, 600	285, 500	348, 800	361, 700	382, 500	403, 600	442, 800
9 2	238, 000	286, 200	349, 400	362, 300	383, 200	404, 300	443, 500
9 3	238, 400	286, 800	350, 000	362, 900	383, 900	405, 000	444, 200
9 4	238, 900	287, 500	350, 600	363, 600	384, 600	405, 700	445, 000
9 5	239, 300	288, 200	351, 100	364, 300	385, 300	406, 400	445, 700
9 6	239, 700	288, 900	351, 600	364, 900	386, 000	407, 100	446, 400
9 7	240, 100	289, 500	352, 100	365, 500	386, 600	407, 700	447, 100
9 8		290, 200	352, 700	366, 200	387, 300	408, 400	
9 9		290, 900	353, 200	366, 900	388, 000	409, 100	
1 0 0		291, 500	353, 700	367, 500	388, 700	409, 800	
1 0 1		292, 100	354, 200	368, 100	389, 400	410, 400	
1 0 2		292, 600	354, 800	368, 800	390, 100	411, 100	
1 0 3		293, 100	355, 300	369, 500	390, 800	411, 800	
1 0 4		293, 600	355, 800	370, 100	391, 500	412, 500	
1 0 5		294, 000	356, 300	370, 700	392, 200	413, 100	
1 0 6		294, 400	356, 900	371, 400	392, 900	413, 800	
1 0 7		294, 800	357, 400	372, 100	393, 600	414, 500	
1 0 8		295, 200	357, 900	372, 700	394, 300	415, 100	
1 0 9		295, 600	358, 400	373, 300	394, 900	415, 700	
1 1 0		296, 000	359, 000	374, 000	395, 600	416, 400	
1 1 1		296, 400	359, 500	374, 600	396, 300	417, 000	
1 1 2		296, 800	360, 000	375, 200	397, 000	417, 600	
1 1 3		297, 200	360, 500	375, 800	397, 700	418, 200	
1 1 4		297, 600	361, 100	376, 500	398, 400		
1 1 5		298, 000	361, 600	377, 200	399, 100		
1 1 6		298, 400	362, 100	377, 800	399, 800		
1 1 7		298, 800	362, 600	378, 400	400, 500		
1 1 8		299, 200	363, 200	379, 100	401, 200		
1 1 9		299, 600	363, 700	379, 700	401, 900		
1 2 0		300, 000	364, 200	380, 300	402, 500		
1 2 1		300, 300	364, 700	380, 900	403, 100		
1 2 2		300, 700		381, 600	403, 800		
1 2 3		301, 100		382, 300	404, 500		
1 2 4		301, 500		382, 900	405, 100		
1 2 5		301, 800		383, 500	405, 700		
1 2 6		302, 200		384, 200	406, 400		
1 2 7		302, 600		384, 900	407, 100		
1 2 8		302, 900		385, 500	407, 700		

1 2 9	303, 200	386, 100	408, 300				
1 3 0	303, 600	386, 800	409, 000				
1 3 1	304, 000	387, 400	409, 700				
1 3 2	304, 400	388, 000	410, 300				
1 3 3	304, 700	388, 600	410, 900				
1 3 4	305, 100	389, 300					
1 3 5	305, 500	389, 900					
1 3 6	305, 800	390, 500					
1 3 7	306, 100	391, 100					
1 3 8	306, 500	391, 800					
1 3 9	306, 800	392, 400					
1 4 0	307, 100	393, 000					
1 4 1	307, 400	393, 600					
1 4 2	307, 800	394, 300					
1 4 3	308, 100	394, 900					
1 4 4	308, 400	395, 500					
1 4 5	308, 700	396, 100					
1 4 6		396, 800					
1 4 7		397, 400					
1 4 8		398, 000					
1 4 9		398, 600					
1 5 0		399, 300					
1 5 1		399, 900					
1 5 2		400, 500					
1 5 3		401, 100					
1 5 4		401, 700					
1 5 5		402, 300					
1 5 6		402, 900					
1 5 7		403, 400					

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
2 この表の6級の1号給から8号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から8号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 企業職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	129,800	169,400	210,000	255,300	266,100
2	131,300	170,800	211,400	257,100	268,200
3	132,800	172,200	212,700	258,900	270,200
4	134,200	173,600	214,000	260,700	272,200
5	135,600	175,000	215,300	262,400	274,200
6	137,100	176,400	216,600	264,200	276,300
7	138,500	177,700	217,900	266,000	278,400
8	139,900	179,000	219,200	267,700	280,400
9	141,300	180,300	220,400	269,400	282,400
10	142,800	181,700	221,600	271,100	284,600
11	144,300	183,100	222,800	272,800	286,800
12	145,700	184,500	224,000	274,500	288,900
13	147,100	185,800	225,100	276,100	291,000
14	148,600	187,100	226,300	277,700	293,200
15	150,100	188,400	227,500	279,200	295,300
16	151,500	189,600	228,700	280,700	297,400
17	152,900	190,800	229,800	282,200	299,500
18	154,400	192,100	231,000	283,700	301,600
19	155,900	193,400	232,200	285,200	303,700
20	157,300	194,700	233,400	286,700	305,700
21	158,700	195,900	234,500	288,100	307,700
22	160,200	197,200	235,700	289,500	309,600
23	161,600	198,400	236,900	290,900	311,500
24	163,000	199,600	238,000	292,200	313,300
25	164,400	200,800	239,100	293,500	315,100
26	165,900	202,000	240,300	294,900	317,000
27	167,300	203,200	241,500	296,200	318,900
28	168,700	204,400	242,700	297,500	320,700
29	170,100	205,500	243,800	298,800	322,500
30	171,600	206,800	245,000	300,000	324,300
31	173,000	208,000	246,200	301,100	326,100
32	174,400	209,200	247,300	302,200	327,900
33	175,800	210,400	248,400	303,300	329,600
34	177,200	211,500	249,600	304,400	331,100
35	178,600	212,600	250,800	305,500	332,600
36	180,000	213,600	251,900	306,500	334,000

3 7	181, 400	214, 600	253, 000	307, 500	335, 400
3 8	182, 700	215, 800	254, 100	308, 600	336, 800
3 9	184, 000	217, 000	255, 200	309, 600	338, 200
4 0	185, 300	218, 200	256, 300	310, 600	339, 600
4 1	186, 500	219, 400	257, 300	311, 600	340, 900
4 2	187, 500	220, 700	258, 400	312, 700	341, 900
4 3	188, 400	221, 900	259, 500	313, 700	342, 900
4 4	189, 300	223, 100	260, 500	314, 700	343, 800
4 5	190, 200	224, 300	261, 500	315, 700	344, 700
4 6	191, 100	225, 600	262, 600	316, 700	345, 700
4 7	192, 000	226, 800	263, 700	317, 700	346, 700
4 8	192, 900	228, 000	264, 700	318, 700	347, 600
4 9	193, 700	229, 200	265, 700	319, 700	348, 500
5 0	194, 700	230, 400	266, 800	320, 600	349, 400
5 1	195, 700	231, 600	267, 800	321, 500	350, 200
5 2	196, 700	232, 800	268, 800	322, 400	351, 000
5 3	197, 700	233, 900	269, 800	323, 300	351, 800
5 4	198, 800	235, 100	270, 800	324, 100	352, 500
5 5	199, 900	236, 300	271, 800	324, 900	353, 100
5 6	200, 900	237, 500	272, 800	325, 700	353, 700
5 7	201, 900	238, 600	273, 700	326, 500	354, 300
5 8	203, 000	239, 800	274, 700	327, 300	354, 900
5 9	204, 100	241, 000	275, 700	328, 100	355, 400
6 0	205, 100	242, 100	276, 600	328, 900	355, 900
6 1	206, 100	243, 200	277, 500	329, 700	356, 400
6 2	207, 300	244, 400	278, 400	330, 500	357, 000
6 3	208, 400	245, 600	279, 300	331, 300	357, 500
6 4	209, 500	246, 800	280, 200	332, 000	358, 000
6 5	210, 600	247, 900	281, 100	332, 700	358, 500
6 6	211, 800	249, 000	282, 000	333, 200	359, 100
6 7	212, 900	250, 100	282, 900	333, 700	359, 600
6 8	214, 000	251, 200	283, 800	334, 200	360, 100
6 9	215, 100	252, 300	284, 700	334, 700	360, 600
7 0	216, 200	253, 400	285, 500	335, 200	361, 200
7 1	217, 300	254, 500	286, 300	335, 700	361, 800
7 2	218, 400	255, 600	287, 100	336, 200	362, 300
7 3	219, 400	256, 700	287, 800	336, 600	362, 800
7 4	220, 600	257, 800	288, 500	337, 100	363, 500
7 5	221, 700	258, 900	289, 200	337, 600	364, 200
7 6	222, 800	260, 000	289, 900	338, 100	364, 800

7 7	223, 900	261, 000	290, 600	338, 600	365, 400
7 8	225, 100	262, 100	291, 300	339, 100	366, 100
7 9	226, 200	263, 200	292, 000	339, 600	366, 700
8 0	227, 300	264, 200	292, 700	340, 100	367, 300
8 1	228, 400	265, 200	293, 300	340, 500	367, 900
8 2	229, 600	266, 200	294, 000	341, 000	368, 600
8 3	230, 700	267, 200	294, 700	341, 400	369, 300
8 4	231, 800	268, 200	295, 400	341, 800	369, 900
8 5	232, 900	269, 200	296, 100	342, 200	370, 500
8 6	233, 900	270, 100	296, 800	342, 700	371, 200
8 7	234, 900	271, 000	297, 400	343, 100	371, 900
8 8	235, 900	271, 800	298, 000	343, 500	372, 500
8 9	236, 900	272, 600	298, 600	343, 900	373, 100
9 0	237, 900	273, 400	299, 200	344, 400	373, 800
9 1	238, 900	274, 100	299, 800	344, 800	374, 500
9 2	239, 800	274, 800	300, 300	345, 200	375, 100
9 3	240, 700	275, 500	300, 800	345, 600	375, 700
9 4	241, 600	276, 200	301, 300	346, 100	376, 400
9 5	242, 500	276, 900	301, 700	346, 500	377, 100
9 6	243, 400	277, 600	302, 100	346, 900	377, 700
9 7	244, 300	278, 300	302, 500	347, 300	378, 300
9 8	245, 100	278, 800	302, 900	347, 800	378, 900
9 9	245, 900	279, 300	303, 300	348, 200	379, 500
1 0 0	246, 700	279, 800	303, 700	348, 600	380, 100
1 0 1	247, 400	280, 200	304, 100	349, 000	380, 700
1 0 2	247, 900	280, 700	304, 500	349, 500	381, 400
1 0 3	248, 400	281, 200	304, 900	349, 900	382, 100
1 0 4	248, 900	281, 700	305, 300	350, 300	382, 700
1 0 5	249, 400	282, 100	305, 600	350, 700	383, 300
1 0 6	249, 900	282, 600	306, 000	351, 200	384, 000
1 0 7	250, 400	283, 100	306, 400	351, 600	384, 700
1 0 8	250, 900	283, 600	306, 700	352, 000	385, 300
1 0 9	251, 300	284, 000	307, 000	352, 400	385, 900
1 1 0	251, 700	284, 500	307, 400	352, 900	386, 600
1 1 1	252, 100	285, 000	307, 800	353, 300	387, 300
1 1 2	252, 500	285, 400	308, 100	353, 700	387, 900
1 1 3	252, 900	285, 800	308, 400	354, 100	388, 500
1 1 4	253, 300	286, 300	308, 800	354, 600	389, 200
1 1 5	253, 600	286, 700	309, 200	355, 000	389, 800
1 1 6	253, 900	287, 100	309, 500	355, 400	390, 400

1 1 7	254, 200	287, 500	309, 800	355, 800	391, 000
1 1 8	254, 500	288, 000	310, 200	356, 300	391, 600
1 1 9	254, 800	288, 400	310, 600	356, 700	392, 200
1 2 0	255, 100	288, 800	310, 900	357, 100	392, 800
1 2 1	255, 400	289, 200	311, 200	357, 500	393, 300
1 2 2	255, 700	289, 600	311, 600	358, 000	394, 000
1 2 3	256, 000	290, 000	312, 000	358, 500	394, 700
1 2 4		290, 400	312, 300	359, 000	395, 300
1 2 5		290, 800	312, 600	359, 500	395, 900
1 2 6		291, 200	313, 000	360, 000	
1 2 7		291, 600	313, 400	360, 500	
1 2 8		291, 900	313, 700	361, 000	
1 2 9		292, 200	314, 000	361, 500	
1 3 0		292, 600	314, 400	362, 000	
1 3 1		293, 000	314, 800	362, 500	
1 3 2		293, 300	315, 100	363, 000	
1 3 3		293, 600	315, 400	363, 500	
1 3 4		293, 900	315, 800	364, 100	
1 3 5		294, 200	316, 200	364, 600	
1 3 6		294, 500	316, 500	365, 100	
1 3 7		294, 800	316, 800	365, 600	
1 3 8		295, 100	317, 200		
1 3 9		295, 400	317, 600		
1 4 0		295, 700	317, 900		
1 4 1		296, 000	318, 200		
1 4 2		296, 300	318, 600		
1 4 3		296, 600	319, 000		
1 4 4		296, 900	319, 300		
1 4 5		297, 200	319, 600		
1 4 6		297, 500	320, 000		
1 4 7		297, 800	320, 400		
1 4 8		298, 100	320, 700		
1 4 9		298, 400	321, 000		
1 5 0		298, 700	321, 400		
1 5 1		299, 000	321, 700		
1 5 2		299, 300	322, 000		
1 5 3		299, 500	322, 300		
1 5 4			322, 700		
1 5 5			323, 000		
1 5 6			323, 300		
1 5 7			323, 600		

備考 この給料表は、技術職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 補職名規程第3条第1項から第5項までに規定する補職名を冠する職員
- (2) 技師、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員

10 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成30年名古屋市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「183,500」を「183,000」に、「158,400」を「158,000」に、「148,800」を「148,400」に、「174,500」を「174,000」に、「144,600」を「144,200」に、「167,700」を「167,300」に、「150,500」を「150,100」に、「162,000」を「161,600」に、「156,300」を「155,900」に改める。

名古屋市交通局管理規程第 26 号

名古屋市交通局公有財産規程（昭和 52 年名古屋市交通局管理規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 30 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 6 条中「使用許可を受けようとする者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「別記様式」を「別記様式第 1」に改める。

第 8 条中「申請人」を「申請者」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項前段中「普通財産借受申請書」を「普通財産借受申込書」に改め、同項後段を削り、同条第 2 項中「申請書」を「申込書」に改める。

別記様式を削り、附則の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 1

行政財産使用許可申請書(新規・更新)	
年 月 日 (宛先)名古屋市交通局長 (申請者) 住所 フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日 (法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日) 裏面記載の事項を誓約し、次のとおり行政財産の使用許可を申請します。	
行政財産の名称又は種類	
所 在 地	
使用面積又は数量	
使用目的及び用途	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他参考となる事項 (使用の方法など)	

注 使用許可により暴力団を利することとなると認めるときは、使用許可をせず、又は既になした使用許可の取消しをします。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

- 備考
- 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載します。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 - 3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。
 - 4 図面を添付してください。(どこで、どのように使用するのかの図面)

別記様式第 2

普 通 財 産 借 受 申 込 書 (新 規 ・ 更 新)	
年 月 日 (宛先)名古屋市交通局長 (申込者) 住所 フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日 (法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日) 裏面記載の事項を誓約し、次のとおり普通財産の借受けを申し込みます。	
普通財産の名称又は種類	
所 在 地	
使 用 面 積 又 は 数 量	
使 用 目 的 及 び 用 途	
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
その他参考となる事項 (使用の方法など)	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

- 備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載します。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
- 3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。
- 4 図面を添付してください。(どこで、どのように使用するのかの図面)

附 則

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第23号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和 2年11月30日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第39条第 2項中「支給する時期ごとの割合は、 100分の 130」を「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の 130、12月に支給する場合においては 100分の 125」に、「 100分の 110」を「 6月に支給する場合においては 100分の 110、12月に支給する場合においては 100分の 105」に改め、同条第 3項中「 100分の 130」を「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の 130、12月に支給する場合においては 100分の 125」に、「 1,000分の 725」を「支給する時期ごとの割合は、 1,000分の 725」に、「 100分の 110」を「 6月に支給する場合においては 100分の 110、12月に支給する場合においては 100分の 105」に改める。

附則第 8項第 1号中「 1,000分の 304」を「 1,000分の 301」に改め、同項第 2号中「 1,000分の 186」を「 1,000分の 183」に改め、同項第 3号中「 1,000分の 121」を「 1,000分の 117」に改める。

別表第 6を次のように改める。

別表第 6 企業職給料表(6)

職務の級	給料月額
	円
1級	137,900
2級	172,200
3級	212,800
4級	241,600 (257,200)
5級	263,500
6級	270,700
7級	277,900 (295,900)
8級	326,300 (356,100)
9級	402,900

- 備考 1 この表の 4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の 7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の 8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

第 2条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第39条第 2項中「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の 130、12月に支給する場合においては 100分の 125」を「支給する時期ごとの割合は、 1,000分の 1,275」に、「 6月に支給する場合においては 100分の 110、12月に支給する場合においては 100分の 105」を「 1,000分の 1,075」に改め、同条第 3項中「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の 130、12月に支給する場合においては 100分の 125」を「 1,000分の 1,275」に改め、「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「 6月に支給する場合においては 100分の 110、12月に支給する場合においては 100分の 105」を「 1,000分の1,075」に改める。

附則第 8項第 3号中「 1,000分の 117」を「 1,000分の 118」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日の属する月の翌月の初日（発布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額は、局長が定める。

(令和 2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和 2年12月に支給する職員（企業職給料表(2)又は企業職給料表(3)の適用を受ける職員（企業職給料表(2)の適用を受ける職員にあつては、名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年病院局管理規程第 8号）附則第 7項の規定の適用を受けるものを除く。）を除く。）の期末手当の額は、第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）第39条第 1項、第 2項（同条第 3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4項から第 6項まで若しくは第51条第 1項から第 3項まで、第 5項、第 6項若しくは第 8

項又は職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）第 5条の 3若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1号）第 4条第 1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第 4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和 2年 4月 1日（同月 2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（改正後規程第21条第 2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に10,000分の24を乗じて得た額に、同年 4月から発布の日の属する月（発布の日が月の初日であるときは、その前月）までの月数（同年 4月 1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の局長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して局長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 令和 2年 6月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に10,000分の 24を乗じて得た額

（委任）

4 前 2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

（名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

5 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市病院局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職務の級	給料月額
	円
1級	131, 100
2級	163, 700
3級	199, 700
4級	230, 200 (243, 500)
5級	250, 600
6級	257, 400
7級	264, 100 (281, 300)
8級	310, 100 (338, 600)
9級	382, 900

- 備考 1 この表の 4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の 7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の 8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

6 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年
名古屋市病院局管理規程第 7号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1から附則別表第 4までを次のように改める。

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	156,900	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	322,500 (370,100)	393,700	413,000
2	143,100	158,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	325,300 (372,800)	396,900	416,500
3	144,200	159,300	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,100 (375,400)	400,100	420,000
4	145,200	160,500	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	330,900 (378,000)	403,200	423,500
5	146,200	161,600	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	333,600 (380,600)	406,300	427,000
6	147,300	163,300	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,300 (383,000)	409,500	430,700
7	148,400	164,900	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	339,000 (385,400)	412,600	434,400
8	149,500	166,500	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,600 (387,700)	415,700	438,000
9	150,500	168,100	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	344,200 (390,000)	418,800	441,600
10	151,700	171,100	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	346,600 (392,400)	421,900	445,200
11	152,800	174,000	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	349,000 (394,800)	425,000	448,700
12	153,900	176,900	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	351,400 (397,100)	428,100	452,200
13	155,000	179,800	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	353,700 (399,400)	431,200	455,700
14	156,500	181,500	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	356,000 (401,400)	434,200	459,200
15	158,000	183,100	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	358,300 (403,400)	437,200	462,700
16	159,500	184,700	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	360,600 (405,300)	440,200	466,200
17	160,900	186,300	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	362,900 (407,200)	443,100	469,700
18	162,700	187,900	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	365,100 (408,900)	445,900	473,200
19	164,500	189,500	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	367,300 (410,600)	448,700	476,700
20	166,300	191,100	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	369,500 (412,300)	451,500	480,100
21	168,100	192,700	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,600 (414,000)	454,200	483,500
22	171,100	194,300	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,700 (415,300)	456,800	486,800
23	174,000	195,900	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,800 (416,600)	459,400	490,000
24	176,900	197,500	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,900 (417,900)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	380,000 (419,100)	464,400	496,400
26	181,400	200,700	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	382,100 (420,400)	466,500	499,500
27	183,000	202,300	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	384,100 (421,700)	468,600	502,600
28	184,500	203,900	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	386,100 (422,900)	470,700	505,700
29	186,000	205,500	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	388,100 (424,100)	472,800	508,800
30	187,000	207,100	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,800 (425,400)	474,800	512,000
31	188,000	208,700	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,400 (426,600)	476,800	515,100
32	189,000	210,300	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	393,000 (427,800)	478,700	518,200
33	189,900	211,900	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,600 (429,000)	480,600	521,300
34	190,900	213,500	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	396,000 (430,100)	482,200	524,400
35	191,900	215,100	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,400 (431,200)	483,800	527,500
36	192,900	216,700	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,800 (432,300)	485,400	530,500
37	193,800	218,300	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100 (433,300)	486,900	533,500
38	194,800	219,900	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,300 (434,100)	488,300	536,300
39	195,800	221,500	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,500 (434,900)	489,700	539,100
40	196,800	223,100	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,700 (435,600)	491,100	541,900

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	197,700	224,600	287,500	308,900	327,200	355,900 (391,900)	404,900 (436,300)	492,500	544,700
42	198,700	226,200	289,400	310,800	329,300	357,700 (393,300)	405,900 (437,100)	493,900	547,500
43	199,700	227,800	291,300	312,700	331,300	359,400 (394,600)	406,900 (437,900)	495,300	550,300
44	200,700	229,400	293,200	314,500	333,300	361,100 (395,900)	407,800 (438,600)	496,700	553,100
45	201,600	231,000	295,000	316,300	335,300	362,800 (397,200)	408,700 (439,300)	498,100	555,800
46	202,600	232,600	296,900	318,200	337,100	364,600 (398,200)	409,600 (440,100)	499,300	558,700
47	203,600	234,200	298,700	320,000	338,900	366,400 (399,200)	410,500 (440,800)	500,500	561,500
48	204,600	235,800	300,500	321,800	340,700	368,100 (400,200)	411,400 (441,500)	501,600	564,300
49	205,500	237,400	302,300	323,600	342,500	369,800 (401,200)	412,300 (442,200)	502,700	567,100
50	206,500	239,000	304,100	325,500	344,300	371,100 (401,900)	413,100 (443,000)	503,900	570,000
51	207,500	240,600	305,900	327,300	346,100	372,400 (402,600)	413,900 (443,800)	505,100	572,800
52	208,400	242,200	307,700	329,100	347,900	373,600 (403,300)	414,600 (444,500)	506,300	575,600
53	209,300	243,800	309,500	330,900	349,600	374,800 (404,000)	415,300 (445,200)	507,400	578,400
54	210,300	245,400	311,200	332,400	350,800	376,000 (404,700)	416,100 (446,000)	508,600	581,200
55	211,300	247,000	312,900	333,800	352,000	377,100 (405,400)	416,900 (446,700)	509,800	584,000
56	212,200	248,600	314,600	335,200	353,100	378,200 (406,100)	417,600 (447,400)	511,000	586,800
57	213,100	250,200	316,200	336,600	354,200	379,300 (406,800)	418,300 (448,100)	512,200	589,500
58	214,100	251,800	317,700	337,700	355,700	380,200 (407,500)	419,000 (448,900)	513,400	592,400
59	215,100	253,400	319,200	338,700	357,200	381,100 (408,200)	419,700 (449,700)	514,600	595,200
60	216,000	255,000	320,700	339,700	358,700	382,000 (408,900)	420,400 (450,400)	515,800	598,000
61	216,900	256,600	322,100	340,700	360,100	382,800 (409,500)	421,100 (451,100)	517,000	600,800
62	217,700	258,200	323,500	341,700	361,100	383,500 (410,200)	421,900 (451,900)		
63	218,500	259,800	324,900	342,700	362,100	384,200 (410,900)	422,700 (452,600)		
64	219,300	261,300	326,300	343,700	363,100	384,900 (411,600)	423,400 (453,300)		
65	220,100	262,800	327,700	344,700	364,000	385,600 (412,300)	424,100 (454,000)		
66	220,900	263,800	329,000	345,400	364,900	386,300 (413,000)	424,900 (454,800)		
67	221,700	264,800	330,300	346,000	365,700	387,000 (413,700)	425,600 (455,500)		
68	222,500	265,800	331,600	346,600	366,500	387,700 (414,400)	426,300 (456,200)		
69	223,300	266,700	332,800	347,200	367,300	388,300 (415,100)	427,000 (456,900)		
70	224,100	267,700	333,900	347,900	368,000	389,000 (415,800)	427,800 (457,700)		
71	224,900	268,700	335,000	348,600	368,700	389,700 (416,500)	428,500 (458,400)		
72	225,700	269,700	336,100	349,300	369,400	390,400 (417,200)	429,200 (459,100)		
73	226,500	270,600	337,100	350,000	370,100	391,100 (417,900)	429,900 (459,800)		
74	227,300	271,500	337,800	350,700	370,800	391,800 (418,600)	430,700 (460,600)		
75	228,100	272,400	338,500	351,400	371,500	392,500 (419,300)	431,400 (461,300)		
76	228,900	273,300	339,100	352,000	372,200	393,200 (419,900)	432,100 (462,000)		
77	229,600	274,200	339,700	352,600	372,900	393,900 (420,500)	432,800 (462,700)		
78	230,400	275,100	340,500	353,300	373,600	394,600 (421,200)	433,500 (463,500)		
79	231,200	276,000	341,300	354,000	374,300	395,300 (421,900)	434,200 (464,300)		
80	232,000	276,800	342,100	354,600	375,000	396,000 (422,600)	434,900 (465,000)		
81	232,700	277,600	342,800	355,200	375,600	396,700 (423,300)	435,600 (465,700)		
82	233,300	278,500	343,500	355,900	376,300	397,400 (424,000)	436,400		
83	233,900	279,400	344,100	356,600	377,000	398,100 (424,700)	437,100		
84	234,400	280,200	344,700	357,200	377,700	398,800 (425,400)	437,800		

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	234,900	281,000	345,300	357,800	378,400	399,400 (426,000)	438,500		
86	235,400	281,800	345,900	358,500	379,100	400,100 (426,700)	439,300		
87	235,900	282,600	346,500	359,200	379,800	400,800 (427,400)	440,000		
88	236,300	283,400	347,100	359,800	380,500	401,500 (428,000)	440,700		
89	236,700	284,100	347,600	360,400	381,100	402,200 (428,600)	441,400		
90	237,200	284,800	348,200	361,100	381,800	402,900	442,100		
91	237,600	285,500	348,800	361,700	382,500	403,600	442,800		
92	238,000	286,200	349,400	362,300	383,200	404,300	443,500		
93	238,400	286,800	350,000	362,900	383,900	405,000	444,200		
94	238,900	287,500	350,600	363,600	384,600	405,700	445,000		
95	239,300	288,200	351,100	364,300	385,300	406,400	445,700		
96	239,700	288,900	351,600	364,900	386,000	407,100	446,400		
97	240,100	289,500	352,100	365,500	386,600	407,700	447,100		
98		290,200	352,700	366,200	387,300	408,400			
99		290,900	353,200	366,900	388,000	409,100			
100		291,500	353,700	367,500	388,700	409,800			
101		292,100	354,200	368,100	389,400	410,400			
102		292,600	354,800	368,800	390,100	411,100			
103		293,100	355,300	369,500	390,800	411,800			
104		293,600	355,800	370,100	391,500	412,500			
105		294,000	356,300	370,700	392,200	413,100			
106		294,400	356,900	371,400	392,900	413,800			
107		294,800	357,400	372,100	393,600	414,500			
108		295,200	357,900	372,700	394,300	415,100			
109		295,600	358,400	373,300	394,900	415,700			
110		296,000	359,000	374,000	395,600	416,400			
111		296,400	359,500	374,600	396,300	417,000			
112		296,800	360,000	375,200	397,000	417,600			
113		297,200	360,500	375,800	397,700	418,200			
114		297,600	361,100	376,500	398,400				
115		298,000	361,600	377,200	399,100				
116		298,400	362,100	377,800	399,800				
117		298,800	362,600	378,400	400,500				
118		299,200	363,200	379,100	401,200				
119		299,600	363,700	379,700	401,900				
120		300,000	364,200	380,300	402,500				
121		300,300	364,700	380,900	403,100				
122		300,700		381,600	403,800				
123		301,100		382,300	404,500				
124		301,500		382,900	405,100				
125		301,800		383,500	405,700				
126		302,200		384,200	406,400				
127		302,600		384,900	407,100				
128		302,900		385,500	407,700				

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		303,200		386,100	408,300				
130		303,600		386,800	409,000				
131		304,000		387,400	409,700				
132		304,400		388,000	410,300				
133		304,700		388,600	410,900				
134		305,100		389,300					
135		305,500		389,900					
136		305,800		390,500					
137		306,100		391,100					
138		306,500		391,800					
139		306,800		392,400					
140		307,100		393,000					
141		307,400		393,600					
142		307,800		394,300					
143		308,100		394,900					
144		308,400		395,500					
145		308,700		396,100					
146				396,800					
147				397,400					
148				398,000					
149				398,600					
150				399,300					
151				399,900					
152				400,500					
153				401,100					
154				401,700					
155				402,300					
156				402,900					
157				403,400					

備考 1 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,600	147,600	214,100	228,500	243,300
2	131,600	148,800	215,700	230,000	245,400
3	132,600	150,000	217,300	231,500	247,400
4	133,500	151,200	218,800	232,900	249,400
5	134,400	152,300	220,300	234,300	251,400
6	135,400	153,500	221,900	236,300	253,400
7	136,400	154,700	223,500	238,300	255,400
8	137,300	155,800	225,100	240,300	257,400
9	138,200	156,900	226,700	242,200	259,300
10	139,200	158,100	228,700	244,200	261,400
11	140,200	159,300	230,700	246,200	263,500
12	141,100	160,500	232,600	248,200	265,500
13	142,000	161,600	234,500	250,100	267,500
14	143,100	163,300	236,500	252,200	269,600
15	144,200	164,900	238,400	254,300	271,700
16	145,200	166,500	240,300	256,300	273,800
17	146,200	168,100	242,200	258,300	275,800
18	147,300	171,100	244,100	260,400	277,900
19	148,400	174,000	246,000	262,500	280,000
20	149,500	176,900	247,900	264,600	282,100
21	150,500	179,800	249,800	266,600	284,200
22	151,700	181,500	251,700	268,800	286,400
23	152,800	183,100	253,600	270,900	288,500
24	153,900	184,700	255,500	273,000	290,600
25	155,000	186,300	257,300	275,100	292,700
26	156,500	187,900	259,200	277,300	294,800
27	158,000	189,500	261,100	279,400	296,900
28	159,500	191,100	263,000	281,500	299,000
29	160,900	192,700	264,800	283,600	301,100
30	162,700	194,300	266,700	285,800	303,300
31	164,500	195,900	268,600	287,900	305,400
32	166,300	197,500	270,500	290,000	307,500
33	168,100	199,100	272,400	292,100	309,600
34	171,100	200,700	274,300	294,300	311,900
35	174,000	202,300	276,200	296,500	314,200
36	176,900	203,900	278,100	298,600	316,400
37	179,800	205,500	280,000	300,700	318,600
38	181,400	207,100	281,900	302,800	320,800
39	183,000	208,700	283,800	304,900	323,000
40	184,500	210,300	285,700	306,900	325,100

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
41	186,000	211,900	287,500	308,900	327,200
42	187,000	213,500	289,400	310,800	329,300
43	188,000	215,100	291,300	312,700	331,300
44	189,000	216,700	293,200	314,500	333,300
45	189,900	218,300	295,000	316,300	335,300
46	190,900	219,900	296,900	318,200	337,100
47	191,900	221,500	298,700	320,000	338,900
48	192,900	223,100	300,500	321,800	340,700
49	193,800	224,600	302,300	323,600	342,500
50	194,800	226,200	304,100	325,500	344,300
51	195,800	227,800	305,900	327,300	346,100
52	196,800	229,400	307,700	329,100	347,900
53	197,700	231,000	309,500	330,900	349,600
54	198,700	232,600	311,200	332,400	350,800
55	199,700	234,200	312,900	333,800	352,000
56	200,700	235,800	314,600	335,200	353,100
57	201,600	237,400	316,200	336,600	354,200
58	202,600	239,000	317,700	337,700	355,700
59	203,600	240,600	319,200	338,700	357,200
60	204,600	242,200	320,700	339,700	358,700
61	205,500	243,800	322,100	340,700	360,100
62	206,500	245,400	323,500	341,700	361,100
63	207,500	247,000	324,900	342,700	362,100
64	208,400	248,600	326,300	343,700	363,100
65	209,300	250,200	327,700	344,700	364,000
66	210,300	251,800	329,000	345,400	364,900
67	211,300	253,400	330,300	346,000	365,700
68	212,200	255,000	331,600	346,600	366,500
69	213,100	256,600	332,800	347,200	367,300
70	214,100	258,200	333,900	347,900	368,000
71	215,100	259,800	335,000	348,600	368,700
72	216,000	261,300	336,100	349,300	369,400
73	216,900	262,800	337,100	350,000	370,100
74	217,700	263,800	337,800	350,700	370,800
75	218,500	264,800	338,500	351,400	371,500
76	219,300	265,800	339,100	352,000	372,200
77	220,100	266,700	339,700	352,600	372,900
78	220,900	267,700	340,500	353,300	373,600
79	221,700	268,700	341,300	354,000	374,300
80	222,500	269,700	342,100	354,600	375,000
81	223,300	270,600	342,800	355,200	375,600
82	224,100	271,500	343,500	355,900	376,300
83	224,900	272,400	344,100	356,600	377,000
84	225,700	273,300	344,700	357,200	377,700

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
85	226,500	274,200	345,300	357,800	378,400
86	227,300	275,100	345,900	358,500	379,100
87	228,100	276,000	346,500	359,200	379,800
88	228,900	276,800	347,100	359,800	380,500
89	229,600	277,600	347,600	360,400	381,100
90	230,400	278,500	348,200	361,100	381,800
91	231,200	279,400	348,800	361,700	382,500
92	232,000	280,200	349,400	362,300	383,200
93	232,700	281,000	350,000	362,900	383,900
94	233,300	281,800	350,600	363,600	384,600
95	233,900	282,600	351,100	364,300	385,300
96	234,400	283,400	351,600	364,900	386,000
97	234,900	284,100	352,100	365,500	386,600
98	235,400	284,800	352,700	366,200	387,300
99	235,900	285,500	353,200	366,900	388,000
100	236,300	286,200	353,700	367,500	388,700
101	236,700	286,800	354,200	368,100	389,400
102	237,200	287,500	354,800	368,800	390,100
103	237,600	288,200	355,300	369,500	390,800
104	238,000	288,900	355,800	370,100	391,500
105	238,400	289,500	356,300	370,700	392,200
106	238,900	290,200	356,900	371,400	392,900
107	239,300	290,900	357,400	372,100	393,600
108	239,700	291,500	357,900	372,700	394,300
109	240,100	292,100	358,400	373,300	394,900
110		292,600	359,000	374,000	395,600
111		293,100	359,500	374,600	396,300
112		293,600	360,000	375,200	397,000
113		294,000	360,500	375,800	397,700
114		294,400	361,100	376,500	398,400
115		294,800	361,600	377,200	399,100
116		295,200	362,100	377,800	399,800
117		295,600	362,600	378,400	400,500
118		296,000		379,100	401,200
119		296,400		379,700	401,900
120		296,800		380,300	402,500
121		297,200		380,900	403,100
122		297,600		381,600	403,800
123		298,000		382,300	404,500
124		298,400		382,900	405,100
125		298,800		383,500	405,700
126		299,200		384,200	
127		299,600		384,900	
128		300,000		385,500	

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
129		300,300		386,100	
130		300,700		386,800	
131		301,100		387,400	
132		301,500		388,000	
133		301,800		388,600	
134		302,200		389,300	
135		302,600		389,900	
136		302,900		390,500	
137		303,200		391,100	
138		303,600		391,800	
139		304,000		392,400	
140		304,400		393,000	
141		304,700		393,600	
142		305,100		394,300	
143		305,500		394,900	
144		305,800		395,500	
145		306,100		396,100	
146				396,800	
147				397,400	
148				398,000	
149				398,600	
150				399,300	
151				399,900	
152				400,500	
153				401,100	
154				401,700	
155				402,300	
156				402,900	
157				403,400	

附則別表第3 企業職給料表(4)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	156,900	214,100	242,800	259,800	270,400 (308,600)	326,200
2	143,100	158,100	215,700	244,600	261,900	272,500 (311,000)	328,900
3	144,200	159,300	217,300	246,400	264,000	274,600 (313,400)	331,500
4	145,200	160,500	218,800	248,200	266,000	276,600 (315,800)	334,100
5	146,200	161,600	220,300	249,900	268,000	278,600 (318,200)	336,700
6	147,300	163,300	221,900	251,900	270,100	280,800 (320,700)	339,300
7	148,400	164,900	223,500	253,900	272,200	283,000 (323,200)	341,900
8	149,500	166,500	225,100	255,900	274,300	285,100 (325,600)	344,500
9	150,500	168,100	226,700	257,800	276,300	287,200 (328,000)	347,100
10	151,700	171,100	228,700	259,800	278,500	289,500 (330,400)	349,700
11	152,800	174,000	230,700	261,800	280,600	291,700 (332,800)	352,300
12	153,900	176,900	232,600	263,800	282,700	293,900 (335,100)	354,900
13	155,000	179,800	234,500	265,800	284,800	296,100 (337,400)	357,500
14	156,500	181,500	236,500	267,900	287,000	298,400 (339,700)	360,400
15	158,000	183,100	238,400	270,000	289,100	300,600 (342,000)	363,200
16	159,500	184,700	240,300	272,000	291,200	302,800 (344,300)	366,000
17	160,900	186,300	242,200	274,000	293,300	305,000 (346,600)	368,800
18	162,700	187,900	244,100	276,100	295,400	307,400 (348,900)	371,400
19	164,500	189,500	246,000	278,200	297,500	309,800 (351,200)	373,900
20	166,300	191,100	247,900	280,300	299,600	312,100 (353,400)	376,400
21	168,100	192,700	249,800	282,400	301,700	314,400 (355,600)	378,900
22	171,100	194,300	251,700	284,500	303,900	316,800 (357,900)	381,300
23	174,000	195,900	253,600	286,600	306,100	319,200 (360,100)	383,700
24	176,900	197,500	255,500	288,700	308,200	321,600 (362,300)	386,100
25	179,800	199,100	257,300	290,800	310,300	323,900 (364,500)	388,500
26	181,400	200,700	259,200	293,000	312,600	325,900 (366,800)	390,800
27	183,000	202,300	261,100	295,200	314,900	327,900 (369,000)	393,100
28	184,500	203,900	263,000	297,300	317,200	329,900 (371,200)	395,400
29	186,000	205,500	264,800	299,400	319,500	331,800 (373,400)	397,700
30	187,000	207,100	266,700	301,500	321,700	333,800 (375,500)	399,800
31	188,000	208,700	268,600	303,600	323,900	335,800 (377,600)	401,800
32	189,000	210,300	270,500	305,700	326,100	337,700 (379,700)	403,800
33	189,900	211,900	272,400	307,700	328,200	339,600 (381,800)	405,800
34	190,900	213,500	274,300	309,600	330,300	341,700 (383,400)	407,400
35	191,900	215,100	276,200	311,500	332,400	343,800 (385,000)	409,000
36	192,900	216,700	278,100	313,400	334,400	345,800 (386,600)	410,600
37	193,800	218,300	280,000	315,300	336,400	347,800 (388,100)	412,200
38	194,800	219,900	281,900	317,100	338,300	349,900 (389,100)	413,400
39	195,800	221,500	283,800	318,900	340,100	351,900 (390,100)	414,500
40	196,800	223,100	285,700	320,700	341,900	353,900 (391,000)	415,600

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	197,700	224,600	287,500	322,500	343,700	355,900 (391,900)	416,700
42	198,700	226,200	289,400	323,900	345,300	357,700 (393,300)	417,700
43	199,700	227,800	291,300	325,300	346,900	359,400 (394,600)	418,700
44	200,700	229,400	293,200	326,700	348,400	361,100 (395,900)	419,600
45	201,600	231,000	295,000	328,100	349,900	362,800 (397,200)	420,500
46	202,600	232,600	296,900	329,500	351,100	364,600 (398,200)	421,500
47	203,600	234,200	298,700	330,800	352,300	366,400 (399,200)	422,500
48	204,600	235,800	300,500	332,100	353,500	368,100 (400,200)	423,400
49	205,500	237,400	302,300	333,400	354,600	369,800 (401,200)	424,300
50	206,500	239,000	304,100	334,900	356,200	371,100 (401,900)	425,300
51	207,500	240,600	305,900	336,400	357,800	372,400 (402,600)	426,300
52	208,400	242,200	307,700	337,800	359,400	373,600 (403,300)	427,200
53	209,300	243,800	309,500	339,200	360,900	374,800 (404,000)	428,100
54	210,300	245,400	311,200	340,400	362,100	376,000 (404,700)	429,100
55	211,300	247,000	312,900	341,500	363,300	377,100 (405,400)	430,100
56	212,200	248,600	314,600	342,600	364,500	378,200 (406,100)	431,000
57	213,100	250,200	316,200	343,700	365,700	379,300 (406,800)	431,900
58	214,100	251,800	317,700	344,800	366,700	380,200 (407,500)	432,900
59	215,100	253,400	319,200	345,800	367,600	381,100 (408,200)	433,900
60	216,000	255,000	320,700	346,800	368,500	382,000 (408,900)	434,800
61	216,900	256,600	322,100	347,800	369,400	382,800 (409,500)	435,700
62	217,700	258,200	323,500	348,800	370,400	383,500 (410,200)	436,700
63	218,500	259,800	324,900	349,700	371,300	384,200 (410,900)	437,700
64	219,300	261,300	326,300	350,600	372,200	384,900 (411,600)	438,600
65	220,100	262,800	327,700	351,500	373,100	385,600 (412,300)	439,500
66	220,900	263,800	329,000	352,400	374,000	386,300 (413,000)	440,500
67	221,700	264,800	330,300	353,200	374,900	387,000 (413,700)	441,500
68	222,500	265,800	331,600	354,000	375,800	387,700 (414,400)	442,500
69	223,300	266,700	332,800	354,800	376,700	388,300 (415,100)	443,400
70	224,100	267,700	333,900	355,600	377,500	389,000 (415,800)	444,400
71	224,900	268,700	335,000	356,400	378,300	389,700 (416,500)	445,400
72	225,700	269,700	336,100	357,200	379,100	390,400 (417,200)	446,300
73	226,500	270,600	337,100	358,000	379,900	391,100 (417,900)	447,200
74	227,300	271,500	337,800	358,700	380,600	391,800 (418,600)	448,200
75	228,100	272,400	338,500	359,400	381,300	392,500 (419,300)	449,200
76	228,900	273,300	339,100	360,000	382,000	393,200 (419,900)	450,100
77	229,600	274,200	339,700	360,600	382,700	393,900 (420,500)	451,000
78	230,400	275,100	340,500	361,300	383,400	394,600 (421,200)	452,000
79	231,200	276,000	341,300	362,000	384,100	395,300 (421,900)	452,900
80	232,000	276,800	342,100	362,700	384,800	396,000 (422,600)	453,800
81	232,700	277,600	342,800	363,300	385,500	396,700 (423,300)	454,700
82	233,300	278,500	343,500	364,000	386,200	397,400 (424,000)	455,700
83	233,900	279,400	344,100	364,700	386,900	398,100 (424,700)	456,700
84	234,400	280,200	344,700	365,400	387,600	398,800 (425,400)	457,600

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	234,900	281,000	345,300	366,000	388,200	399,400 (426,000)	458,500
86	235,400	281,800	345,900	366,700	388,900	400,100 (426,700)	
87	235,900	282,600	346,500	367,400	389,600	400,800 (427,400)	
88	236,300	283,400	347,100	368,100	390,300	401,500 (428,000)	
89	236,700	284,100	347,600	368,700	391,000	402,200 (428,600)	
90	237,200	284,800	348,200	369,400	391,700	402,900	
91	237,600	285,500	348,800	370,100	392,400	403,600	
92	238,000	286,200	349,400	370,700	393,100	404,300	
93	238,400	286,800	350,000	371,300	393,800	405,000	
94	238,900	287,500	350,600	372,000	394,500	405,700	
95	239,300	288,200	351,100	372,700	395,200	406,400	
96	239,700	288,900	351,600	373,400	395,900	407,100	
97	240,100	289,500	352,100	374,000	396,600	407,700	
98		290,200	352,700	374,700	397,300	408,400	
99		290,900	353,200	375,400	398,000	409,100	
100		291,500	353,700	376,000	398,700	409,800	
101		292,100	354,200	376,600	399,300	410,400	
102		292,600	354,800	377,300	400,000	411,100	
103		293,100	355,300	377,900	400,700	411,800	
104		293,600	355,800	378,500	401,400	412,500	
105		294,000	356,300	379,100	402,000	413,100	
106		294,400	356,900	379,800	402,700	413,800	
107		294,800	357,400	380,500	403,400	414,500	
108		295,200	357,900	381,100	404,000	415,100	
109		295,600	358,400	381,700	404,600	415,700	
110		296,000	359,000	382,400	405,300	416,400	
111		296,400	359,500	383,000	406,000	417,000	
112		296,800	360,000	383,600	406,600	417,600	
113		297,200	360,500	384,200	407,200	418,200	
114		297,600	361,100	384,900	407,900		
115		298,000	361,600	385,600	408,500		
116		298,400	362,100	386,200	409,100		
117		298,800	362,600	386,800	409,700		
118		299,200		387,500			
119		299,600		388,100			
120		300,000		388,700			
121		300,300		389,300			
122		300,700		390,000			
123		301,100		390,600			
124		301,500		391,200			
125		301,800		391,800			
126		302,200		392,500			
127		302,600		393,100			
128		302,900		393,700			

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		303,200		394,300			
130		303,600		395,000			
131		304,000		395,600			
132		304,400		396,200			
133		304,700		396,800			
134		305,100		397,400			
135		305,500		398,000			
136		305,800		398,600			
137		306,100		399,200			
138				399,900			
139				400,500			
140				401,100			
141				401,700			
142				402,300			
143				402,900			
144				403,500			
145				404,100			

備考 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第4 企業職給料表(5)

職務の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,500	156,900	214,100	228,500	243,300	270,400 (308,600)	323,600
2	151,700	158,100	215,700	230,000	245,400	272,500 (311,000)	326,300
3	152,800	159,300	217,300	231,500	247,400	274,600 (313,400)	328,900
4	153,900	160,500	218,800	232,900	249,400	276,600 (315,800)	331,500
5	155,000	161,600	220,300	234,300	251,400	278,600 (318,200)	334,100
6	156,500	163,300	221,900	236,300	253,400	280,800 (320,700)	336,400
7	158,000	164,900	223,500	238,300	255,400	283,000 (323,200)	338,700
8	159,500	166,500	225,100	240,300	257,400	285,100 (325,600)	341,000
9	160,900	168,100	226,700	242,200	259,300	287,200 (328,000)	343,300
10	162,700	171,100	228,700	244,200	261,400	289,500 (330,400)	345,700
11	164,500	174,000	230,700	246,200	263,500	291,700 (332,800)	348,000
12	166,300	176,900	232,600	248,200	265,500	293,900 (335,100)	350,300
13	168,100	179,800	234,500	250,100	267,500	296,100 (337,400)	352,600
14	171,100	181,500	236,500	252,200	269,600	298,400 (339,700)	354,900
15	174,000	183,100	238,400	254,300	271,700	300,600 (342,000)	357,200
16	176,900	184,700	240,300	256,300	273,800	302,800 (344,300)	359,500
17	179,800	186,300	242,200	258,300	275,800	305,000 (346,600)	361,800
18	181,400	187,900	244,100	260,400	277,900	307,400 (348,900)	364,200
19	183,000	189,500	246,000	262,500	280,000	309,800 (351,200)	366,500
20	184,500	191,100	247,900	264,600	282,100	312,100 (353,400)	368,800
21	186,000	192,700	249,800	266,600	284,200	314,400 (355,600)	371,100
22	187,000	194,300	251,700	268,800	286,400	316,800 (357,900)	373,300
23	188,000	195,900	253,600	270,900	288,500	319,200 (360,100)	375,500
24	189,000	197,500	255,500	273,000	290,600	321,600 (362,300)	377,700
25	189,900	199,100	257,300	275,100	292,700	323,900 (364,500)	379,800
26	190,900	200,700	259,200	277,300	294,800	325,900 (366,800)	381,800
27	191,900	202,300	261,100	279,400	296,900	327,900 (369,000)	383,800
28	192,900	203,900	263,000	281,500	299,000	329,900 (371,200)	385,800
29	193,800	205,500	264,800	283,600	301,100	331,800 (373,400)	387,700
30	194,800	207,100	266,700	285,800	303,300	333,800 (375,500)	389,400
31	195,800	208,700	268,600	287,900	305,400	335,800 (377,600)	391,100
32	196,800	210,300	270,500	290,000	307,500	337,700 (379,700)	392,800
33	197,700	211,900	272,400	292,100	309,600	339,600 (381,800)	394,400
34	198,700	213,500	274,300	294,300	311,900	341,700 (383,400)	395,900
35	199,700	215,100	276,200	296,500	314,200	343,800 (385,000)	397,300
36	200,700	216,700	278,100	298,600	316,400	345,800 (386,600)	398,700
37	201,600	218,300	280,000	300,700	318,600	347,800 (388,100)	400,100
38	202,600	219,900	281,900	302,800	320,800	349,900 (389,100)	401,200
39	203,600	221,500	283,800	304,900	323,000	351,900 (390,100)	402,300
40	204,600	223,100	285,700	306,900	325,100	353,900 (391,000)	403,300

附則別表第4 企業職給料表(5)

職務の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	205,500	224,600	287,500	308,900	327,200	355,900 (391,900)	404,300
42	206,500	226,200	289,400	310,800	329,300	357,700 (393,300)	405,300
43	207,500	227,800	291,300	312,700	331,300	359,400 (394,600)	406,300
44	208,400	229,400	293,200	314,500	333,300	361,100 (395,900)	407,300
45	209,300	231,000	295,000	316,300	335,300	362,800 (397,200)	408,300
46	210,300	232,600	296,900	318,200	337,100	364,600 (398,200)	409,300
47	211,300	234,200	298,700	320,000	338,900	366,400 (399,200)	410,300
48	212,200	235,800	300,500	321,800	340,700	368,100 (400,200)	411,300
49	213,100	237,400	302,300	323,600	342,500	369,800 (401,200)	412,300
50	214,100	239,000	304,100	325,500	344,300	371,100 (401,900)	413,200
51	215,100	240,600	305,900	327,300	346,100	372,400 (402,600)	414,000
52	216,000	242,200	307,700	329,100	347,900	373,600 (403,300)	414,800
53	216,900	243,800	309,500	330,900	349,600	374,800 (404,000)	415,600
54	217,700	245,400	311,200	332,400	350,800	376,000 (404,700)	416,400
55	218,500	247,000	312,900	333,800	352,000	377,100 (405,400)	417,200
56	219,300	248,600	314,600	335,200	353,100	378,200 (406,100)	418,000
57	220,100	250,200	316,200	336,600	354,200	379,300 (406,800)	418,700
58	220,900	251,800	317,700	337,700	355,700	380,200 (407,500)	419,500
59	221,700	253,400	319,200	338,700	357,200	381,100 (408,200)	420,300
60	222,500	255,000	320,700	339,700	358,700	382,000 (408,900)	421,100
61	223,300	256,600	322,100	340,700	360,100	382,800 (409,500)	421,800
62	224,100	258,200	323,500	341,700	361,100	383,500 (410,200)	422,600
63	224,900	259,800	324,900	342,700	362,100	384,200 (410,900)	423,400
64	225,700	261,300	326,300	343,700	363,100	384,900 (411,600)	424,200
65	226,500	262,800	327,700	344,700	364,000	385,600 (412,300)	424,900
66	227,300	263,800	329,000	345,400	364,900	386,300 (413,000)	425,700
67	228,100	264,800	330,300	346,000	365,700	387,000 (413,700)	426,500
68	228,900	265,800	331,600	346,600	366,500	387,700 (414,400)	427,300
69	229,600	266,700	332,800	347,200	367,300	388,300 (415,100)	428,100
70	230,400	267,700	333,900	347,900	368,000	389,000 (415,800)	428,900
71	231,200	268,700	335,000	348,600	368,700	389,700 (416,500)	429,700
72	232,000	269,700	336,100	349,300	369,400	390,400 (417,200)	430,500
73	232,700	270,600	337,100	350,000	370,100	391,100 (417,900)	431,200
74	233,300	271,500	337,800	350,700	370,800	391,800 (418,600)	432,000
75	233,900	272,400	338,500	351,400	371,500	392,500 (419,300)	432,800
76	234,400	273,300	339,100	352,000	372,200	393,200 (419,900)	433,600
77	234,900	274,200	339,700	352,600	372,900	393,900 (420,500)	434,400
78	235,400	275,100	340,500	353,300	373,600	394,600 (421,200)	
79	235,900	276,000	341,300	354,000	374,300	395,300 (421,900)	
80	236,300	276,800	342,100	354,600	375,000	396,000 (422,600)	
81	236,700	277,600	342,800	355,200	375,600	396,700 (423,300)	
82	237,200	278,500	343,500	355,900	376,300	397,400 (424,000)	
83	237,600	279,400	344,100	356,600	377,000	398,100 (424,700)	
84	238,000	280,200	344,700	357,200	377,700	398,800 (425,400)	

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	238,400	281,000	345,300	357,800	378,400	399,400 (426,000)	
86	238,900	281,800	345,900	358,500	379,100	400,100 (426,700)	
87	239,300	282,600	346,500	359,200	379,800	400,800 (427,400)	
88	239,700	283,400	347,100	359,800	380,500	401,500 (428,000)	
89	240,100	284,100	347,600	360,400	381,100	402,200 (428,600)	
90		284,800	348,200	361,100	381,800	402,900	
91		285,500	348,800	361,700	382,500	403,600	
92		286,200	349,400	362,300	383,200	404,300	
93		286,800	350,000	362,900	383,900	405,000	
94		287,500	350,600	363,600	384,600	405,700	
95		288,200	351,100	364,300	385,300	406,400	
96		288,900	351,600	364,900	386,000	407,100	
97		289,500	352,100	365,500	386,600	407,700	
98		290,200	352,700	366,200	387,300	408,400	
99		290,900	353,200	366,900	388,000	409,100	
100		291,500	353,700	367,500	388,700	409,800	
101		292,100	354,200	368,100	389,400	410,400	
102		292,600	354,800	368,800	390,100	411,100	
103		293,100	355,300	369,500	390,800	411,800	
104		293,600	355,800	370,100	391,500	412,500	
105		294,000	356,300	370,700	392,200	413,100	
106		294,400	356,900	371,400	392,900	413,800	
107		294,800	357,400	372,100	393,600	414,500	
108		295,200	357,900	372,700	394,300	415,100	
109		295,600	358,400	373,300	394,900	415,700	
110		296,000	359,000	374,000	395,600	416,400	
111		296,400	359,500	374,600	396,300	417,000	
112		296,800	360,000	375,200	397,000	417,600	
113		297,200	360,500	375,800	397,700	418,200	
114		297,600	361,100	376,500	398,400		
115		298,000	361,600	377,200	399,100		
116		298,400	362,100	377,800	399,800		
117		298,800	362,600	378,400	400,500		
118		299,200		379,100	401,200		
119		299,600		379,700	401,900		
120		300,000		380,300	402,500		
121		300,300		380,900	403,100		
122		300,700		381,600	403,800		
123		301,100		382,300	404,500		
124		301,500		382,900	405,100		
125		301,800		383,500	405,700		
126		302,200		384,200			
127		302,600		384,900			
128		302,900		385,500			

附則別表第4 企業職給料表(5)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		303,200		386,100			
130		303,600		386,800			
131		304,000		387,400			
132		304,400		388,000			
133		304,700		388,600			
134		305,100		389,300			
135		305,500		389,900			
136		305,800		390,500			
137		306,100		391,100			
138				391,800			
139				392,400			
140				393,000			
141				393,600			
142				394,300			
143				394,900			
144				395,500			
145				396,100			
146				396,800			
147				397,400			
148				398,000			
149				398,600			
150				399,300			
151				399,900			
152				400,500			
153				401,100			
154				401,700			
155				402,300			
156				402,900			
157				403,400			

備考 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

名古屋市病院局管理規程第24号

名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

令和 2年11月30日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 2初任給表 1企業職給料表(1)中「183,500」を「183,000」に、「158,400」を「158,000」に、「148,800」を「148,400」に、「174,500」を「174,000」に、「144,600」を「144,200」に改める。

別表第 2初任給表 4企業職給料表(4)中「183,500」を「183,000」に、「164,900」を「164,500」に、「174,500」を「174,000」に、「168,500」を「168,100」に、「161,300」を「160,900」に、「155,400」を「155,000」に、「158,400」を「158,000」に、「144,600」を「144,200」に改める。

別表第 2初任給表 5企業職給料表(5)中「191,400」を「190,900」に、「186,500」を「186,000」に、「190,400」を「189,900」に、「180,300」を「179,800」に、「153,200」を「152,800」に、「183,500」を「183,000」に、「174,500」を「174,000」に、「164,900」を「164,500」に改める。

附 則

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第25号

名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和 2年11月30日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 5の表中「 224,992」を「 224,310」に、「 211,391」を「 210,750」に、「 187,548」を「 186,980」に、「 174,111」を「 173,583」に改める。

第 2条 名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程の一部を次のように改正する。

別表第 5の表中「 224,310」を「 223,710」に、「 210,750」を「 210,250」に改める。

別表第 6を次のように改める。

別表第 6 別表第 1 2時給制短時間勤務職員に定める会計年度任用短時間勤務
職員の給料（第26条関係）

番号	区分	職	給料の額	旅費
1	市民対応業務 等の補助的業 務又は専門資 格を要する補 助的業務を行 う者	会計年度時給制薬剤師 会計年度時給制保健師 会計年度時給制助産師 会計年度時給制看護師（次号に 規定する者を除く。） 会計年度時給制准看護師 会計年度時給制管理栄養士 会計年度時給制栄養士 会計年度時給制診療放射線技師 会計年度時給制臨床検査技師 会計年度時給制臨床工学技士 会計年度時給制理学療法士 会計年度時給制作業療法士 会計年度時給制視能訓練士 会計年度時給制言語聴覚士 会計年度時給制歯科衛生士 会計年度時給制臨床心理士 会計年度時給制公認心理師	1,290円	1級
2	市民対応業務 等の補助的業 務又は専門資 格を要する補 助的業務を行 う者	会計年度時給制看護師（別に定 める者に限る。）	1,236円	1級
3	簡易な補助的 業務を行う者	会計年度時給制清掃員 会計年度時給制検査等補助員	809円	1級

		会計年度時給制労務員		
		会計年度時給制事務補助員		
		会計年度時給制看護補助者（病棟及び外来事務）		

備考 旅費の欄中「級」は、給与規程別表第 1に定める給料表の職務の級をいう。

附 則

この規程は、発布の日の属する月の翌月の初日（発布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程別表第 5は、令和 2年 4月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第26号

名古屋市病院局において令和 2年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規程を次のように制定する。

令和 2年11月30日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

名古屋市病院局において令和 2年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規程

(一部改正規程附則第 3項第 1号に規定する局長が定める期間)

第 1条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第 号。以下「一部改正規程」という。）附則第 3項第 1号に規定する「局長が定める期間」は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 一部改正規程による改正前の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第28条第 2項又は職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）第 2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289号）第 6条第 1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の17第 1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1号）第 2条第 1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 2条第 1項の規定により派遣されてい

た期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしていた期間（育児休業法第 3 条の規定により当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）をいう。）、配偶者同行休業期間（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第 2 条第 1 項（同条例第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4 号）第 2 条第 1 項（同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）

(3) 減給又は停職の期間（法第29条の規定に基づく減給又は停職の処分を受けていた期間をいう。）

(4) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第 23 号）第13条の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号）第17条の規定による介護休暇の承認若しくは給与規程第46条の規定に該当したことにより給与を減額された期間又は同規程第47条の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

（一部改正規程附則第 3 項第 1 号に規定する局長が定める月数）

第 2 条 一部改正規程附則第 3 項第 1 号に規定する「局長が定める月数」は、令和 2 年 4 月から一部改正規程の発布の日の属する月（発布の日が月の初日であるときは、その前月）までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる期間（同条第 2 号に掲げる期間にあつては、公務（公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」とい

う。)の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人(以下「職員派遣団体等」という。)における業務を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。)及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤)をいう。)に起因する負傷若しくは疾病により休職にされていた期間を除く。)のある月

(2) 前条第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額が一部改正規程附則第3項第1号に規定する合計額に10,000分の24を乗じて得た額(以下「月例給調整基礎額」という。)に満たないもの
(端数計算)

第3条 月例給調整基礎額又は一部改正規程附則第3項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第27号

名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 2年12月 2日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条第 1項中「40時間を超えず38時間45分を下らない範囲において、別に定める。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の 5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、1週間に付き15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める」を「38時間45分とする」に改め、同条第 3項中「前項本文」を「第 1項」に改め、「勤務時間」の次に「の割振りは、午前 8時45分から午後 5時30分までの間において 1日 7時間45分とする。ただし、病院に勤務する職員の勤務時間の割振り」を加え、同項を同条第 4項とし、同条第 2項中「前項」を「前 2項」に、「次項」を「次項及び第 5項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の 5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間に付き30時間とする。

第 3条に次の 3項を加える。

5 第 2項の規定により割り振られる勤務時間は、午前 8時45分から午後 3時45分までの間における 1日 6時間とする。ただし、病院に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前 8時45分から午後 3時30分までの間における 1日 6時間とする。

6 病院局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる事由に該当する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間の割振りについて、始業及び終

業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第 4項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、別表第 1に定める勤務時間の割振りの間において 1日 7時間45分とすることができる。

- (1) 満 9歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子を養育する場合
- (2) 小学校に就学している子（前号に規定する子を除く。）のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合
- (3) 職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子その他の 2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する場合
- (4) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合
- (5) 障害のある職員が勤務時間の割振りについて配慮を必要とする場合
- (6) 傷病の治療等のため通院する場合で、勤務時間の割振りを変更することが相当であると認められる場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、局長が必要と認める場合

7 局長は、前項各号に掲げる事由に該当する再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について当該職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第 5項の規定にかかわらず、当該職員の申出を経て、別表第 2に定める勤務時間のおりとするすることができる。

第 4条第 2項中「病院局長（以下「局長」という。）」を「局長」に、「前条第 2項」を「前条第 3項」に改める。

第 5条に次の 1項を加える。

2 前項の休憩時間の時限は、局長が別に定める。ただし、第 3条第 6項の規定の適用を受ける職員及び同条第 7項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間は、本文の規定にかかわらず、それぞれ別表第 1及び別表

第 2に定めるとおりとする。

第 7条中「及び第 3項」を「、第 2項及び第 4項」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「受ける職員」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）」を加える。

第15条第 1項中「認めるときは、」の次に「1年度に 5日を超えない範囲内において」を加え、同条第 2項及び第 3項を次のように改める。

2 前条に規定する年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から 1年以内に、当該職員が利用できる年次休暇のうち 5日について、局長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定し、断続して又は連続して若しくは半日ごとに区分して利用させる。ただし、職員が同項又は次項の規定により年次休暇（前項ただし書の規定によるもの（以下「時間年休」という。）を除く。）を利用した場合においては、当該利用した日数分を 5日から控除するものとする。

3 第 1項の規定により当該年度（以下この条において「当年度」という。）に利用できる年次休暇のうち当年度に利用しなかった日数及び時間数がある場合において、当年度から継続してその次の年度も在職するときは、その日数及びその時間数（1日当たりの正規の勤務時間数（以下「当年度時間数」という。）が次の年度と異なる場合においては、当年度時間数に次年度の正規の勤務時間数（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。第 6項、次条第 3項において同じ。）を当年度時間数で除して得た数を乗じて得た時間数（1時間未満の端数は、1時間に切り上げる。））の年次休暇は当年度に付与されたものに限り、その次の年度に利用することができる。

第15条第 4項中「第 2項」を「第 3項」に改め、「「当該年度」の次に「（以下この条において「当年度」という。）」を加え、「その年度」を「当年度」に、「当該年度を」を「当年度を」に、「の当該年度」を「の当年度」に改め、同項第 1号中「平成28年名古屋市条例第 4号」の次に「。以下「自己啓発等休業条例」という。」を加え、同項第 2号中「平成26年名古屋市条例第66号」の次に「。以下「配偶者同行休業条例」という。」を加え、同条第 7項を同条第 8項とし、同条第 6項中「前の年次」を「前の年度」に、「当該年次」を「当年度」に改め、同項を同条第 7項とし、同条第 5項中「第 1項ただし書の規定

による年次休暇（以下「時間年休」という。）」を「時間年休」に、「前の年次」を「前の年度」に改め、「1年度に5日を超えない範囲内において」を削り、「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の「継続」には、退職した職員が、退職の日の属する月の翌月の末日までに再び職員となった場合を含むものとする。

第16条第1項第5号中「別表」を「別表第3」に改め、同項第6号中「前条第2項に規定する年次」を「1年度」に改め、同条第3項中「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改める。

第19条第2項中「第5項及び第7項」を「第6項及び第8項」に、「同条第5項中」を「同条第1項ただし書中」に改め、「前の年次から繰り越された年次休暇のうちから」を削り、「範囲内において」の次に「1時間」とあるのは「1時間」と、同条第6項中「前の年度から繰り越された年次休暇のうちから」を加える。

第20条第1項各号列記以外の部分中「第14条」の次に「並びに第15条第2項及び第3項」を加え、同項第1号中「（昭和26年名古屋市条例第48号）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「年次の」を「年度の」に改め、「含む。」の次に「以下この項において同じ。」を、「みなす。」の次に「この場合において、前項第1号又は第4号の職員が年度の初日からこの規程の適用を受ける職員となった日の前日までの間において利用した時間単位の年次休暇については、第15条第1項ただし書中「1年度に5日を超えない範囲内において1時間ごとに」とあるのは、「1時間ごとに」と読み替えるものとする。」を加え、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号又は第4号の職員が引き続いてこの規程の適用を受ける職員となった日以降の当該職員の時間年休については、第15条第1項ただし書中「1年度」とあるのは、「1年度（この規程の適用を受ける職員となった日以降に限る。）」と読み替えて同項を適用するものとする。

第21条第1項中「課」の次に「（室を含む。）」を加える。

第22条第34号中「職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条

例第 4号) 」を「自己啓発等休業条例」に改め、同項第35号中「職員の配偶者同行休業に関する条例」を「配偶者同行休業条例」に改める。

附則を附則第 1項とし、附則に次の 1項を加える。

- 2 第14条から第17条まで及び第19条の規定（以下「特定規定」という。）の適用については、この規程の適用を受けない者が本市に任用されていた期間に特定規定による休暇に相当する休暇を利用した場合は、当該休暇を特定規定により利用した休暇とみなす。

別表中「別表」を「別表第 3（第16条関係）」に改め、別表を別表第 3とし、附則の次に次の 2表を加える。

別表第 1（第 3条関係）

勤務 区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前 7時45分から午後 4時30分まで	正午から午後 1時まで
2	午前 8時15分から午後 5時まで	正午から午後 1時まで
3	午前 9時15分から午後 6時まで	正午から午後 1時まで
4	午前 9時45分から午後 6時30分まで	正午から午後 1時まで
5	午前 7時45分から午後 4時15分まで	正午から午後 0時45分まで
6	午前 8時15分から午後 4時45分まで	正午から午後 0時45分まで
7	午前 9時15分から午後 5時45分まで	正午から午後 0時45分まで
8	午前 9時45分から午後 6時15分まで	正午から午後 0時45分まで

別表第 2（第 3条関係）

勤務 区分	正規の勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間
9	午前 8時45分から午後 3時45分まで	午前 7時45分から午後 2時45分まで	午前11時から正午まで
10	午前 8時45分から午後 3時45分まで	午前 8時15分から午後 3時15分まで	午前11時から正午まで
11	午前 8時45分から午後 3時45分まで	午前 9時15分から午後 4時15分まで	午後 0時30分から午後 1時30分まで

12	午前 8時45分から午後 3時45分まで	午前 9時45分から午後 4時45分まで	午後 0時30分から午後 1時30分まで
13	午前 8時45分から午後 3時30分まで	午前 7時45分から午後 2時30分まで	午前11時から午前11時45分まで
14	午前 8時45分から午後 3時30分まで	午前 8時15分から午後 3時まで	午前11時から午前11時45分まで
15	午前 8時45分から午後 3時30分まで	午前 9時15分から午後 4時まで	午後 0時30分から午後 1時15分まで
16	午前 8時45分から午後 3時30分まで	午前 9時45分から午後 4時30分まで	午後 0時30分から午後 1時15分まで

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）第 2条第 2項に規定する特定空家等について、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を命ぜられるべき者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第14条第10項の規定により、次のように公告する。

令和 2年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 特定空家等の概要

- (1) 所在等 名古屋市西区笠取町 3丁目75番地 家屋番号57番の 6
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造瓦ぶき平家建
- (4) 延床面積 32.39平方メートル

2 所有者等が行うべき措置

建築物の除却

建築物内残置物の搬出

3 措置期限

令和 3年 1月15日（金）

期限までに措置が行われない場合は、名古屋市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、当該建築物を除却する。

当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等（以下「動産等」という。）については、市長等が相当の価値があると認めるものを除き、撤去または処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置期限までに当該動産等を搬出すること。

4 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域コミュニティ係

電話 052-972-3126

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物南側第 1 立体駐車場	286台	222台
建物南側第 2 駐車場	62台	変更なし
建物南側第 3 駐車場	99台	48台
計	447台	332台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	3箇所	2箇所
出口	3箇所	変更なし
出入口	1箇所	2箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

(1) 2(1)については、令和 3年 7月26日

(2) 2(2)については、令和 3年 1月 8日

4 変更しようとする理由

(1) 2(1)については、利用実績に見合った駐車場運営とするため

(2) 2(2)については、駐車場の運用の見直しのため

5 届出の日

令和 2年11月25日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年12月 4日から令和 3年 4月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 4月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課